

- Dening, Walter. *A Life of Toyotomi Hideyoshi*, Tokio, 8°
- Douglas, Sir R. K. *Europe and the Far East*. London. 8°; 2 nd. ed. 1913.
- Hearn, I., *Japan, an attempt at interpretation*. New York and London, 8°
- Helmholtz, H. F. *The World's History*. 8 vols., London. f°
- Koch, W. *Japan, Geschichte nach Japanischen Quellen und Ethnographischen Skizzen*.
Dresden, 8°
- Polmer, F. *With Kuroki in Manchuria*, New York.
- Warner, H. D. and F. Millard. *The Romance of a Nation*. London, 8°
- Wade, B. I. P. *Manchu and Muscovite*. London, f°
- 1905 A. D. (明治卅八年)
- Bacon, Miss A. M. *Kobiety samurajske*. Warszawa. 8°
- Bacon, Miss. A. M. *In the land of the gods. Japanese folklore tales*. London, 8°
- Bergl, H. van den. *Japan's geschichtliche Entwicklung*. Halle, 8°
- Bogdanowitsch, T. *Skizzen aus Alt und Neu Japan*. St. Petersburg, 8°

- Brain, B. M. *All about Japan*. London. 8°
- Burliegh, B. *Empire of the East, or Japan and Russia at War, 1904—5*. London. 8°
- Hare, J. H. *A Photographic Record of the Russo-Japanese War*. New York
- Mc Kenzie, F. A. *From Tokio to Tiflis*. London.
- Nagaoka, H. *Histoire des relations du Japon. avec l'Europe au XVIIe et XVIIIe siècle*.
Paris, 8°
- Posner, S. *Japonija*. Warszawa.
- Reyington, C. à Court. *La guerra russo-giapponese dall'inizio della Ostilità alla ritirata
dei russi su Mukden*. Torino.
- Strang, H. *Kobo: a Story of the Russo-Japanese War*. London, 8°
- Suyematsu, K. *Rising Sun. Some papers relating to the problem of the War*. London,
8°
- Villiers, F. *Port Arthur: Three Months with the besiegers*. London, 8°
- Wade, B. I. P. *The Re-Shaping of the Far East*. 2 vols., London and New York. 8°

- Wirth, A. Geschichte Asiens und Osteuropas. Halle, 8°
- Wright, H. S. With Togo. On the flagship. London, 8°
 ○1906 A. D. (明治卅九年)
- Balet, L. Oeuvre politique de Shōtoku Taishi. Mélanges Japonais, Bd. 3. 8°
- Florenz, K. Geschichte der japanische Literatur. Leipzig, 8°
- Nachod, O. Geschichte von Japan. Die Urzeit (bis 645 n. chr.), Gotha, 8°
- Pasteur, V. M. Gods and Heroes of Old Japan, London, 4°
- Satow, Sir Ernest Mason. Kinsé Shiraku. A History of Japan. Tokyo, 12° 增補版
 ○1907 A. D. (明治四十年)
- Becker, J. E. de Feudal Kamakura. Outline Sketch of the History of Kamakura from 1186 to 1333. Yokohama, 8°
- Clement, E. W. Hildreth's "Japan as it was and is" a Handbook of Old Japan. London, 8°
- Griffis, William Elliot. The Japanese Nation in Evolution. New York, 12°

- Ia Mazelière, Marquis de. Le Japon. I Histoire et Civilisation. II Le Japon Féodal.
- III Le Japon des Tokugawa. IV Le Japon moderne 1. (1854—1869) V Le Japon moderne 2. (1869—1910) 4 vols., 1907—23. Paris, 8°, 12°
- Nyman, Th. Nagra Bilder ur Japans Historia, trenne föredrage. Stockholm, 12°
- Tschepe, A. Japans Beziehungen zu China seit den ältesten Zeiten bis zum Jahre 1600. Yentschoufu, Shantung, 8°
- Wenckstern, Fr. von. A Bibliography of the Japanese Empire, 2 vols., Leiden, Tokyo. 1907—1910. 8°
 ○1908 A. D. (明治四十一年)
- Ballagh, M. T. K. Glimpses of Old Japan, 1861—1866.
- Brito Rebello, J. I. de. Peregrinação de Fernão Mendes Pinto. Edição popular com uma notícia, notas e glossario. 4 vols. Lissabon, 8°
- Joly, Henri, L. Legend in Japanese Art. A description of historical episode, legendary characters, folklore, myths, religious symbolism. London & New York, 4°

- Paulzow, H. Das Kaiserreich Japan. Berlin, 8°
 ○ 1909 A. D. (明治四十二年)
- Lloyd, A. Every Day Japan. Written after 15 year's residence and work in the country. London, 8°
- Montgomery, H. B. The Empire of the East: a Simple account of Japan as it was, is, and will be. Chicago, 8°
- Okuma, Graf Shigenobu. Fifty Years of New Japan. 2 vols., London, 8°
- Sales y Ferré Manuel. La Transformacion del Japon. Madrid, 8°
- Satow, Sir Ernest Mason. Japan. (The Far East, 1815—71. 2. The Cambridge Modern History, vol. II)
- Teloki, Pál Gróf. Atlas zur Geschichte der Kartographie der Japanischen Inseln..... Budapest, 1°
 ○ 1910 A. D. (明治四十三年)
- Asakawa, K. Notes on Village Government in Japan after 1600. (J. A. O. S. vol. 30,

31. 1910—11.) 8°

- Faber, Hermann. Alt-Japan. Skizzen und Geschichten, mit Wiedergaben echt Japanischer Holzschnitte. Leipzig, 8°
- Longford, Joseph H. The Story of Old Japan. 2 nd. ed. London, 8°
- Williams, Samuel Wells. A Journal of the Perry Expedition to Japan 1833—1854. (T. A. S. J vol XXXVII), Part II. Yokohama, 8°
- The Japanese Empire. (A reprint of *The Times* Japanese Edition, July, 19), 1910. London, 4°
 ○ 1911 A. D. (明治四十四年)
- Porter, Robert P. The full recognition of Japan being a detailed account of the economic progress of the Japanese Empire to 1911. London, 8°
 ○ 1912 A. D. (大正元年)
- Arnoux, J. Le Peuple Japonais. *Etudes Internationales*. Paris, 8°
- Asakawa, K. Some of the Contributions of Feudal Japan to the New Japan. (J. R. D. vol. 3. 1912—13). 8°

- Cordier, Henri. *Bibliotheca Japonica, Dictionnaire bibliographique des ouvrages relatifs à l'empire Japonais.* Paris, 4°
- Cordier, Henri. *Le premier traité de la France avec le Japon (Yéto, 9 oct. 1858)* (T'oung Pao 通報 vol 13.) 8°
- Lowton, L. *Empires of the Far East. A Study of Japan and her Colonial Possessions of China and Manchuria and of the Political Questions of Eastern Asia and the Pacific.* 2 vols., London, 8°
- Saito, Hisho. *A History of Japan.* Tr. Elizabeth Lee. London, 8°
○1913 A. D. (大正二年)
- Barthold, W. *Die geographische und historische Erforschung des Orients mit besonderer Berücksichtigung der russischen Arbeiten, aus dem Russischen übersetzt von E. Ramberg-Figulla.* Leipzig, 8°
- Fenollosa, Ernest F. *Epochs of Chinese and Japanese Arts: An Outline History of East Asiatic Design, new and revised edition.* 2 vols., London and New York, 4°; 獨譯, 1923.

Leipzig, 2 Bl. 8°

- Mitford, E. B. *Japan's Inheritance; the Country, its people, and their destiny.* London.
- Scholz, O & Vogt, K. *Handbuch für den Verkehr mit Japan.* Berlin, 8°
○1914 A. D. (大正三年)
- Anderson, J. *The Spell of Japan.* Boston.
- Asakawa, K. *The Origin of the Fudal Land Tenure in Japan.* (A. H. R. vol. 20).
- Golder, F. A. *Russian Expansion on the Pacific, 1614—1850.* Ohio, 8°
○1915 A. D. (大正四年)
- Olement, Ernest Wilson. *A Short History of Japan.* Chicago, 12°; 4th ed. Tokyo, 1926.
12°
- Porter, Robert P. *Japan, the New World-power.* London, 8°
- Schmidt, H. *Japan im Weltkrieg und das China-problem.* 2 ed. Bremen, 8°
○1916 A. D. (大正五年)
- Davis, F. Hadland. *Japan from the Age of the Gods to Fall of Tsingtau.* London, 12°

Medrin, V. M. *Siogun i Seii Taisiogun, Bakufu. Lingvisticcheskie i Istoricheskie Očerki.*
(In Russian) Vladivostok, 8°

○1917 A. D. (大正六年)

Kol, H. H. van. *Japan, Indrukken van land en Volk.* Brusse, 8°

Müller, Herbert, *Die russische Republik und Japan, Europäische Staats und Wirtschafts
zeitung.* N. 31. 32.

Trent, Payson Jackson. *The Early Diplomatic Relations between the United States and
Japan, 1853—1865.* Baltimore, 8°

○1918 A. D. (大正七年)

Asakawa, K. *Some aspects of Japanese Feudal Institutions.* (T. A. S. J. vol 46), 8°

Latouette, Kenneth Scott. *Development of Japan.* New York, 8°; 2 nd. ed. 1926.

Muller, H. P. N. *Beginselverklaring en perscirculaire der Japansche Commissie.*
Amsterdam.

Porter, Robert P. *Japan: The Rise of a Modern Power.* London, 8°

○1919 A. D. (大正八年)

Asakawa, K. *The Life of a Monastio Shō in Medieval Japan.* (A, R. A, H, A.) Washington, 8°

Riband, Michel. *Le Japon pendant la Guerre Européenne 1914—1918.* Paris, 8°

○1920 A. D. (大正九年)

Cordier, H. *Ser Marco Polo. Notes and Addenda to Sir Henry Yule's edition, containing
the results of Recent Research and Discovery.* London, 8°

Hara, Katsuro. *An Introduction to the History of Japan.* New York, 8°

○1921 A. D. (大正十年)

Kol, H. H. van. *On den Nieuw Japan, Grepen uit het leven.* Brusse, 8°

Satow, Sir Earnet Mason. *A Diplomat in Japan.* London, 8°

○1923 A. D. (大正十二年)

Dahlman, J. *Japans älteste Beziehungen zum Westen 1542—1614 in zeitgenössischen
Denkmälern seiner Kunst.* 8°

○1924 A. D. (大正十三年)

- Drusbinin, N. M. Russische Seefahrer im alten Japan. Leningrad.
 Faber, H. Volkesleben in Japan, Berlin, 8°
 ○1925 A. D. (大正十四年)
 Kurth, Julius. Die Geschichte des Japanischen Holzschnitts. Leipzig, f°
 ○1926 A. D. (昭和元年)
 Hara, Katsuro. Histoire du Japon des origines a nos jours, Paris, 8° (前掲の翻譯)
 Scherer, James A. B. The Romance of Japan, through Ages. New York, 8°
 ○1927 A. D. (昭和二年)
 Gowen, Herbert H. An Outline History of Japan. New York and London, 8°
 Pagès, Léon. Bibliographie Japonaise; ou, Catalogue des ouvrages relatifs au Japon, qui ont été publiés depuis le XV^e siècle jusqu'a nos jours. Paris, 4° (1859初版の複製, 京都)
 ○1928 A. D. (昭和三年)
 Nachod, Oskar. Bibliography of the Japanese Empire, 1906—1926. 2 vols., London, Leipzig, 8°

- Wada, T. American Foreign Policy Towards Japan During the Nineteenth Century. Tokyo, 8°
 Witte, J. Japan zwischen zwei Kulturen. Leipzig, 8°
 ○1929 A. D. (昭和四年)
 Leferer, Emil und Lederer-Seidler, Emy. Japan——Europa. Wandlungen im Fernen Osten. Frankfurt a. M., 8°
 ○1930 A. D. (昭和五年)
 Anesaki, Masaharu. History of Japanese Religion with Special Reference to the Social and Moral Life of the Nation. London, 8°
 Paske-Smith, M., C. B. E. Western Barbarians in Japan, Formosa in Tokugawa Days. 1603—1868. Kobe, 8°
 Wedemeyer, A. Japanische Frühgeschichte untersuchungen zur Chronologie und Geographieverfassung von Altjapan bis zum 6. Jahrh. N. Chr. Tokyo, 8°

第四章 時代史と特別史

史的事象の
相關的研究

すべて過去の永い歲月の間に於いて社會的に、若しくは國家的に、人類が活動したり又は考へたりした事象を研究するのが史學といふ學問であるから過去に於ける史的事象は有形無形を問はず、みなその研究の對象となつて居るのはいふに及ばぬことである、しかもその百般の史的事象が個々獨立に發達し變遷し來つたものでなく、互に交渉してゐるのであり、それらを相關的に研究せねばならないのと同時に、或る一の史的事象についても、必ずその前後の關係を知らねばならぬ。いひ換ふれば、いづれの史的事象が文化の諸相として現れ、その文化の諸相が相關聯してゐるのであるから、たゞその一史的事象のみに捕はれずして、少くとも之と關係深き他の史的事象をも考察せねば、偏頗なる史觀に墮するであらう。従つてこれらの史的事象がその時を同じくせる場合には同一の特有性が必然的に現れるのであつて、こゝに時代的

概念が生じて來るのである。

一般史もしくは
綜合史
時代史
特別史

歴史で各方面の史的事象に互つて、その共通性を觀察し各時代を一貫したものが、一般史である、即ち過去に於ける史的事象を綜合してその變遷の跡を敘述するものであるから、またこれを綜合史とも稱する、従つてこの一般史または綜合史でその一づゝの時代に屬せるものを時代史といふのであるが、之に對して或る特種の史的事象のみをすべての時代を通じてなり、もしくは各時代に於いてなり、研究するものを特別史と稱するのであつて、或は一地方を中心としたり、一人物を中心としたりするものもあり、特別史はまたいろいろに分れてゐる。

いづれにしても時代史の研究をなすには先づ時代區分といふことが必要である、時代の概念が明確でなければ、一の時代に於ける史的事象を文化的に取扱ふことが出來ないからである。

第一 時代區分

元來社會であれ、國家であれ、いづれもその分子となつて居る國民の働きで成長し行く活物なのであり、それが時々刻々に變化し、絶えず變遷して行く史的現象が連關して進んでゐる有様は、彼の汪洋たる海上の波浪にも譬ふべきものであらう。一たび最も高い處に達した波はまた次第に低くなり、最も低い處に至ると、二たび高くなりつゝ、進み來る。一去一來、大波の中に小波あり、小波の中に細漣あり、或は阿波の鳴戸の様に危険な渦を生ずることもあれば、表面は進むが如く見えて底の方では逆流して居るものもあらう、そしてその間に何時となく舊現象から新現象が生れて來るのである。いはゞ時代はこの波の性質によつて之を大きい時代と、小さい時代とに區分せらるゝのであつて、たゞその如何なるところに時代と時代との分界を限るかといふのが問題であり、これを時間的にどの邊で切るといつて切れるものではない。されど之を幾つかの時代に區分してその一つ／＼を考察することに意義があり、また必要をも感ずるのである。それは、さきに第一章敘説の條にも述べて置いたやうに、時代の概念から出發しなければならぬのであつて、普通に何れ

の國の歴史でもまづ大なる時代に分け、更に小さい時代に細別して研究されるのである。

歐洲の歴史では從來古代を西ローマの滅亡までとし、中世をコンスタンチノープルの落城までとし、それから文藝復興以後を近世と普通には定められてゐたが、それも近來異論を生じて來た。國史に於いてはこれまで時代の區分はもとより、人によつてその稱呼にもいろ／＼に相異なつて居り、まだ全く歸一するに至らぬばかりか、中には時代の區分を以て一の便宜法に過ぎずとなし、必ずしも之を一定する必要がないなどといふ人すらないでもない。併しながら、時代の概念が、國史の研究に重大さを有する以上、これを一定して置くことが最も必要であり、時代稱呼の如きも、出來るだけその時代の特色を表す名辭でなければならぬ。

然らば時代の區分を如何にするかといふに、前に述べたやうな波がハツキ、ハと切られ得べきものでなければ、一の時代と他の時代との分界は之をばかして置く外はないが、さりとて時代史の敘述に之をばかして置く譯に行かな

時代の分界

いから、総合的に史的事象の移り變りを考察し、殊に國家と人民との關係が規定せられる制度史、もしくは政治史を基調とし、同じ性質を有する期間を以て一の時代となし、政治的の顯著なる史的事象によつて、一の時代と次の時代との分界に擬することが妥當であらう。或は之を廣義よりいへば、政治は百般の文化の集中した結晶でもあるから、一般史の時代區分も之に基づき得るといへよう。それでは第一に大時代の分界は最も顯著なる政治及び制度の上に現れてゐる史的事象を標準とするのが最も合理的であり、中時代や小時代では史的事象が必ずしも大時代の如く顯著ならざるも、或る政治的局面的一變した機こそ、その時代の分界たる目標を示すものであるまいか。尤も一般史としての総合的時代區分は、特別史の時代區分と必ずしも一致しないのみならず、よし政治史に主としてその標準を置くにせよ、時に特別史たる政治史の時代區分と全然同一であるとはいへない、特別史は特別史としての見地に立つてそれ〴〵、特異性を有すべきものである。即ち經濟史は經濟史として、法制史は法制史として、また文學史は文學史として、時代區分にそれ〴〵の相

一般史と特別史との時代區分

異があるであらう。また例へば宗教史もしくは風俗史に於いて無反省に政治史或は經濟史或は一般史の時代區分に依據するならば、文化としての宗教や風俗の時代的特徴を逸してしまふ恐れがないとも限らない。たゞし特別史の時代區分がそれ〴〵、獨特のものたるべきであるとはいへ、しかも一の時代の政治であり、經濟であり、法制であり、宗教なのである以上、またその間に相一致するものがあることを忘れてはならない、そして各その特色を有しつゝ、尙全體から觀れば、一の時代のものとしてその間に相通するところがあるのであるから、この共通點を捕へて、また一般史の上に時代區分を行はねばならないのである。

従來の時代區分

さて我が國に於いて政治上の局面一變について意見を發表したものは、前に慈鎮和尚の愚管抄があり、ついで北畠親房の神皇正統記もあるが、前章にいつた如くその最も具體的のものとしては、新井白石の讀史餘論であらう。白石は藤原氏が攝政關白に任せられてから豊臣氏の滅亡に至るまでを敍べ、藤原良房が攝政になつたのが外戚專權の初で、それより本朝の大勢九變して武

家の世となり、武家の世また五變して徳川氏に及んだものとしてゐる。もとよりこの書にはまだ各時代の稱呼など定めるまでに至らなかつたが、時代の區分はこの後學界の注意に上り、だん／＼時代そのもの、研究も世に公にせらるゝことゝなつた。伊達千廣の大勢三轉考の如き、遠く古代に溯つて之を論じて居り、また國史眼には明治時代の前半までを二十一紀に分つて敘述してあるが、まづ我が國史は第一に肇國の初め神代から大化改新以前、第二に大化改新以後武家執權まで、第三に武家執權以後明治維新まで、第四に明治維新以後最近に至るまでの四大時代に分たれてゐるのである。その後この四大時代の第一を古代または上代といひ、第二を王朝時代、第三を武家時代、第四を最近世など、稱して居る人もあり、或は第一第二を併せて之を上世といひ、第三の前半群雄爭覇時代まで、もしくは豊臣時代までを中世、第三の後半織田時代もしくは徳川時代以後明治維新以前を近世と稱してゐる人もあり、また或は大和時代、奈良時代、平安時代、平家時代、鎌倉時代、南北朝時代、また吉野朝時代、室町時代、安土時代、桃山時代、江戸時代及び明治時代などと稱してゐる人々もあ

る。しかもその間或は平家時代を中世に入れる人があれば、また平安時代の末に置く人があり、織田豊臣兩氏の時代を近世に入れたり入れなかつたり、時代區分も時代稱呼も未だ一定するに至らないといつて可い。これ一は多少論議を挟む餘地があるためであつて、時代稱呼でも王朝時代といふのが、國史にあつては如何にも妥當を缺いて居たり、又もし第一を上代といへば第二を中代といはねば相應しないのに、歐洲史の中世に似通つてゐるのは寧ろ平家時代若しくは鎌倉時代に始まつて、群雄爭覇のころまで、あるから、已むを得ず、第一第二を併せて上世と稱してゐるやうなこともなつてゐる。この大きな時代區分すら、かやうに議すべきものがありとせば、小時代に至つては更に多く、人々によりその説を異にせるは當然である。今左に時代區分及び時代稱呼について私案を述べて見よう。

第一章にいつたやうに、一の時代と次の時代との分界は之を幾何學的の線で切るべきものでなく、また單に過渡時代といふものを置くことも妥當でないし、或は崩壞期といひ、先驅期といひ、時代の分界とすべきものでないとすれ

時代區分に
對する私案

前後二時代に
兩屬する
時代

ば、これまでの時代區分法は訂正されねばならぬであるまいか。殊に時代の推移には、經濟、法制、政治より文學、藝術等に至るまで、國家社會の文化諸相に互つて變化が行はれるのであるが、その間或は經濟上の變動まづ現れ、次いで各方面の變動が行はれて、遂に國家や社會の制度にも變動が及んで來て、この變動が一ト先づ完成し、安定して、新しい時代が興つて來るとも見られようが、また一方には舊時代の力が弱められながらもなほ残つて居るのに、他方では既に後の時代が次第に現れはじめて居ることに注意せねばならない。されば、時代推移の分界は、この前後兩時代に屬せる時期そのものとすべきであり、前後兩時代の分界には或る程度の「時」が認められねばならぬ。私見によれば、姓氏時代より公家時代に移らんとする法興肇憲時代や、公家時代より古武家時代に移行ける保元平治時代の如きは、同じく前時代の終末期にして後時代の初發期たると共に、前後兩時代の分界を成して居るのであつて、これを前後いづれかの時代にのみ入るべきものでなく、前後兩時代に同じく屬して居るべきものであらう、従つて左に示すところの時代區分法ではこの分界に屬す

る時代は前時代の終末期としても、後時代の初發期としても現れて居るのである。これは大時代を更に分つて中時代、小時代とする場合にも、原則としては無論同じ意味の分界を必要とするのであるが、それは敘述の上に餘りに煩瑣になる恐が多いから、その特に必要ありと考へらるゝものゝ外は、この終末期と初發期とに相當する時代を暫く置かずに、主として大時代のみをこれに設け、中時代と小時代とにあつては同じ注意を以て前後の兩時代を考察し敘述するに止めようと思ふ。

大時代區分
の標準

次に今一つ繰返して述べたいのは、大きな時代を區分するには、主として政治と制度とを標準とするのが最も合理的であると前にいつたことである。即ち制度を變革する程の政治的大事件が起らなければ、大きな異なつた次の時代が現れて來ないではあるまいか、我が國は固より元首たる天皇の大權が萬世變ることなき國體を有してゐるのであるから、國史に於いては國家的に社會的にいろ／＼の制度が消長し變遷して、こゝに政治的大事件を現出せし大化改新をはじめとし、明治維新に至るまで、よくその内容を検討して、こゝに

大時代を区分しなければならぬ。そして中時代や小時代は或る顯著なる政治的事件によつて之を区分すること、し、今こゝに具體的に時代区分を試み、各その時代稱呼を擧ぐるであらう。

神代

一 神代

肇國の當初より神武天皇以前の時代をいふ。この時代はいはゞ有史以前として、古事記や日本書紀にも認められてゐるのであり、たゞ悠久なる太古の時代に過ぎないとはいへ、我が國の如何にして肇造せられたかを考察するとき、この神代の研究は意義を有するのみならず、國民思想の淵源するところまた遠くこの時代に溯るべきが故に、國史の發端として先づこゝに一時代とする。

氏姓時代

二 氏姓時代

神武天皇の御代から皇極天皇の御代までをいふ。この時代は大和に皇都が開かれて、次第に大和を中心として皇化の發展した時代から、韓土を服屬し、佛教輸入せられ、支那と交通し、多少外國の影響を蒙つたとしても、猶ほ固

有の氏姓制度を維持したのであるから、之を氏姓時代と稱する。或はまた歴世の皇都が主として大和にあつた時代であるからこれを大和朝時代と呼ぶことも差支ないであらうが、それは藝術史や風俗史などに寧ろ適當であるかも知れぬ。この時代はまた左の如く五時代に分たれる。

(一) 大和開都時代

はじめて都を大和橿原宮に奠めたまひし、神武天皇の御代から開化天皇の御代までをいふ。皇化尙ほ未だ遠く四方に及ばず、八十梟帥の諸國に居つた時代である。

(二) 皇化發展時代

崇神天皇の御代から成務天皇の御代までをいふ。皇化四方に擴張せられて大和朝廷の下に國內の統一を見るに至つた時代である。

(三) 韓土服屬時代

新羅を征伐せられた神功皇后と共に、九州に行幸せられた仲哀天皇の御代から、武烈天皇の御代に至るまで、韓土の我が國に歸服して居た時代を

いふ。

(四) 臣連擅權時代

閼族によつて迎立されたまひし繼體天皇の御代より、閼族に倒れたまひし崇峻天皇の御代に至るまで、大臣大連が政權を擅にした時代をいふ。

(五) 法興肇憲時代

聖德太子の攝政せられた推古天皇の御代から、大化改新の直前なる皇極天皇の御代までをいふ。この時代は氏姓時代の終末期であると共に、又公家時代の初發期でもある。即ち蘇我氏は一時聖德太子によつてその權力を抑へられた觀があつたが、太子の薨後忽ちまた專横を極めたことは、どうしても氏姓時代の繼續期と見なければならぬ。併し一方に於いては冠位が定められ、肇めて憲法が作られ、佛法は隆興し、殊に年號が建てられるなど、新時代の機運は脈々として起つて來た。これこの時代が氏姓時代と公家時代との兩時代に屬すべき所以である。或はこの時代を推古時代又は飛鳥時代ともいつて居る人があるが、飛鳥時代といへば

大化以後にも及ぶべく、また推古時代といふよりも、寧ろ太子の御事業として最も偉大なる憲法御肇作と、我が國最初の建元たる法興の年號とに基いて、この時代の稱呼に定めたいと思ふ。

公家時代

三 公家時代

前に擧げた法興肇憲時代から大化改新の新政を布きたまひし孝德天皇の御代となり、平治合戦のあつた二條天皇の御代までをいふ。法興肇憲時代は氏姓時代の終末期たると同時に既に新時代の初發期であり、推古天皇の御代聖德太子の攝政政治に大化改新への事業が多く進められた、そして大化改新以來支那の制度に據つて中央集權の制を布き、律令は制定せられ、政治はこれを本として行はれたのであるが、その後、藏人所が起り、檢非違使廳が置かれ、政權も藤原氏或は院廳に移つた、しかし大體保元平治の頃までは、國家的にも社會的にも公家が中心となつた時代である。尤も公家といへば公卿縉紳のみを指すやうにも聞えるが、これはもとオホヤケと訓んで朝廷を指し、武家と對した言葉である。更に之を九時代に分けられる。

(一) 法興肇憲時代

前に敍べた如く推古天皇の御代聖徳太子の攝政より皇極天皇の御代の終までをいふ。

(二) 改新修制時代

孝徳天皇の大化元年改新の政を行はれてから支那の制度に準據して中央集權の政治を布き、律令の修制等に從事せられて之を天下に頒布された文武天皇の御代までをいふ。

上の法興肇憲時代とこの改新修制時代とは主として大和飛鳥地方に都したまひしことから、また併せて飛鳥朝時代といはれてゐるが、それは藝術史などに適當であらう。

(三) 奈良朝時代

奈良に奠都された元明天皇の御代から引きつゞいて此地に都せられた光仁天皇の御代に至るまで七代の間をいふ。普通略して奈良朝とも呼んで居る。

(四) 平安奠都時代

長岡京遷都の御計畫から、次いで現今の京都に都を遷され、平安京と稱したまひし桓武天皇の御代から淳和天皇の御代までをいふ。

(五) 攝關新置時代

藤原冬嗣が勢力を得た仁明天皇の御代から、藤原良房が文徳天皇の攝政に任せられた後、藤原基經が關白となつた光孝天皇の御代までをいふ。

(六) 攝關中停時代

阿衡問題を惹起し、やがて基經の薨去後また攝關を置きたまはざりし宇多天皇の御代から村上天皇の御代までをいふ。朱雀村上二天皇の御代には藤原忠平が攝關であつたけれども、その薨去後また攝關を置かれなかつたのであるからこれを攝關中停時代と稱する。平安奠都時代からこの時代までを併せて平安朝時代前期と呼んでもよい。

(七) 攝關榮華時代

冷泉天皇の御代から後冷泉天皇の御代まで、藤原氏が外戚を以て攝關と

なり、政權を擅にして榮華を極めた時代をいふ。これまでは藤原時代とも呼ばれて居るが、藤原氏の勢力があつたのは既に冬嗣の時代に溯つてよいのであるから、時代の概念を示すに必ずしも妥當でないと思ふ。

(八) 上皇實權時代

後三條天皇が藤原氏の權力を收められ、白河上皇院政をはじめ給ひてより近衛天皇の御代まで、政治上の實權が上皇に歸した時代である。普通にはこれを院政時代といつてゐるが、院政はその形だけは徳川時代にもあつたといへるから、特に上皇實權時代と稱すべきであらう。

(九) 保元平治時代

保元合戦のあつた後白河天皇の御代から平治合戦の起つた二條天皇の御代までをいふ。この時代も院政は引つゞいてゐた、しかし既に公家時代の終末期であると共に古武家時代の初發期でもある、即ち公家の間に於ける政權の爭奪が保元平治の合戦で武士によつて解決され、その勢力次第に朝廷を壓せんとするに至つた時代である。

古武家時代

四 古武家時代

攝關榮華時代からこの時代までを平安朝時代後期と呼んでもよい。

公家時代の終末期でありこの時代の初發期たる保元平治時代に武家がその實力を公家の政權爭奪の間に示し、やがて一時公家と相對抗し、武家特有の政治を行ひて、公家の勢力を壓し、遂に公家を全く政治圏外に驅逐してしまつた。この時代をすべて武家時代と呼ぶのであるが、それは徳川時代までに及ぶのであつて、少くともその内容に三期の相異があり、之を一の大時代とすることは穩當でない。即ち第一期は武家が主としてその御家人であつた庄保知行の武士を支配し、警察、軍事等の實權を總べて、公家の勢力範圍まで立入つて朝廷を壓迫した時代であり、第二期は、武家が全國の武士を支配すると同時に公家をも支配した時代であり、第三期は舊武家が全然勢力を失つて新興の武家が行政司法軍事を總管し、公家は僅に儀式的の事のみその存在を認められて全く政治圏外に驅逐されてゐた時代である。こゝに第一期を古武家時代と名づけて、保元合戦から鎌倉幕府の滅亡した

元弘三年五月までとする。猶ほ次の三時代に分たれる。

(一) 保元平治時代

後白河天皇の御代から二條天皇の御代に至るまで、古武家時代の初發期をいふ。その公家時代の終末期でもあることは既述の如くである。

(二) 六波羅時代

保元平治の合戦後平氏が勢力を得て次第に政權を專にした六條天皇の御代より、安徳天皇の御代擧族遂に長門壇浦に全滅したまでをいふ。この時代までは從來二三の學者の外、普通には公家時代に屬せしめたものであるが、史的事象から論ずれば、古武家時代とすべき十分の理由が存するのであつて、純然たる武家として政權を握つたのは何といつても平氏に始まるのである。或は律令制度によつて猶ほ政治が行はれてゐるやうに見えても居るが、實際は平家がその六波羅邸に於いて武家政治を行つて居たのである。またこれまで平家時代といつて居るが、六波羅時代といふ方が後の鎌倉時代や室町時代といふ稱呼と相應するやうに思ふ。

ふ。これは次の二時代にまた小分される。

(イ) 平家全盛時代

六條天皇の御代より高倉天皇の御代に至るまでをいふ。平家一門が榮達を極めた時代である。

(ロ) 諸源勃興時代

安徳天皇御一代をいふ。以仁王の令旨によつて諸國の源氏勃興し遂に平氏を長門壇浦に全滅せしめるまで、ある。普通には平家全盛時代と合せて平家時代といつてゐるが、六波羅時代の終末期であると共に鎌倉時代の初發期でもある。

(三) 鎌倉時代

從來鎌倉時代の初は平家の都落か、平家の滅亡か、頼朝が公文所、問注所を設けた時か、或は守護地頭併置の時かになつて居るが、安徳天皇が正統の天子であらせられる以上、その崩御を以て六波羅時代の終末とすることが妥當であると共に、鎌倉時代は六波羅時代の終末期たる諸源勃興時代

にその發端を求めねばならない。また後醍醐天皇の北條氏御討伐が成功するまで鎌倉幕府が御家人の勢力に據つて天下の實權を收めてゐた間を鎌倉時代とするのが妥當であらう。これは五の小時代に分たれる。

(イ) 諸源勃興時代

安徳天皇御一代である。諸國の源氏が勃興して平氏が滅亡するまでをいふ。

(ロ) 源氏將軍時代

安徳天皇の崩御、平家の滅亡より承久元年將軍源實朝が弑逆に遭ひ、藤原頼經を鎌倉の主として迎へたけれど、猶ほ將軍の宣下なく、實權は尼將軍政子の掌中にあり、承久合戦のあつた仲恭天皇の御代までをいふ。

(ハ) 藤氏將軍時代

承久合戦の後、虛名を擁せる將軍藤原頼經、頼嗣の下に北條氏が實權を執つて居た時代、後深草天皇の建長四年三月頼嗣が廢せらるゝまでをいふ。北條義時、泰時、經時及び時頼の執權時代である。

(ニ) 宮將軍時代

後深草天皇の建長四年宗尊親王迎へられて將軍となられて以來、後宇多上皇が院政を後醍醐天皇に還された元亨元年十二月までをいふ。將軍は宗尊、惟康、久明、守邦の四親王、執權は時頼、以後高時まで、ある。

(ホ) 正中元弘時代

後宇多上皇が院政を後醍醐天皇に還されてから、北條氏が滅亡した元弘三年五月までをいふ。この時代は猶ほ宮將軍の時代といふべきであるが、鎌倉時代及び古武家時代の終末期であり、次の皇家中興時代の發端期でもあるから、別に正中元弘時代とするのが妥當であると思ふ。

五 皇家中興時代

古武家時代と中武家時代との間に、一時武家を倒し幕府を廢し、しかも攝政關白を置かず公家武家を統一して新に天皇の親政が行はれた時代を皇家中興時代と名づける。即ち元亨元年十二月後醍醐天皇の親政となつてから後龜山天皇の元中九年までである。これを皇家中興時代と稱したのは

後醍醐天皇及び後村上天皇、長慶天皇、後龜山天皇を中心として居る時代であり、同時に武家的色彩が強くて舊來の公家政治と區別せられねばならぬものがあるから、公家の語を避けて特に皇家としたのである。更に次の三時代に分けられる。

(一) 正中元弘時代

元亨元年十二月後醍醐天皇の親政がはじまり、天皇の北條氏御討伐の事業が發展して先づ正中の變となり、遂に元弘三年五月、北條氏の滅亡を見るに至るまでをいふ。

(二) 京都親政時代

元弘三年五月北條氏が滅んでから、延元元年十二月後醍醐天皇の吉野御潛幸に至るまで、天皇の京都親政の時代で、中興の業盛なりし間を指すのである。

(三) 南方巡狩時代

後醍醐天皇の吉野御潛幸より後村上天皇の御代を経て後龜山天皇の京

六 中武家時代

都御還幸に至るまでをいふ。從來南北朝時代といつてゐたのに當るが、南朝の正統たる以上、南北朝と稱することは國體上よくないといつて、今普通にこの時代を吉野朝時代と稱してゐるが、亦た妥當ではない、後村上天皇以後の皇居は吉野のみでなかつたからである。南方といふ言葉は當時の日記にも見えてゐるから、南方巡狩時代と稱したい。この時代は皇家中興時代の終末期であると共に中武家時代の初發期でもある。

後醍醐天皇の南狩より正親町天皇永祿十一年織田信長が足利義昭を奉じて入京するまでをいふ。普通には南北合一までを吉野朝時代または南北朝時代といひ、南北合一以後を室町時代又は足利時代といつてゐるが、足利氏が將軍たりしは南北合一以前からであり、群雄爭覇時代には足利氏の威令は何等行はれて居ないから、今これを纏めて中武家時代と稱する。今これを三の時代に分ける。

(一) 南方巡狩時代

後醍醐天皇の南狩より後龜山天皇の京都御還幸まで、南北兩朝が事實上對立してゐた時代である。皇家中興時代の終末期であり、また中武家時代の初發期である。

(二) 室町時代

南北兩朝の合一以後室町幕府の盛時を中心とし、應仁文明の大亂より延徳三年北條早雲が伊豆を略せしまで、多少なりとも幕府の威令が存じてゐた時代をいふ。この時代は三の小時代に分たれる。

(イ) 幕府專横時代

元中九年後龜山天皇が京都に還幸せられた年、即ち後小松天皇の明德三年から、後花園天皇嘉吉元年足利義教の殺されるまで、室町幕府の勢力公家を支配して皇室にまで及び將軍の專横を極めた時代である。

(ロ) 幕府失威時代

後花園天皇嘉吉元年より後土御門天皇文正元年まで、室町幕府の威權が失墜して行つた時代で、遂に應仁文明の亂を醸成した時代をいふ。

(ハ) 應仁文明時代

後土御門天皇應仁元年より同延徳三年北條早雲が伊豆を略するまで、初め京都を中心とした戰亂がだん／＼地方的になつた時代をいふ。

(ニ) 群雄爭覇時代

後土御門天皇延徳三年北條早雲伊豆を略してから、正親町天皇永祿十一年織田信長が足利義昭を奉じて入京するまで、群雄各地に割據し、旗を京都に樹てんと争つた時代をいふ。中武家時代の終末期であり、新武家時代の初發期である。

新武家時代

七 新武家時代

後土御門天皇延徳三年北條早雲が伊豆を略してから、新に進出した武家が各地に起つて群雄爭覇の時代となりしも、遂に織田氏から豊臣氏に至つて天下を一統し、これを承けて徳川幕府が起つた。そして政治や外交が公家から離れて武家に歸した時代で、慶應三年徳川慶喜の大政奉還に終る。これはまた左の四時代に分たれる。

(一) 群雄争覇時代

延徳三年より永祿十一年までをいふ。この間足利氏の幕府が存在してはゐたけれど、全く有名無實であり、群雄各地に起つて覇を争ひ、勢力ありし舊武家は殆んど亡びて新興の武家時代となつた、そして一方に於いて基督教の渡來、鐵砲の傳來等をはじめ近世的文化が續々と起つて來た時代である。また戰國時代ともいはれてゐる。

(二) 織田時代

信長が義昭を奉じて入京した永祿十一年より明智光秀に殺された天正十年までをいふ。或は安土時代ともいはれてゐるが、信長が安土に築城してこゝに居たのは僅にその薨去前五六年に過ぎなかつたのである次の豊臣時代、徳川時代と同じく之を織田時代と稱するのが妥當であらう。

(三) 豊臣時代

正親町天皇天正十年信長の薨後、後陽成天皇慶長五年關ヶ原の役までをいふ。尤も豊臣秀吉が薨じたのは慶長三年であり、豊臣氏の滅亡は元和

元年であるが、徳川家康が政權を執つて思ふまゝに天下に臨むやうになつたのは關ヶ原役後である。又近ごろこの時代を多く桃山時代と稱しゐるが、如何にも花々しい豊太閤を偲ぶにはよい時代稱呼のやうでもあるが、實は秀吉の居た處は大坂城、聚樂第で、その關白を罷めてからはじめて伏見城に居たのであり、桃山とはたゞ舊伏見城の附近を後に稱した地名に過ぎない。

(四) 徳川時代

關ヶ原役後徳川氏が江戸に幕府を開いて政治を行つた時代である。内田銀藏博士はその著日本近世史にこの時代が何時を以て初まるかを研究し、家康が豊臣氏を滅ぼした元和元年を以て之に擬せられ、大日本史料は第十二編を慶長八年家康が征夷大將軍に任せられし時に初めてあるが、寧ろ更に溯らしめて家康の權力が立派に天下に認められた關ヶ原役直後とするのが至當であらう。今これをまた五の小時代に分ける。

(イ) 幕政創始時代

後陽成天皇慶長五年關ヶ原役後、後光明天皇慶安四年三代將軍家光の薨去までをこの時代とする。

(ロ) 幕政修飾時代

文藝の隆興等によりて幕府の政治修飾せられて、文治的となり公家風を帯びて來た時代、後光明天皇の慶安四年から中御門天皇の享保元年に至る間で、將軍は家綱、綱吉、家宣、家繼の四代である。

(ハ) 幕政緊張時代

徳川幕府の中興時代ともいはれてゐる時代であるが、中興といふ語は必ずしも當らない、寧ろ前の修飾時代に文治的になつて弛んだ幕政を武家的に緊張せしめた時代といふべきである。中御門天皇の享保元年から光格天皇の天明六年まで、將軍は吉宗、家重、家治の三代である。

(ニ) 幕政彌縫時代

幕府は如何にも極盛の外觀を呈して居たとしても、實は衰頽に傾いて居つた幕政を彌縫せんとして、改革に繼ぐに改革を以てしたが、遂に幕

府の威權を失ふことになつた時代で、光格天皇天明六年から孝明天皇嘉永六年まで、將軍は家齊、家慶の二代をいふ。

(ホ) 攘夷開港時代

孝明天皇嘉永六年から明治天皇の慶應三年に終る。第十三代將軍家定嗣いで後、第十五代將軍慶喜の大政奉還に至る時代である。米艦浦賀に渡來してから攘夷開港、勤王佐幕互に相争ひ幕府の威信地に墜ち、政治の中心漸く江戸を去つて京都に移るに至つた間をいふ。また單に幕末時代ともいはれてゐるが、この時代は又次の憲政時代の初發期でもあるから、こゝに攘夷開港時代と呼ぶことにする。

八 憲政時代

新武家時代の終末期であり、また同じく徳川時代の終末期たる攘夷開港時代を初發期とし、明治維新に至つて政權朝廷に復歸し、また天皇親政の御代となつた、そして盛に歐米の文明を輸入して制度文物はこゝに一變し、憲法を發布して立憲政治を行ひ、日清日露の兩戰役を経て臺灣を領有し朝鮮を

併合したが、大正四年から七年まで引續いた歐洲大戰にも參加し、ヴェルサイユ會議の結果南洋諸島を委任統治し、我が國は遂に世界の三大海軍國となつた。この最近世及び現代もまたこの憲政時代に包含せらるべきものである。

(一) 攘夷開港時代

孝明天皇嘉永六年から明治天皇慶應三年までをいふ。

(二) 明治時代

明治天皇慶應三年より明治四十五年天皇の崩御まで、明治天皇の御一代をいふ。

(三) 大正時代

大正天皇御一代の間をいふ。

右の明治時代と大正時代との二つの時代を併せて普通に之を最近世といつてゐる。

(四) 昭和時代

普通にこれを現代といつてゐる。

こゝに一言したきは、最近世及び現代といはれてゐる時代をこゝに入れて置いたが、その研究は史料等の關係から大に困難であることを知らねばならない。専門的にいへば五十年以内を歴史として取扱ふべきや否やは論議せられ得べきものであつて、活動した人々が猶ほ生存してゐるものも少くないし、資料の如何によつては之を公にすることが、その人々の利害に關係を有するのみならず、外交や軍事や國家の休戚にも影響及ぼすことがあるのであるから、之を祕密に附せねばならぬものも多いであらう。従つて多く表面に現れた事柄のみによつて、之を敘述し論評し得るに過ぎないから、その真相を捉へて公平なる批判を下すことは甚だ困難といはねばならない。それに歴史家としても、現在直接に國家の利害等に關係ある史實を暴露するが如き舉動に出で、自ら快とするは固より國民としてよく忍んで爲し得らるべきことではない。されど最近世史の必要なことも政治家、實業家はた教育家等にも痛感せられてゐるから出來得るだけ現在の諸問題に史的研究を加へその

成果を發表するはまた國史を研究するもの、任務であらう。
さて以上に敘述した時代區分を見易からしむる爲めに左に表示することにする。(括弧内の亞刺比亞數字は我が皇紀である)

第一 神代

第二 氏姓時代

神武元(1)―皇極四(1305)

- 一 大和開都時代 神武元(1)―開化六〇(363) 五百六十三年
 - 二 皇化發展時代 崇神元(364)―成務六〇(850) 二百八十七年
 - 三 韓土服屬時代 仲哀元(851)―武烈八(1166) 三百十六年
 - 四 臣連擅權時代 繼體元(1167)―崇峻五(1252) 八十六年
 - 五 法興肇憲時代 推古元(1253)―皇極四(1305) 五十三年
- 第三 公家時代 推古元(1253)―一條永萬元(1825)
- 一 法興肇憲時代 推古元(1253)―皇極四(1305) 五十三年
 - 二 改新修制時代 孝德大化元(1305)―文武慶雲四(1367) 六十三年

- 三 奈良朝時代 元明慶雲四(1367)―光仁天應元(1441) 七十五年
 - 四 平安奠都時代 桓武天應元(1441)―淳和天長一〇(1493) 五十三年
 - 五 攝關新置時代 仁明天長一〇(1493)―光孝仁和三(1547) 五十五年
 - 六 攝關中停時代 宇多仁和三(1547)―村上康保四(1627) 八十一年
 - 七 攝關榮華時代 冷泉康保四(1627)―後冷泉治曆四(1728) 一百二年
 - 八 上皇實權時代 後三條治曆四(1728)―近衛久壽一(1815) 八十八年
 - 九 保元平治時代 後白河久壽一(1815)―一條永萬元(1825) 十一年
- 第四 古武家時代 後白河久壽一(1815)―後醍醐元弘三(1393)
- 一 保元平治時代 後白河久壽一(1815)―一條永萬元(1825) 十一年
 - 二 六波羅時代 六條永萬元(1825)―安德壽永四(1845)
 - イ 平家全盛時代 六條永萬元(1825)―高倉治承四(1840) 十六年
 - ロ 諸源勃興時代 安德治承四(1840)―安德壽永四(1845) 六年
 - 三 鎌倉時代 安德治承四(1840)―後醍醐元弘三(1393)
 - イ 諸源勃興時代 安德治承四(1840)―安德壽永四(1845) 六年
 - ロ 源氏將軍時代 後鳥羽文治元(845)―仲恭承久三(1881) 三十七年

- ハ 藤氏將軍時代 後堀河承久三(1881)―後深草建長四(1912) 三十二年
- ニ 宮將軍時代 後深草建長四(1912)―後醍醐元亨元(1981) 七十年
- ホ 正中元弘時代 後醍醐元亨元(1981)―後醍醐元弘三(1993) 十三年
- 第五 皇家中興時代 後醍醐元亨元(1981)―後龜山元中九(2052)
- 一 正中元弘時代 後醍醐元亨元(1981)―後醍醐元弘三(1993) 十三年
- 二 京都親政時代 後醍醐元弘三(1993)―後醍醐延元元(1996) 四年
- 三 南方巡狩時代 後醍醐延元元(1996)―後龜山元中九(2052) 五十七年
- 第六 中武家時代 後醍醐延元元(1996)―正親町永祿十一(2228)
- 一 南方巡狩時代 後醍醐延元元(1996)―後龜山元中九(2052) 五十七年
- 二 室町時代 後小松明德三(2052)―正親町永祿十一(2228)
- イ 幕府專横時代 後小松明德三(2052)―後花園嘉吉元(2101) 五十年
- ロ 幕府失威時代 後花園嘉吉元(2101)―後土御門文正元(2126) 二十六年
- ハ 應仁文明時代 後土御門應仁元(2127)―後土御門延徳三(2151) 二十五年
- ニ 群雄爭霸時代 後土御門延徳三(2151)―正親町永祿十一(2228) 七十八年
- 第七 新武家時代 後土御門延徳三(2151)―明治慶應三(2527)

- 一 群雄爭霸時代 後土御門延徳三(2151)―正親町永祿十一(2228) 七十八年
- 二 織田時代 正親町祿十一(2228)―正親町天正一〇(2242) 十五年
- 三 豊臣時代 正親町天正一〇(2242)―後陽成慶長五(2260) 十九年
- 四 徳川時代 後陽成慶長五(2260)―明治慶應三(2527)
- イ 幕政創始時代 後陽成慶長五(2260)―後光明慶安四(2311) 五十二年
- ロ 幕政修飾時代 後光明慶安四(2311)―中御門享保元(2376) 六十六年
- ハ 幕政緊張時代 中御門享保元(2376)―光格天明六(2446) 七十一年
- ニ 幕政彌縫時代 光格天明六(2446)―孝明嘉永六(2513) 六十八年
- ホ 攘夷開港時代 孝明嘉永六(2513)―明治慶應三(2527) 十五年
- 第八 憲政時代 孝明嘉永六(2513)―
- 一 攘夷開港時代 孝明嘉永六(2513)明治慶應三(2527) 十五年
- 二 明治時代 明治慶應三(2527)―明治明治四五(2572) 四十六年
- 三 大正時代 大正大正元(2572)―大正大正一五(2586) 十五年
- 四 昭和時代 昭和元(2586)―

以上の時代区分は一般史として國史を考察したので、主として制度の變改

や政治の推移等によつて試みた私案である。更に之を的確にいふならば、この時代区分は殆ど政治史の時代区分と根本に於いて一致するものであるが次に述べる特別史には又各独自の時代区分あるべきことは當然であり、必ずしも之を適用し得るとは限らない。さりながら文化の諸相が綜合されて一時代の史的現象が現れるのであるから、各特別史の時代区分はその相互の間に於いても、亦それ等特別史と一般史との間に於いても全然無關係である筈がない。また前に舉示した時代の区分には時にその名稱と合はない時期が含まれて居る。例へば韓土服屬時代に仲哀天皇の御代を入れたり、上皇實權時代に後三條天皇の御代を入れたり、豊臣時代に秀吉の薨後關ヶ原役までを入れてあるのは、之を同じ時代とするに相當の理由があるからであり、よしこれを別にすることに多少の理由ありとしても、之を別にするだけの重要さが認められないからである。又一の時代で四年もしくは六年といふ短日月のものもあるが、年數の多少は必ずしも時代を区分する標準とはならないのであつて、いはゞその特質内容の重大さ如何によることを知ねばならぬ。

第二 地方区分

地方々々により歴史を区分するのは、先づ世界史に於ける各國史がそれである。異なる國家や社會から組織され、異なつた民族から成り立つてゐる國の歴史は此区分によつて進まねばならぬ、我が國は近く明治年間に入つて琉球は劃然我が版圖となり、日清日露兩役及び世界戰役以後、臺灣を領有し樺太の南半を獲、朝鮮を併合したのであるから、我が國史も臺灣史や朝鮮史などを加へたものでなければ爲らない、しかし國史の本體たり本幹たるべきものは古來一つの國家の中に數千年間連綿として續いて來た歴史そのものであるから、琉球や臺灣、朝鮮などの歴史はこゝに地方的区分の下に特別史として取扱はるべきものであらう。既に類聚國史にも諸蕃の部をその終に類聚し、大日本史には支那の例に倣つて外國傳をその列傳の末に附してある。今琉球、臺灣及び朝鮮の歴史及び、參考書の主なるものを擧げやう。

(琉球)

一 中山世鑑 清、向象賢著	一	一 南島志 新井白石著	一
一 中山傳信錄 清、徐葆光編	六	一 琉球陽	二五
一 重修中山世譜 清、蔡鐸編	九	一 琉球國志略 清、周煌著	六
一 沖繩法制史・東京稅務監督局編	一	一 琉球新誌 大槻文彦著	二
一 琉球藩史 小林居敬撰	三	一 使琉球錄 明、陳侃著	一
一 南島沿革史論 幣原坦著	一	一 古琉球 伊波普猷著	一
一 古琉球の政治 伊波普猷著	一	一 沖繩一千年史 鳥倉龍治著	一
一 おもろさうし 伊波普猷校訂	一	一 おもろさうし選釋 伊波普猷著	一

臺灣史

(臺灣)

一 臺灣島史 獨、リリス著 吉國藤吉譯	一	一 臺灣志 伊能嘉矩編	二
一 臺灣文化志 伊能嘉矩著	三	一 臺灣雜記 佐倉孫三編	一
一 平臺紀略 清、藍鼎元著	三	一 東征集 清、藍鼎元著	一
一 臺灣舊慣調査報告	一〇		

(朝鮮)

一 三國遺事 僧一然撰

五

一 三國史記 金富軾撰

五〇

一 東國通鑑 徐居正等撰	五六	一 高麗史 鄭麟趾等撰	一三九
一 海東釋史 韓大淵編	二六	一 日韓古史斷 吉田東伍著	一
一 朝鮮史大系 朝鮮史學會編	五	一 朝鮮佛教通史 李龍和著	二
一 朝鮮史 林泰輔編	七	一 朝鮮文化史研究 稻葉岩吉著	一
一 朝鮮史話 幣原坦著	一	一 郷歌及吏讀の研究 小倉進平著	一
一 朝鮮金石總覽 朝鮮總督府編	一	一 滿鮮地理歴史研究報告(續刊中)	

以上はたゞ余の氣付いたもの若干を挙げたのであるから、重要なもの、遺漏必ず多いであらう。殊に朝鮮史で李朝の實録は李朝史を研究するものが必ず目を通さねばならないものであるが、今僅に奎章閣と李王家とに存するのみであるから最近に京城帝國大學でこれを寫真版にし頒たれんとしてゐるのは學界を利すること多いであらう。又國朝寶鑑の如き、燃黎室記述(柳西崖著、秀吉の朝鮮陣に關せるもの)の如きまた必讀の書である。論說や考證などは史學雜誌をはじめ東洋學報、青丘學叢などに散見して居る。日韓の關係

藩史

を述ぶる條にも多少これに渉る機會があらう。また東。國。輿。地。勝。覽。は地誌ではあるが朝鮮史の研究には必ず参考しなければならぬものである。次に地方史としては既に國史の編纂著述の章にも略述した通り徳川時代に於いて既に諸雄藩のこれに着手してゐたところであるが諸藩の實録、或は由來記と稱せるものも、また一種の藩史と見得べきものである。藩史の主なるもの若干を列記すれば、

藤堂由來記

會津家世實紀

伊達治家記録

津輕一統志

秋藩紀年(秋田藩)

加賀藩史

南紀徳川史

毛利氏三代實錄

黒田三代記

細川家略記

土佐編年紀事略

西讃府志(丸龜藩)

高鍋藩實錄(日向秋月氏)

島津國史

などがある。尙ほ、いま現に薩摩藩(島津)、山口藩(毛利)、土佐藩(山内)、鳥取藩(池田)、加賀藩(前田)、小濱藩(酒井)、越前藩(松平)、津輕藩(津輕)、大村藩(大村)等の如く、編纂中のものもある。

次に地方史として明治維新以降の編纂にかゝれる府縣史、郡史、市町村史はまた近來ますますその數を加へて、中には専門家の研究になりたるものも多

府縣史

い。尤も縣史をはじめ郡史、市町村史には主としてその地理的環境の記述を詳にするに力め、中には地誌に類するものもあり、これは地方誌と稱すべきものではあるが、却つてその地方史たる面目を躍如たらしめて居るものもある。今左に府縣史、郡史及び市史の類で、余の目に觸れたものを列記し讀者の參考に供しよう。(二冊以上のもの、み括弧内に冊數を記して置く)

(府縣史)(府縣誌)

東京府史(二)

神奈川縣誌

稿千葉縣誌(二)

埼玉縣史(二)

群馬縣史(四)

栃木縣史

福島縣通史

宮城縣誌

岩手縣誌

青森縣史(八)

秋田縣史(七)

山形縣史(四)

静岡縣史(續刊中)

愛知縣史(二)

新撰岐阜縣誌

富山縣史要

石川縣史(三)

福井縣史(四)

滋賀縣史(六)

京都府誌(二)

大阪府誌(五)

三重縣史(二)

和歌山縣誌(二)

廣島縣史(三)

島根縣史(九)

徳島縣誌

香川縣史(六)

愛媛縣誌稿(二)

高知縣史要

佐賀縣誌

北海道史(二)

郡史

(郡史)(郡誌)

山城	相樂郡誌	綴喜郡誌	紀伊郡誌	宇治郡誌
大和	磯城郡誌	北葛城郡史(二)	南葛城郡史	山邊郡誌
河内	中河内郡誌			
攝津	東成郡誌	西成郡史	川邊郡誌	武庫郡史
	有馬郡誌	河藝郡史		
伊賀	阿山郡誌	名賀郡史		
伊勢	桑名郡誌	員辨郡誌	三重郡誌	飯南郡史
	安濃郡誌	多氣郡史		
尾張	愛知郡志	知多郡史(三)	東春日井郡志	西春日井郡志
	丹羽郡誌			
三河	渥美郡史(二)	碧海郡誌	幡豆郡誌	額田郡誌
	南設樂郡誌	八名郡誌	東加茂郡誌	西加茂郡誌
遠江	濱名郡史	榛原郡誌(二)	小笠郡誌	周智郡誌
	磐田郡誌	引佐郡誌		

駿河

駿東郡誌

富士郡誌

安倍郡誌

鹿原郡誌

甲斐

志太郡誌

東八代郡誌

西八代郡誌

北巨摩郡誌

伊豆

西山梨郡誌

田方郡誌

南都留郡誌

北都留郡誌

相模

三浦郡誌

愛甲郡誌

足柄上郡誌

足柄下郡誌

武藏

荏原郡誌

豊多摩郡誌

北豊島郡誌

北多摩郡誌

安房

南多摩郡誌

北足立郡誌

南葛飾郡誌

北埼玉郡史

上総

北足立郡誌

南足立郡誌

大里郡誌

秩父郡誌

下総

兒玉郡誌

入間郡誌

市原郡誌

匝瑳郡誌

常陸	東茨城郡誌	多賀郡史	栗太郡志(五)	甲賀郡史(二)
近江	滋賀郡史	坂田郡志(三)	愛智郡志(五)	東淺井郡志(四)
	野洲郡史(二)	高島郡誌	伊香郡誌	
	蒲生郡志(一〇)	犬上郡誌	不破郡史(二)	山縣郡志(二)
美濃	郡上郡史	稻葉郡志	惠那郡史	養老郡誌
	揖斐郡志	加茂郡誌		
飛驒	大野郡史(三)	益田郡誌	南佐久郡誌	更級郡誌
信濃	小縣郡史(二)	北佐久郡誌	西筑摩郡誌	北安曇郡誌
	埴科郡志	東筑摩郡誌(二)	下水内郡誌	上高井郡誌
	南安曇郡誌	上水内郡誌	下伊那郡史摘要	
上野	下高井郡誌	上伊那郡史	吾妻郡誌	群馬郡誌
	邑樂郡誌	北甘樂郡史	碓氷郡誌	佐波郡誌
	新田郡史	多野郡誌		

下野	那須郡誌	安蘇郡誌	河内郡史	雙葉郡誌
磐城	東白河郡史	西白河郡誌	石城郡誌	刈田郡誌
	石川郡史	亙理郡誌	伊具郡誌	南會津郡誌
岩城	耶麻郡誌	大沼郡誌	北會津郡誌	
	磐瀨郡誌	伊達郡誌		
陸前	名取郡誌	柴田郡誌	宮城郡誌	黒川郡誌
	加美郡誌	玉造郡誌	栗原郡誌	遠田郡誌
	志田郡沿革史	桃生郡誌	牡鹿郡誌	登米郡史(二)
陸中	和賀郡誌	江刺郡志	東磐井郡誌	上閉伊郡誌
	下閉伊郡志	九戸郡史		
陸奥	東津輕郡誌	西津輕郡誌	三戸郡誌	
羽前	最上郡史	東村山郡史(七)	西村山郡史(四)	南村山郡史(四)
	北村山郡史(二)			
羽後	飽海郡史(一〇)	北秋田郡誌	河邊郡誌	

若狹	三方郡誌	遠敷郡誌		
越前	丹生郡誌	坂井郡誌	敦賀郡誌	吉田郡誌
	今立郡誌	大野郡誌(二)	足羽郡史	
加賀	石川郡誌	能美郡誌	江沼郡誌	河北郡誌
能登	羽咋郡誌	鹿島郡誌	珠洲郡誌	鳳至郡誌
越中	射水郡誌(二)	氷見郡志	下新川郡史稿	
越後	東頸城郡誌	西蒲原郡誌	中蒲原郡誌(三)	南魚沼郡誌
	北魚沼郡誌(二)	中魚沼郡誌		
佐渡	佐渡郡誌			
丹波	南桑田郡誌	北桑田郡誌	船井郡誌	多紀郡誌
	氷上郡志(二)	何鹿郡誌		
丹後	加佐郡誌	與謝郡誌(二)	竹野郡誌	熊野郡誌
	中郡史誌稿			
因幡	岩美郡誌	八頭郡史考	氣高郡史考	

伯耆	東伯郡誌(二)	西伯郡誌	日野郡史(二)	
出雲	飯石郡誌	八束郡誌	能義郡誌	仁多郡誌
	簸川郡誌			
石見	那賀郡誌	安濃郡誌	鹿足郡誌	
播磨	加古郡誌	加東郡誌	加西郡誌	多可郡誌
	宍粟郡誌	美囊郡誌	增訂印南郡誌(二)	神崎郡沿革史
	揖保郡誌	佐用郡誌	赤穂郡誌	
美作	苫田郡誌	英田郡誌	久米郡誌	勝田郡誌
備前	和氣郡誌	邑久郡誌	兒島郡史	赤磐郡誌
	御津郡誌	上道郡誌		
備中	淺口郡誌	川上郡誌	上房郡誌	阿賀郡誌
	小田郡誌	後月郡誌	都窪郡誌	
備後	沼隈郡誌	御調郡誌	比婆郡誌	神石郡誌
	雙三郡誌	蘆品郡誌		

安藝	高田郡誌	佐伯郡誌	山縣郡小史	賀茂郡志
紀伊	那賀郡誌(二)	伊都郡誌	海草郡誌	有田郡誌
阿波	日高郡誌	東牟婁郡誌(二)	南牟婁郡誌(二)	
	阿波郡誌	板野郡誌	三好郡誌	麻植郡誌
讚岐	勝浦郡志	海部郡誌	名西郡誌	
	綾歌郡誌	仲多度郡誌	三豐郡史	小豆郡誌
伊豫	大川郡誌	北宇和郡誌	西宇和郡誌	新居郡誌
	伊豫郡史	新温泉郡誌		
土佐	幡多郡誌	糸島郡誌	嘉穂郡誌	遠賀郡誌
筑前	早良郡誌			
	糟屋郡誌			
筑後	八女郡誌	山門郡史	三池郡誌	三潯郡誌

市史

(市史)

東京市史稿(續刊中) 平安通志(三)

大阪市史(九)

神戸市史(九)

第四章

時代史と特別史

三七五

豊前	宇佐郡誌	下毛郡誌	田川郡誌	京都郡史
豊後	築上郡誌			
肥前	直入郡志	西國東郡誌	速見郡史	日田郡史
	佐賀郡誌	東彼杵郡史	東松浦郡誌	西松浦郡誌
	北高來郡誌			
肥後	八代郡誌	阿蘇郡誌	玉名郡誌	鹿本郡誌
	飽託郡誌	菊池郡誌	上益城郡誌	下益城郡誌
	宇土郡誌	葦北郡誌		
日向	宮崎郡誌			
大隅	北伊佐郡誌			
薩摩	出水郡誌	日置郡誌		
琉球	國頭郡誌			

尼崎志	堺市史(八)	和歌山市史要	宇治山田市史(二)
名古屋市史(一〇)	岡崎市史(續刊中)	濱松市史	横濱開港五十年史(二)
大津市史(三)	大垣市史(三)	岐阜市史	長野市史
高崎市史	宇都宮市史	足利市史(二)	仙臺市史
青森市沿革史(三)	鶴岡市史	金澤市史	富山市史
高田市史(二)	姫路市史	岡山市史	吳市史
廣島市史(六)	下關二千年史	高知市誌	大分市史
小倉市誌(二)	久留米小史	佐賀市誌	長崎市史
熊本市誌	宮崎市史	鹿兒島市史	

第三 事物區分

次に精神的にせよ經濟にせよ、國家的もしくは社會的に發生せる文化の諸相をそれ／＼中心とするか、又は或る人や物を中心としての歴史がある、前の二つの區分に對して事物區分と稱して置かう。その文化の諸相を中心とし

ての歴史を普通に文化史といふ。或は政治史を文化史の外に置く人もあるが、國家の組織及び國家の變遷し行く狀況と社會に現れたる人間の生活狀態もしくは思想の變遷等とは相離るべからざる關係を有して居り、その間に起れる政治が亦た文化の最も主要なるものとして考察せらるべき事は、いふまでもないであらう。今これらの主なるものについて少しく述べて見よう。

政治史

外交史

(一) 外交史

これは我が國と外國との間に於ける交渉關係の歴史である。その資料の或るものを纏めたのは早く室町幕府失威時代に僧周鳳の善隣國寶記があり、續善隣國寶記これに次ぎ、徳川時代に入つて松下見林の異稱日本傳、山本北山の日本外史がある、また明治十七年、外務省から外交志稿が出版され、たがこれとて關係の史料の編纂に過ぎない。菅沼貞風氏の大日本商業史は平戸貿易志を附し、その商業貿易の歴史たると共に半ば外交の事に説き及び、渡邊修二郎氏の世界に於ける日本人が基督紀元十六世紀よりの日歐

關係を述べ、島田三郎氏の開國始末は嘉永安政頃に於ける開國の事を調べ、だん／＼外交史ともいふべきものが世に公にせられてゐる。猶ほ、この外交史關係の著書としては次の如きものが擧げられる。

- 一 増訂海外交通史話 辻善之助著
- 一 日支交通史 木宮泰彦著
- 一 日唐通交と其影響 筑波藤麿著
- 一 朱印船貿易史 川島元次郎著
- 一 伊達政宗歐南遣使考 平井希昌著
- 一 伊達政宗歐南遣使始末 堀田信直著
- 一 近世日葡通交小史 岩生成一著
- 一 日蘭三百年の親交 村上直次郎著
- 一 貿易史上の平戸 村上直次郎著
- 一 ゴーフと日本 齋藤阿具著
- 一 近世に於ける北方問題の進展 末松保和著
- 一 井伊大老と開港 中村勝麿著

- 一 近代日本外國關係史 田保橋潔著
- 一 近代日支鮮關係の研究 田保橋潔著
- 一 國際法より見たる幕末外交物語 尾佐竹猛著

尤も歐洲及び米國との外交史は外國の史料にも據らなければ完全に研究を期することが出来ないからその完璧を期することが餘程困難であらう。近時モントクス日本誌が和譯せられ、異國叢書として、シーボルト江戸参府紀行、シーボルト日本交通貿易史、ケンブエル江戸参府紀行、耶蘇會士の日本通信、ツンベルグ日本紀行、慶元イギリス書翰、ゴーフ日本回想録、フイツセル江戸参府紀行などが和譯せられ、増補異國日記抄が異國往復書翰集と共に出版されてゐるのは、この方面に於ける今後の研究に役立つものである。猶ほ又諸雜誌中の外交史に關する論文の主なるものを擧げて置かう。

- 一 治外法權について 久米邦武(第一編)

- 一 徳川家光支那侵略の企圖 小倉秀貫(第二編)
- 一 英露聯合日本侵略に關する文書に就いて 箕作元八(第四編)
- 一 和蘭パタピヤ知事より徳川幕府に上りし書簡 澁川龜太郎(第五編)
- 一 足利時代に於ける倭寇 中野禮四郎(第八編)
- 一 日明講和破裂の顛末 中村徳五郎(第八編)
- 一 徳川初代に於ける朝鮮との修交貿易 中村徳五郎(第九編)
- 一 平戸に於ける英國商館の遺跡並にウイリヤム・アダムス埋骨地 加藤三吾(第十九編)
- 一 十九世紀初年に於けるロシヤ使節 ウオエンスキ述
- 一 蘭人の江戸參證 堀竹雄抄譯(第十九編)
- 一 クリミヤ戦争の我が歴史に及ぼしたる影響 齊藤阿具(第二十一編)
- 一 秀吉の外征に就いて 有賀長雄(第廿三編)
- 一 室町幕府の外交事情 大森金五郎(第廿三編)
- 一 英人の出島蘭館乗取計畫 三浦周行(第廿三編)
- 一 文祿戰役開始以前に於ける秀吉の對外的態度を論じて此の戰役の發端に及ぶ 齊藤阿具(第廿四編)
- 池内宏(第廿四・五編)

一 日本百濟交渉志稿

樋口隆次郎(第廿四編)

一 天龍寺船に關する新研究

三浦周行(第廿五編)

一 日元貿易の研究

栢原昌三(第廿五編)

一 京城軍議に關する黒田家譜記事の錯簡と軍議の時日

池内宏(第廿五編)

一 日明勸合貿易に於ける細川大内二氏の抗争

栢原昌三(第廿五・七編)

一 膠州灣を中心としたる山東の倭寇

後藤秀穂(第廿五編)

一 倭寇と朝鮮の水軍

瀨野馬熊(第廿六編)

一 加藤清正のオランカイ攻伐

池内宏(第廿六編)

一 日唐の交通に就いて

谷森饒男(第廿六編)

一 日本朝鮮の交通に關する證據について

今西龍(第廿六編)

一 安永以前松前藩と露人との關係

河野常吉(第廿七編)

一 姑蘇城外に於ける倭寇

後藤秀穂(第廿七編)

一 日明交通史上に於ける明史の誤想に就いて

後藤秀穂(第廿八編)

一 琉球人南洋通商の最古の記録

藤田豊八(第廿八編)

一 永享條約に就いて後藤肅堂君の説を評す

栢原昌三(第廿八編)

- 一 正統四年桃渚の倭寇に就いて
- 一 蒙古襲來に就いての研究
- 一 明成祖より足利義持に贈れる勅書に就いて
- 一 元祿享保年間ロシアに於ける日本人
- 一 大内義弘と朝鮮との關係に就いて
- 一 倭寇とバハン船及寶船
- 一 倭寇とバハン船に就いて
- 一 日明勘合の組織と使行
- 一 日元間の高麗
- 一 モリソン號來航及撃攘に就いて
- 一 露國最初の遣日使節ラクスマン
- 一 明治元年舊幕府艦隊の江戸灣退去に就いて
- 一 所謂シーボルト事件
- 一 弘安の役と高麗
- 一 江戸幕府の對外政策
- 一 呂宋の入貢を促したる秀吉の書翰について

- 瀨野馬熊(第廿九編)
- 八代國治(第廿九編)
- 淺野長武(第廿九編)
- 堀竹雄(第廿九編)
- 瀨野馬熊(第三十編)
- 長沼賢海(第三十編)
- 後藤秀穂(第三十編)
- 栢原昌三(第三十一編)
- 青山公亮(第三十二編)
- 田保橋潔(第三十三編)
- 播磨檢吉(第三十四編)
- 田保橋潔(第三十四編)
- 吳秀三(第三十五編)
- 青山公亮(第三十六編)
- 井野邊茂雄(第三十六編)
- 村上直次郎(第三十六編)

- 一文永弘安兩役間に於ける日麗元の關係
- 一 蒲生氏郷の羅馬遣使について
- 一文永弘安兩役間の倭寇と高麗の對時局策
- 一 高麗高宗朝及元宗朝の倭寇
- 一 豊臣秀吉の臺灣征伐計畫について
- 一 寛永貞享時代の長崎の支那貿易
- 一 後百濟及び高麗太祖朝の日本通聘
- 一 日本切支丹とローマ教皇との文通
- 一 江戸時代に於ける銅錢の海外輸出に就いて
- 一 安南普陀山靈中佛の碑について
- 一切支丹教師の日本潛入
- 一 第二次日本イギリス同盟成立の顛末
- 一文政打拂令に關する考察
- 一 李氏朝鮮と琉球との通交
- 一 山田長政の事蹟に就いて
- 一 アンコルワットの石柱記文について

- 中村榮孝(第三十七編)
- 辻善之助(第三十七編)
- 青山公亮(第三十七編)
- 青山公亮(第三十八編)
- 岩生成一(第三十八編)
- 矢野仁一(第三十八編)
- 中村榮孝(第三十八編)
- 姉崎正治(第三十九編)
- 岩生成一(第三十九編)
- 黑板勝美(第四十編)
- 姉崎正治(第四十編)
- 坪井九馬三(第四十編)
- 井野邊茂雄(第四十編)
- 秋山謙藏(第四十一編)
- 三木榮(第四十一編)
- 黑板勝美(第四十一編)

(歴史地理)

- 一室町時代に於ける貿易港と勘合船の航路 岡部精一(第三卷)
- 一往時の平戸港 村上直次郎(第六卷)
- 一文久元年露艦の對州碇泊に就きて 武藤虎太(第六卷)
- 一明初に於ける日本と支那との交渉 池内宏(第六卷)
- 一第十九世紀初半に於ける北米合衆國の日本交通計畫概要 今井貞臣(第十一卷)
- 一堺港の研究 三浦周行(第十五・廿一・廿二・廿五卷)
- 一 依田豊(第十六卷)
- 一 百濟滅亡の我が國に及ぼせる影響 川島元次郎(第廿一卷)
- 一 朱印船渡航地信州廻知安等について 田保橋潔(第四十三卷)
- 一 一七八世紀に互れる露國の太平洋發展と對日關係 西村眞次(第四十五卷)
- 一 日本古代の貿易 伴三千雄(第四十七卷)
- 一 朝鮮役に於ける兵器と戦法の變遷 深瀬春一(第四十八卷)
- 一 外交家としての高田屋嘉兵衛 岩生成一(第四十八卷)
- 一 海外貿易家平野藤次郎 武谷水城(第四十八卷)

一刀伊來寇の真相と寇の正體

武谷水城(第四十八卷)

一日本呂宋交通史上に於ける一二の地名について 岩生成一(第五十一卷)

一南洋に於ける日本關係史料調査報告書 岩生成一(第五十二卷)

一領國時代日英關係復興計畫 田保橋潔(第五十三卷)

一江戸時代初期トッキン在住の日本人 岩生成一(第五十三卷)

一領國時代末期の日英日佛關係 田保橋潔(第五十五卷)

一日本海に於ける竹島の日本關係に就いて 樋知正太郎(第五十五卷)

一倭人上京道路に就いて 中村榮孝(第五十六卷)

一江戸時代に於ける露艦の松江領沿岸來航と之に對する防備に就いて 野坂元(第五十六卷)

一室町時代に於ける西部日本の朝鮮への通交 秋山謙藏(第五十六卷)

一角屋七郎兵衛の事蹟は何をか語る 柴謙太郎(第五十六卷)

一室町時代に於ける琉球の印度支那諸國との通交 秋山謙藏(第五十六卷)

(史林)

- 一應永の外寇 三浦周行(第一卷)
- 一朝鮮の「倭寇」 三浦周行(第二卷)

- 一 三百年前日本と臺灣との經濟的關係
- 一 德川初期の貿易家絲屋隨右衛門
- 一 維新前後の外國貿易に就いて
- 一 暹羅の日本町
- 一 文久元年に於ける外國使節江戸退去問題に就て大塚武松(第十五卷)

(諸雜誌)

- 一 義政時代の日明勘合貿易
 - 一 足利義持の對明交渉
 - 一 遣隋使並に遣唐使に關する研究
 - 一 日鮮貿易史上の三浦と和館
 - 一 足利時代の日明交通
 - 一 オスマンパシヤの横濱に上陸する迄
 - 一 琉球征討以後に於ける島津氏の殖民政策
- 栢原昌三(歴史と地理第二卷)
 辻善之助(歴史と地理第四卷)
 木宮泰彦(歴史と地理第十五・十六卷)
 武田勝藏(史學第一卷)
 宮島貞亮(史學第三・四卷)
 内藤智秀(史學第八卷)
 秋山謙藏(史學第八卷)

(二) 法制史

法制史は更に法律史と制度史とに小別せらるべきであらうが、兩者は極め

て密接なる關係を有するもので、同時に研究するのが便利である。されば我が國でもこれを分けぬこととして法制史と稱する一學科をなし、行政史立法史、兵制史、租税史などの一部分も之に包含されて居る。我が國の法制史の早く世に出でたものでは、萩野由之博士池邊義象二氏合著の日本制度通が簡にして要を得て居る。三浦周行博士は法制史之研究、續法制史の研究、中田薫博士は法制史論集を、また中田博士編の宮崎先生論文集も必讀の書である。最近瀧川政次郎氏の日本法制史、牧健二氏の日本法制史論、また相次いで公にせられ、この方面の研究も漸く盛んになつて來た様である。猶ほ、我が國古代の法制史を研究するには、必ず支那や朝鮮の法制史について先づ知るところがなければならぬ。氏姓制についても、古代朝鮮との比較が必要であり、律令にしても、莊園にしても、その系統はどうしても支那から引き出して來る必要があるであらう。日本古代法典は律以下武家の法令を輯集したものである。皇典講究所講演の中で、法制に關したものを纂めた法制類纂は、今日に於いては既に舊説となつたものもあるが、簡單な

第四章 時代史と特別史

- 第卅二元 元服考
- 第卅三元 忌服の説
- 第卅四元 喪服
- 第卅五元 班田收授法
- 第卅六元 名田考
- 第卅七元 上古の司法權
- 第卅八元 上古の司法制度
- 第卅九元 刑法
- 第四十元 刑法沿革圖
- 第四十一元 古刑法の一斑
- 第四十二元 古刑法の一斑追加一
- 第四十三元 古刑法の一斑追加二
- 第四十四元 古刑法の一斑追加三
- 第四十五元 賭博に關する古來の法度
- 第四十六元 警察の沿革
- 第四十七元 中古の戶籍法

- 松本愛重
- 本居豐穎
- 同 上
- 萩野由之
- 小宮山綏介
- 木村正辭
- 萩野由之
- 木村正辭
- 村岡良弼
- 同 上
- 同 上
- 同 上
- 同 上
- 關根正直
- 小中村清矩
- 萩野由之

- 第四十八元 中古の民法大要
- 第四十九元 人身賣買の古風
- 第五十元 本邦古代の奴婢起源
- 第五十一元 本邦古代の奴婢制度
- 第五十二元 古代婚姻に關する慣例法律
- 第五十三元 本邦度量衡
- 第五十四元 量攷
- 第五十五元 里程の事
- 第五十六元 法律史參考書目
- 第五十七元 法曹至要抄作者
- 第五十八元 貞永式目考
- 第五十九元 式目追加考
- 第六十元 建武式目の辨
- 第六十一元 建武式目辨補正
- 第六十二元 武家の法制(附莊園所領守護地頭起源概論)
- 第六十三元 守護地頭略表(附守護地頭職制)

第四章 時代史と特別史

- 萩野由之
- 關根正直
- 有賀長雄
- 同 上
- 關根正直
- 小中村清矩
- 黒川眞頼
- 小宮山綏介
- 小中村清矩
- 井上頼闕
- 萩野由之
- 同 上
- 同 上
- 同 上
- 栗田寛
- 同 上

第四章 時代史と特別史

- 第六十四 室町時代の守護略表
- 第六十五 武家時代の民法大要
- 第六十六 鎌倉時代の裁判手続
- 第六十七 武家兵制
- 第六十八 徳川氏刑政の一斑
- 第六十九 徳川氏民政の一斑
- 第七十 江戸町奉行の事
- 第七十一 町會所の始末
- 第七十二 江戸町の課役
- 第七十三 切支丹改の事
- 第七十四 徳川氏施政の大要
- 第七十五 徳川氏官制大綱圖
- 第七十六 徳川氏官制
- 第七十七 近世の戸籍法
- 第七十八 徳川幕府の出版法規

三九二

今一步踏み込んで研究するには、第五十六小中村博士の法律史參考書目に

- 栗田 寛
- 萩野由之
- 同 上
- 丸山正彦
- 三上 参次
- 同 上
- 小宮山 綏介
- 同 上
- 同 上
- 同 上
- 内藤 聡 叟
- 同 上
- 同 上
- 同 上
- 同 上
- 萩野由之
- 關根 正直

より原書に溯らねばならぬが、その大要は同博士の國史學の稜にも載せられてあるから、それに少しく増補を加へ書目を擧げて參考としよう。

- 一 刑法志略 横山由清著 (明治八年學藝志林)
- 一 日本上古賣買起原及び貨幣量衡考 横山由清著 (明治十二年學藝志林)
- 一 本朝法律起原沿革 小中村清矩 (國家學會誌年三十八號)
- 一 大日本不動産沿革史 横井忠直著
- 一 日本古來財産相續法 丸山正彦著
- 一 制度通 十三卷(支那の制度) 伊藤東涯著
- 一 聖德太子十七箇條憲法 (日本書紀)
- 一 令義解 清原夏野撰 (國史大系)
- 一 令集解 惟宗直本撰 (國書刊行會叢書)
- 一 令抄 一條兼良撰 (群書類從)
- 一 令聞書 一條冬良記 (續群書類從)
- 一 倉私考 五卷 壺井義知著

第四章 時代史と特別史

三九三

- 一 講令備考 廿四卷
- 一 軍防令講義 八卷
- 一 標註令義解校本 三卷

河村秀顯撰 (續々群書類從)
 栗原信充撰
 近藤芳樹撰 (増訂故實叢書)

令集解以下七部は令義解の注釋、若しくは講義錄の様なもの。

- 一律疏殘篇
- 一律逸
- 一金玉掌中抄
- 一 類聚三代格 二十卷(九、十一、十三、十四)
- 一 交替式 (延暦、貞觀及び延喜)
- 一 弘仁式 (殘闕)
- 一 延喜式 五十卷
- 一 類聚符宣抄 十卷(二、五、四)
- 一 續左丞抄 四卷
- 一 法曹類林
- 一 法曹至要抄

(群書類從)
 石原正明輯 (續々群書類從)
 中原章任撰 (群書類從)
 (國史大系)
 (國史大系)
 (古簡集影)
 藤原時平等撰 (國史大系)
 (國史大系)
 (國史大系)
 入道信西撰 (群書類從)
 續群書類從
 坂上明兼撰 (群書類從)

一 政事要略 (現存廿七卷)

惟宗允亮撰 (改定史籍集覽)

一 朝野群載

三善爲康撰 (改定史籍集覽)

一 禁祕抄 三卷

順德天皇御撰 (群書類從)

一 職原抄

北畠親房撰 (群書類從)

一 官職祕抄 二卷

平基親撰 (群書類從)

一 百寮訓要抄

二條良基撰 (群書類從)

一 官職難儀

吉田兼右撰 (群書類從)

一 女房官品

(群書類從)

一 貞永式目

(群書類從)

一 式目追加 (元亨年間まで)

(群書類從)

日本古代法典にはこれを類聚した新編式目追加を収めてある。

清原環翠軒編 (續史籍集覽)

一 建武式目

(群書類從)

一 建武式目追加 (永正頃までのもの)

(群書類從)

一 侍所沙汰篇

(續史籍集覽)

- 一 政所壁書 (群書類従)
 - 一 大内家壁書 (群書類従)
 - 一 北條早雲廿一ヶ條 (群書類従)
 - 一 武田信玄家法 (群書類従)
 - 一 朝倉敏景十七ヶ條 (群書類従)
 - 一 長曾我部元親百ヶ條 (群書類従)
 - 一 武家諸法度 (群書類従)
 - 一 禁中方御條目(又た公家諸法度といふ)
 - 一 科條類典(又た御定百ヶ條といふ)
- 貞永式目以下すべて武家の法制書であるが、上の武家法度、禁中御條目及び科條類典等は徳川禁令考にも收められてゐる、その他重要な徳川時代の法令がまた多くの禁令考に編集せられて居る。
- 一大日本史兵志 六卷
 - 一大日本史職官志 五卷
 - 一大日本史刑法志 二卷

- 一大日本史食貨志 十六卷
 - 一大日本租稅志 七十卷
 - 一大日本貨幣史 三十二卷
 - 一 田制篇 十卷(附錄一卷)
- 田制の事は此外に建久圖田帳(史籍集覽に收む)條里圖帳考(本居全集に收む)皇朝田制考、田制派源考(日吉偉三)制地圖解抄、田令圖抄共に色川三中著)地方新書田制部(清宮秀堅)田園地方紀原(朝川鼎)田制私考(横山由清)あり、又地方落穂集、地方凡例録、田園類説などを参考しなければならぬ。

- 一 憲法志料 三十七卷 木村正辭編
- 一 職官志 六卷 蒲生君平著 (蒲生君平全集)
- 一 武家職官考 二卷 水本成美輯
- 一 武家名目抄 塙保己一編 (故實叢書)
- 一本朝官職沿革史 小中村清矩著
- 一 官職要解 和田英松著

この官職要解はもと國史國文を讀む人のために官職に關せる要點を摘んで簡明に解釋したるもので甚だ重寶である。

また論説考證は史學雜誌、國家學會雜誌、國學院雜誌等に散見する。
(史學雜誌)

- 一 徳川幕府吉利支丹宗門改考
- 一 御子代御名代考
- 一 官私稻出舉法沿革
- 一 宣旨斗考
- 一 徳政考
- 一 品部雜戸考
- 一 守護地頭考
- 一 大化の改革を論ず
- 一 奈良朝の壘田出舉稻を論ず
- 一 元弘以前徳政の弊
- 一 曲尺の起原
- 一 江戸幕府の檢地手續
- 一 國司交替につき解由與不の制
- 一 大化改新論

- 岡田正之(第一編)
- 小中村清矩(同編)
- 關根正直(同編)
- 菅政友(同編)
- 横井時冬(第二編)
- 小中村清矩(同編)
- 星野恒(第二・三編)
- 久米邦武(第三編)
- 菊地謙二郎(同編)
- 坪井九馬三(第四編)
- 星野恒(同編)
- 坪井九馬三(第五編)
- 大森金五郎(第六編)
- 三浦周行(第七編)

- 一 伊達氏の塵芥集
- 一 勘籍と蠲免との弊源を論ず
- 一 國司制の變遷
- 一 留守所考
- 一 太宰府職官考
- 一 四度使考
- 一 古代賤民考
- 一 式目に顯はれたる武家主義
- 一 年給考
- 一 地頭の得分について
- 一 石の字を斛に代用する説
- 一 戦國時代極刑の一例
- 一 條里の制
- 一 大寶二年の戸籍に見えたる位階
- 一 本邦及支那古代法の公布と其公布式
- 一 併歸使廳考

- 内田銀藏(第七編)
- 重田定一(第八編)
- 喜田貞吉(同編)
- 伊東尾四郎(同編)
- 重田定一(第九編)
- 重田定一(同編)
- 三浦周行(同編)
- 横山達三(第十編)
- 八代國治(第十一編)
- 黑板勝美(同編)
- 星野恒(第十二編)
- 阿部 愿(同編)
- 堀田璋左右(同編)
- 松本愛重(同編)
- 三浦周行(第十三編)
- 淺井虎夫(第十四編)

第四章 時代史と特別史

四〇〇

- 一 僧尼に關する法制の起源について
 - 一 後院考
 - 一 江戸時代の裁判制度
 - 一 中古初期に於ける族制
 - 一 日本憲法制定の由來
 - 一 五箇條御誓文の發表に就きて
 - 一 中古賤民の等級に就いて
 - 一 大寶律と養老律との異同を論ず
 - 一 大寶・養老二律の異同論について
 - 一 再び大寶律と養老律との異同を論ず
 - 一 再び大寶養老二律の異同論について
 - 一 中世末期の法制に關する考察
- (國學院雜誌)
- 一 大寶令以後鎌倉幕府に至る迄の官職變遷の情狀幣 原坦(第四卷)
 - 一 建武一統の際に於ける諸國莊園の課税 大森金五郎(第五卷)
 - 一 德政私考 井野邊茂雄(第五卷)
- 三浦周行(第十五編)
 - 八代國治(同編)
 - 三浦周行(第十七編)
 - 新見吉治(第廿編)
 - 金子堅太郎(第廿二編)
 - 岡部精一(第廿四編)
 - 瀧川政次郎(第廿五編)
 - 瀧川政次郎(第廿九編)
 - 三浦周行(第卅九編)
 - 瀧川政次郎(第卅九編)
 - 三浦周行(第卅九編)
 - 三浦周行(第四十一編)

- 一 律令考
 - 一 一條兼良の政見と法制史上の價值
 - 一 記録所考
 - 一 大寶令の大學制度を論ず
 - 一 惟宗直宗・直本・公方および令宗允亮
 - 一 延喜以後の宣命
 - 一 親族法制史上より見たる婚姻制度の沿革
 - 一 惟宗氏と律令
 - 一 聖德太子の十七條憲法論
 - 一 律令の變遷
 - 一 弘仁式及貞觀式に就て
 - 一 徳川時代の自治制
 - 一 氏族制時代の神社祭祀
 - 一 大化以前の勞働制度に關する考察
 - 一 律令時代に於ける俸給制度の一たる食封の研究宮崎勇藏(第卅五卷)
 - 一 律令による雜戶・段戶の比較 觀宮 靜(第卅五卷)
- 佐藤誠實(第五・六卷)
 - 三浦周行(第十卷)
 - 八代國治(第十一卷)
 - 植木直一郎(第十三卷)
 - 植木直一郎(第十三卷)
 - 植木直一郎(第十五卷)
 - 野澤富惠(第十六・七卷)
 - 和田英松(第二十卷)
 - 植木直一郎(第廿七卷)
 - 橋口長一(第廿八卷)
 - 佐伯有義(第廿九卷)
 - 松本愛重(第廿九卷)
 - 植木直一郎(第卅三卷)
 - 觀宮 靜(第卅五卷)
 - 觀宮 靜(第卅五卷)
- 第四章 時代史と特別史

(國家學會雜誌)

- 一 本朝法律起原沿革 小中村清矩(第四卷)
- 一 五人組制度 穂陳陳重(第十二卷)
- 一 沖繩縣の土地制度 内田銀藏(第十二卷)
- 一 沖繩縣の土地制度 俵 孫一(第十二卷)
- 一 封建時代の財政に就て 末松謙澄(第十二卷)
- 一 社會的制度上より觀察したる頼母子講 保田次郎(第十七卷)
- 一 頼母子の起原 中田 蕪(第十七卷)
- 一 唐令と日本令との比較研究 中田 蕪(第十八卷)
- 一 越後國割地制度 中田 蕪(第十八卷)
- 一 朝鮮意流村の地名を論じて日本古代の内治外交に關する二三の事項に及ぶ 中田 蕪(第十八卷)
- 一 餘と出擧 宮崎道三郎(第十八卷)
- 一 こほり(郡)むら(村)なる語の原義 中田 蕪(第十九卷)
- 一 日本莊園の系統 中田 蕪(第二十卷)
- 一 王朝時代の莊園に關する研究 中田 蕪(第二十卷)

- 一 大寶律令制定に至れる顛末並大寶律令の批評 山内正敏(第二十卷)
- 一 我が古代の法制關係語 中田 蕪(第廿一卷)
- 一 御朱印寺社領の性質 中田 蕪(第廿一卷)
- 一 鎌倉時代の地頭職は官職に非ず 中田 蕪(第廿一卷)
- 一 徳川時代に於ける山年貢の性質 中田 蕪(第廿一卷)
- 一 田地割替慣行の新史料に就きて 内田銀藏(第廿五卷)
- 一 割地起原論 牧野信之助(第廿五卷)
- 一 古法制三題考 中田 蕪(第廿六卷)
- 一 法制史に於ける手の働き 中田 蕪(第廿六卷)
- 一 越後國割地制度の起原を論ず 牧野信之助(第廿六卷)
- 一 牧野君の越後國割地起原論 中田 蕪(第廿七卷)
- 一 徳川時代に於ける寺社境内の私法的性質 中田 蕪(第三十卷)
- 一 日本中世相續法の研究 中田 蕪(第三十卷)
- 一 徳政の起原に就て 中田 蕪(第三十卷)
- 一 明治年間我が國農政の沿革 那須 皓(第三十卷)
- 一 母法子法なる熟語に就て 中田 蕪(第三十卷)

第四章 時代史と特別史

一 古法と觸穢

一 日本中世の家督相續法

一 京都五人組編制の年代

一 我古法に於ける保證及び連帶債務

一 徳川時代の婚姻法

一 從五位下守大判事行明法博士讃岐朝臣永直傳

一 徳川時代に於ける雇傭法の研究

一 徳川時代に於ける農業水利の權利關係

一 明治初年に於ける村の人格

一 明治初年の養子法

一 日本古代親族法

一 徳川時代の特別民事訴訟法

一 古代支那日本の土地私有制

(諸雜誌)

一 日本原始法に於ける財物の首章

一 戰國時代の武家知行法

中田 薫(第卅一卷)

中田 薫(第卅二卷)

中田 薫(第卅八卷)

中田 薫(第卅九卷)

中田 薫(第卅九卷)

瀧川政次郎(第四十卷)

金田平一郎(第四十一卷)

西崎 正(第四十一卷)

中田 薫(第四十一卷)

高柳眞三(第四十一卷)

中田 薫(第四十三卷)

金田平一郎(第四十三卷)

仁井田陞(第四十四卷)

内藤吉之助(史學第六卷)

川上多助(史學第七卷)

坂本太郎(歴史地理第五十二卷)

朝儀史

(三) 朝儀史

朝廷の儀式に關する史的研究もまた政治史の一部とし之を観ることが出来る。國家としての典禮は政治を行ふに重要な意義を有するからである。我國では古來神祇祭祀をはじめ、朝廷に於ける年中恆例の外に、行事のみならず、臨時の公事があつて、それらの儀式が極めて嚴重に行はれ、之に關する規定や慣例も入釜しかつたから、その參考も割合に多く保存せられて居るのである。手引としては先づ一條兼良公の公事根源を推すべきであらう(この書の注釋書は滋野井公麗卿の楷梯三卷が最もよい)。また最もよく纏まつたものでは水戸徳川家の編纂に成つた禮儀類典の右に出づるものがない。それには極彩色で衣服調度などを圖解にし、如何にもよく纏めてある。たゞ寫本至つて少く、一般の人には之を観ることが出来ない。この朝儀は攝關榮華時代以後有職故實として研究せらるべきものであるから、第二章補助學科考古學の中で有職學の條を參考して貰ひたい。

今こゝに主なる参考書を挙げよう。

- 一 内裏式 三卷 藤原冬嗣等撰 (群書類従)
 - 一 貞觀儀式 十卷 天保年間刊 (増訂故實叢書)
 - 一 新儀式 二卷 (群書類従)
 - 一 西宮記 廿四卷 源高明撰 (増訂故實叢書)
 - 一 北山抄 十卷 藤原公任撰 (増訂故實叢書)
 - 一 江家次第 十九卷 大江匡房撰 (増訂故實叢書)
- 一條兼良の桃華藥葉に「西宮記は古禮で、北山抄は一條院以來の儀式、江家次第は延久以後の儀式」とあれば、この三書にて攝關新置時代より上皇實權時代までの朝儀沿革を知らが出来る。
- 一 本朝月令(現存四月、五月、六月) (群書類従)
 - 一 雲圖抄 藤原重隆撰 (群書類従)
 - 一 九條年中行事 九條師輔撰 (群書類従)
 - 一 小野宮年中行事 藤原實資撰 (群書類従)
 - 一 建武年中行事 後醍醐天皇御撰 (群書類従)

- 一 日中行事 後醍醐天皇御撰 (群書類従)
- 一 年中中事秘抄 (群書類従)
- 一 神祇官年中行事 (群書類従)
- 一 東宮年中行事 (群書類従)
- 一 釋奠次第 (群書類従)
- 一 四節八座抄 (群書類従)
- 一 參議要抄 (群書類従)
- 一 羽林要秘抄 藤原資家撰 (群書類従)
- 一 新任辨官抄 藤原俊憲撰 (群書類従)
- 一 年中行事御障子文 (續群書類従)
- 一 年中行事(賀茂保隆所傳) (續群書類従)
- 一 師遠年中行事 (續群書類従)
- 一 師元年中行事 (續群書類従)
- 一 年中行事抄 (續群書類従)
- 一 師光年中行事 (續群書類従)

その他群書類従及び續群書類従の公事部に多く収めてある。また丹鶴叢書や故實叢書にもいろいろあるが、その中で左記の數部は参考となるものである。

一 當時年中行事

後水尾天皇御撰

(丹鶴叢書)

一 大内裡圖考證

裏松固禪撰

(故實叢書)

一 大内裡圖

内藤廣前鑲刻

(故實叢書)

一 年中行事畫

傳春日光長筆

政治史はまた財政史や農政史、その他行政の方面によつて分たる、ものたることは、こゝに云ふまでもない。

文化史

二 文化史

文化史は文化の諸相をそれ／＼對象として史的研究を加ふるものであるが、それらの文化を綜合して一般史的に敘述するものもまた文化史と稱せられる。固より政治も文化の成果であるとはいへ、文化史といへば普通には、政治史と別のものとして取扱はれて經濟史、商業史、風俗史、工藝史、建築史、學藝史、美術史、宗教史、教育史、または文學史など、いろいろに分れて研究される。近ごろこれらに關せる著書の世に公にせられるものもだん／＼多くなつて來た。

經濟史若しくは商業史

いま明治年間以後のもので主なるものを擧げて置く。

(一) 經濟史若しくは商業史の類に

一 大日本商業史

菅沼貞風著

一 日本經濟史

竹越與三郎著

一 日本商業史

横井時冬著

一 日本經濟史の研究

内田銀藏著

一 日本社會經濟史

本庄榮次郎著

一 日本經濟史論

福田徳三著

一 日本經濟史研究

幸田成友著

一 日本商業史

菅野和太郎著

一 日本財政史

萩野由之著

一 日本經濟史

本庄榮次郎著

(二) 工藝史には

一 日本工業史

横井時冬著

一 工藝志料

黒川眞頼著

工藝史

美術史

- 一 日本染色史
- 一 日本陶器史
- 一 上代日本染色史

(三)美術史としては

- 一 稿日本帝國美術略史
- 一 日本美術史講話
- 一 近世繪畫史
- 一 日本繪畫史上
- 一 日本建築史
- 一 日本木彫史
- 一 浮世繪

- 泉俊秀著
- 今泉雄作著
- 明石國助著

- 帝室博物館編
- 黒田鵬心著
- 藤岡作太郎著
- 佐川種郎著
- 天沼俊一著
- 坂井犀水著
- 藤懸静也著

雜誌國華は本邦美術の逸品を木版又は玻璃版とし、瀧精一博士の論文をはじめ美術史に關する研究の見るべきもの多い、近時佛、教、美術、東洋美術、或は寧樂などの美術史専門の雜誌も發刊されて居る。また審美大觀、東洋美術大觀の如き古來の名品を網羅した出版があり、正倉院御物を玻璃版木版とせる東瀛珠光及び正倉院御物圖錄、讀

風俗史

(四)風俗史には

- 一 日本風俗史
- 一 日本風俗史
- 一 日本風俗全史
- 一 日本服飾史
- 一 風俗史研究
- 一 服制の研究
- 一 日本服飾史論
- 一 日本民俗志
- 一 日本風俗史講座

刊中)のごときあり、古美術品の寫真集多く出版されて、此の方面の研究大に進んで來た、そして文様集成若しくは後素遺芳または法隆寺大鏡や七寺大鏡の如きも既に完成した。且つ時々の古美術展覽會又は東京及び奈良の帝室博物館、京都市恩賜博物館などで實物研究の機會が得られる。

- 藤岡作太郎著
- 平出鏗二郎著
- 坂本健一著
- 江馬務著
- 櫻井秀著
- 櫻井秀著
- 關根正直著
- 高橋健自著
- 中山太郎著
- 雄山閣編

宗教史

(五)宗教史では

- 一 日本宗教史
 - 一 日本宗教史の研究
 - 一 日本佛教史綱
 - 一 日本佛教史(卷一)
 - 一 日本佛教史の研究
 - 一 續編日本佛教史の研究
 - 一 日本佛教史の研究
 - 一 神祇史の研究
 - 一 日本宗教史講座
 - 一 神道講座
- 比屋根安定著
長沼賢海著
村上專精著
村上專精著
辻善之助著
辻善之助著
大屋徳城著
宮地直一著
東方書院編
神道攷究會編
- 嘗て佛。教。史。林。や佛。教。史。學。などの佛教史専門の雑誌があつたが、廢刊してしまつた尤も佛教雜誌には間々國史に關した重要な論文が掲載されてゐる。
- (六)教育史の方面では
- 一 日本教育史略
 - 一 日本教育史資料
 - 一 訂修日本教育史
- 文部省
文部省編
佐藤誠實著

教育史

文學史

- 一 日本近世教育史
 - 一 日本教育史
 - 一 日本庶民教育史
 - 一 日本庶民教育史
- 横山達三著
高橋俊乘著
石川謙著
乙竹岩造著
- この中日。本。教。育。史。資料は昌平燾を始め徳川時代に於ける各藩燾に關する材料と當時代に於ける文教の資料を輯集した編纂物である。
- (七)文學史としては
- 一 日本文學史
 - 一 國文學史十講
 - 一 國文學全史 平安朝編
 - 一 日本漢文學史
 - 一 日本漢文學史
 - 一 日本文學者年表
 - 一 日本歌謡史
 - 一 和歌史の研究
- 三上參次著
高津欽三郎著
芳賀矢一著
藤岡作太郎著
芳賀矢一著
岡田正之著
赤堀又次郎編
高野辰之著
佐佐木信綱著
- 第四章 時代史と特別史

嘗て早稲田文學や帝國文學などに文學史に關する研究評論が多く載せられたけれども、共に廢刊した後は多くの文學雜誌に時々面白い研究が發表されてゐるに過ぎない、今は京都帝國大學の藝文また廢刊した國語と國文學、國學院雜誌などにこの方面のものが載せられる。

綜合的文化史としてはこゝに各時代に分けて敘述されてゐる大笠閣編輯の安藤正次氏等の日本文化史を挙げ、その研究を輯めたものでは内藤湖南博士の日本文化史の研究を推奨するに止める。

第四 人物區分

この區分は人物を中心として歴史を研究するのである、普通に傳記と稱せられる。これには多數の人物傳と、單獨の人物傳との二種が存して居るが、その多數の人物傳にも、同じ階級とか同じ職業専門等によつて類集せられたものと、然らざるものとの別がある、扶桑畫人傳や國學者傳、記集成また日本陶工傳の如きは前者に屬し、延曆僧錄はその尤も古いものであらう、之に次いで往生傳の類や元亨釋書、本朝高僧傳などその白眉である。また大日本人名辭書

多數の人物傳と單獨の人物傳

はもと辭書の一種なるが、また人物傳を集成したものとしてみよい、國史の研究者が常に座右に置くべきものである。

大日本人名辭書は經濟雜誌社の編纂出版にかゝり、系圖年表及び人名索引等を附録とし、割合に詳密なる傳を收めてゐる。尤も中には大日本野史などを省略して、從來の傳説をそのまま載せてあつたり、生死の年月がよく調査されて居ないものも少くないが、さりとて各時代すべての人々の傳記を遺漏なく調査することは到底短日月で出来るものでもないから、これを寛恕しなればなるまい。その後この種のもの世に出でたれど、大抵この辭書を本とし、多少訂正を加へたもので、恰かも多くの國語辭典が言海を本とせるが如き觀がある。大正十五年大日本人名辭書刊行會から出版されたこの辭書の新版は刀劍鍛冶叢傳をも附してゐる。それに芳賀矢一博士の編せられた日本人名辭典の如きも座右に置いてよいものである。次に同類の人々を集めた人名辭書では、鷲尾順敬博士の大日本佛家人名辭書が割合に詳密なるものであり、附録として各宗の系譜や國師號、禪師號などの表を加へてあるのは便利で

ある。また大川茂雄氏の國學者傳記集成は一々原著を引用されてある一種の編纂物で、澤田章氏の日本畫家大辭典もこの種の白眉である。彼の日本畫家人名辭書の如きは殆んど人名を羅列して師弟の關係ぐらゐが明にされ得るに過ぎない。されどこの多數の人物傳といふべきものは早く支那に起つた列傳であり、大日本史の列傳はまたこれに屬するものといへる。

單獨の人物傳は既に養老令に家傳の事が載せ、功臣の傳を作つて保存せられることが規定してあり、家傳上下(藤原鎌足及び同武智麿の傳)や清麿傳、坂上田村麿傳などは幸に今日に傳はつた實例であらう。しかし我が國でこの人物傳が出来たのは更に溯ることが出来よう、日本書紀の本文に引用せられてゐるものに、日本武尊御傳及び聖德太子御傳とも推測されるものがある、その名文妙句が他の部分と區別し得られる。それに聖德太子に關した資料を輯めてある法王帝説の如き亦この種の古いものであらう。その他弘法大師傳をはじめ高僧の傳も多く編せられて居り、いまこの種のもものは一々之を擧ぐるに遑がない。

辭書の必要

隨筆類

所で國史の各方面に就いてすべて詳密に敘述したものがあり得る筈もなく、またそれ／＼の方面を一通り知つて居ることが普通の人々に六ヶしいとすれば前に擧げた人名辭書のやうな辭書類が必要である。我が國の辭書として古いものではまづ源順の和名類聚抄で、之に次いで拾芥抄、籙中抄、壘抄、二中曆などの類があり、江戸時代には山岡明阿彌の類聚名物考(近藤活版所から活版本が出て居る)、屋代弘賢の古今要覽稿(國書刊行會叢書)の如き大部のものも公にせられ、寺島良安の和漢三才圖會や、菊木嘉保の萬寶全書など通俗のものも出版されて居り、またいろ／＼の隨筆類や叢書類の中に參考すべきものが少くない、例へば安齋叢書、安齋隨筆の武家故實に於ける松屋叢書や鹽尻(これも活版本が出来てゐる)、甲子夜話(國書刊行會叢書)などをはじめ、非常の多數に上つてゐるが、この隨筆類には太田爲三郎氏の日本隨筆索引といふものがあつてその内容の檢索に便利である。更に明治以後これらの辭書に完全なものが出来て來た、今こゝに二三のものを紹介して置かう。

人名辭書 各時代の人名を五十音順又はいろは順に排列し、その下に一代

の傳記を記したものである。今の人物區分の條にも述べて置いたやうに大日本人名辭書が今日ではその白眉である。

地名辭書

地名辭書 これは補助學の章で述べて置いたからこゝには再説せぬ、最も多く用ゐられてゐるのが吉野東伍博士の大日本地名辭書である。

百科事彙

百科事彙 これは社會百般の事柄及び各方面の簡單なる人物傳等を最もよく編纂したもので、明治時代に世に公にせられたものは經濟雜誌社の大日本社會事彙で幾たびか増補が加へられた。また三省堂の大日本百科辭典は非常に浩瀚なもので全般に互つてよく集められてゐる。その他同文館の哲學大辭書、經濟大辭書、農業大辭書、商業大辭書、法律大辭書、岩波書店の哲學大辭典、大倉書店の佛敎大辭典、織田得能編等もまた推賞すべく、富山房の國民百科辭典は簡にして要を得たるものであり、物集高見博士の廣文庫も一寸便利である。國史の辭書としては吉川弘文館から出版した八代國治博士等編纂の國史大辭典が最もよい、その附録として、年表、挿圖等があり、増補訂正の再版本が多く行はれてゐる。尙ほ重田定一氏の國史辭典や歴史及地理講習會の日

古事類苑

本歴史辭典などもあるが、餘り力を入れた編纂ではない。又普通の辭書ではないが、明治から大正にかけての一大編纂物たる神宮司應の古事類苑は天部歳時部以下三十部門より成り、或は材料の蒐集等について如何と思はるゝ所がないではないが、之に心血を濺がれた佐藤誠實博士の總裁だけあつて、よく歴史的に資料を蒐集してある。明治十二年その計畫が發せられて以來年を閲すること三十有五年、一千卷三百五十冊(洋裝五十冊)大正二年漸く完成した、そして更に總目索引を附し、また實に一大國史辭典の用をなしてゐる。

古寫古版本
學者の手澤本

次に附言したいのは國史に關する文獻の古寫古版の本や、若しくは有名な學者の手澤本のことである。たゞに閲讀することが甚だ愉快に且つ趣味多いばかりでなく、之に據らなければ研究し得られぬ場合も少なくない。憾むらくは近來非常に高價となつて普通に手に入るゝことが六ヶしいから、先づ活版本で満足せねばならぬが、東京ならば帝國圖書館か、内閣文庫、又は東京帝國大學附屬圖書館、或は史料編纂所及び宮内省圖書寮、もしくは東洋文庫、多摩川べりの靜嘉堂文庫、少し離れて水戸の彰考館、下野の足利文庫等に就いて閱覽

叢書類

請ふ外はない、その他諸社寺貴紳の家に珍藏せらるゝものも多く、中には前田侯爵家のやうに特志の學者に限り閲覽を許されて居るところもある。

また活版本は近來多く叢書となつて居るから、それらによつて一と通り研究することは割合に容易である、その有名な叢書では云ふまでもなく群書類從續群書類從を初め近藤瓶城氏の存探叢書改定史籍集覽續史籍集覽經濟雜誌社の國史大系續國史大系余は今この正續國史大系を合せ更に増補訂正新に十四種を加へて新訂増補國史大系と名づけ、すべて六十冊として公刊しつつあるが、その完成は四年ぐらゐ後のことであらう、國書刊行會の叢書類續々群書類從新群書類從等數十種、佛書刊行會の大日本佛敎全書、それに吉川弘文館の増訂故實叢書など蓋し必要なる叢書であらう。尤もこの種のもので最も早く世に出でた甫喜山景雄氏の我自刊我叢書はいろ／＼よいものを收めてあるが、今は古本屋に時々其一部を發見するに過ぎぬことゝなつた。濱野知三郎氏の叢書目錄はまた座右に備ふべきものである。

第五章 國史の範圍

國史を研究するに當つては、一般史といはず、特別史といはず、先づその國史として研究すべき範圍がどれだけのものであるかを定めて置かねばならぬ。固より肇國以來最近に至るまで、精神的に物質的に我が國民が活動し來れる變遷の迹を研究するのが國史學であるから、その範圍は自から定まつて居るといふ人があるかも知れないが、第一に、我が國のやうな古い國では、如何にして國家が肇造されたか、古史の記載のみでは分明にし難いのであるから、我が國史の出發點は何處に置いたらよいであらうか、また幾年前までを國史として研究し得るものであらうか、猶ほまた我が國民が祖先以來活動した地理的範圍は如何に變遷してゐるであらうか、これらの時間的範圍即ち國史の年代と、地理的範圍即ち國史の舞臺とに關する問題が國史の範圍論ともいふべきものである。

國史の出發點とその終點
國史の舞臺

第一 國史の年代

有史前と有史後

史學上の術語に有史前、有史後といふのがある。この有史前と有史後との分界が歴史の出発點であるといはれる。されど悠久なる太古世運草昧に屬して居た時代に、有史前と有史後との分界が、多くの場合判然し得ないのは自明のことである。それに人類がはじめて民族的聚團を成してから、一の國家を組織するまでには、多くの歳月を経過したに相違ないのであるけれども、もし全然他の民族から隔離されて居たならば、その文化が原始的階級に止まるのは、現に亞弗利加の内地などに住んで居る蠻族を觀ても知られる。この文化の原始的階級が歴史として取扱はるべきものであるか、既に問題であつて、我が國に於いてもその原始的文化の時代が可なり長かつた、しかもたゞ言々相傳へて何等の記録を有しなかつたのである。その文字の用ゐらるゝやうになつた時代は、朝鮮半島の一部が服屬した應神天皇の御代といはれて居るけれど、實際に大陸との交通が開けたのはもつと早かつたであらう、それは支那

の史書によつても推測されるのであるが、それにしても、崇神天皇の御代以前とすることは先づ六ヶしいかと思はれる。従つて文獻に據る國史はそれ以前に溯ることが六ヶしいであらう。尤も支那文字を採用するに至らなかつた時代でも、言語といふ史料によつて研究を爲すことが必ずしも全然出來ないことはあるまい、また文字を採用した後でも、必要以上に古い年代に對する概念がなかつたとすれば、古事記や日本書紀などに記載されて居るいろいろの説話が史實の上に出來上つて居るとしても、有史前と有史後とを定むることは頗る困難であり、到底正確なる年數など分明となるべきものでない。

神代と人皇の御代

古事記、日本書紀の二書を觀るに、神武天皇以前を神代として人皇の時代と區別してゐたことは、既に奈良朝時代ごろの通説であつたと推測される。いひ換ふればそれらの編者は神武天皇以前を以て有史以前となして、その記述を進めたのであらう。後ち日本書紀の神代卷が神代として尊重され、類聚國史にも之を神祇部に入れてあり、大日本史もまた神武天皇から本紀、列傳の筆を起したことは、我が國史に神代を有史前とする思想が餘程早くから發生して

居て、それが徳川時代大日本史が編纂せられた頃までに及んだことを證明するといつてよい。その後ち國學が盛んに行はれ、引つゞいて明治時代に入つても、それとなく猶ほこの考が學者を支配し、若し神代のことを歴史的に解釋しようとする人あれば、反對の態度を取る人々があつた位である。たゞ前にも述べたやうに徳川時代に於いても既に神代を歴史として取扱はんとした新井白石の如き學者があつたけれど、惜しいかな神話傳説そのものについて學術的研究未だ發達せず、神話や傳説が譬喩的に史的事象を物語れるものとして、所謂神代なるものを觀察したるは、白石がこの研究に於いて失敗に終つた所以である。

いふまでもなく、いづれの國でも太古の史的事象は神話や傳説に蔽はれてゐるのは已むを得ない、従つて正確なる年數が分明でないにせよ、こゝに歴史としての證據物件が一つでも提供せらるれば、はじめにその正體の片影が知り得るのであり、國史の出發點として取扱はれ得るとしなればならない。この證據物件が言語であれ歌謠であれ、また考古學的遺物であれ第二章に敘

歴史の出發點

述したやうに、補助學が發達して來れば來るほど、この證據物件が數を加へるであらう、そして我が國史の出發點がいよゝゝ分明となるであらう。

されば當面の急として、具體的に我が國史を何れの時代に始むべきかと、ここに生ずる問題である。或は大日本史に従つて斷然神代を除外し、神武天皇の御代より筆を起すことにするのも一説であらうが、今日までの研究では、古事記、日本書紀その他の諸書に記載されてゐるものに、神代と神武天皇以後數代との間が、正確さに於いてどれだけの相異があるであらうか、神武天皇を以て人皇第一代とし奉ることによつて、我が國史が必ずしも傳統的に神武天皇の御代に始めねばならぬと定まつて居ない。大日本史が神代を除いて神武天皇に筆を起したのは神代の事迹が邈焉として居るといふにあつた、しかし事迹の邈焉たるは神武天皇以後數代必ずしも多く神代と變らないとすれば、寧ろ神代に溯つても差支ないであらう。さりとて國史を直ちに古事記によつて天御中主神に、若しくは日本書紀によつて國常主尊に始むべきかは猶ほ考慮しなければならぬ、言ひ換ふれば、天御中主神や國常立神は實在の御方

國史を何れの時代に始むべきか

でなくて、史的人物とは申されず、古來皇室に於かせられて御祖先たる神として、歴朝特に崇敬を加へ奉祀したまふ天照太神こそ肇國の御方であらせられ、こゝに國史を始むべきではあるまいか。謹んで按ずるに、天照太神以來皇統が御代々連綿として今日まで及んでゐるのは事實である。もし諾冉二尊をはじめ、その以前の神々が事實御祖先であらせられたら、その御神々が皇祖として皇室に祭られたまはなければならぬ。無論天照太神に御父母があり、御祖父母があらせられたに相違ないが、皇室の祖先として歴世仰がれたまふ御方は實に天照太神であつて、古事記や日本書紀に現れたまふ天照太神以前の神々は、天照太神の御出現を説明せんが爲めに出來た神話の神々としなければならぬ。或は諾冉二尊は實在の神々としても、その實在の神としての御存在は天照太神の御父母であらせられる爲めの故であつて、皇室の御祖先として天照太神を仰ぎ奉ることには、少しも矛盾がないのである。明治聖德紀念學會報告第三十四卷拙稿、古神道について、神社協會雜誌第廿八年十號拙稿、皇祖神について（参考）。

國史の出發點を天照太神の御代としても、その後の史的事象が甚だ多く不明のまゝ、神武天皇に至るのであるが、これは神武天皇以後開化天皇の御代に至るまで多く不明であるのと、少しも選ぶところが、ない、年紀の正確ならざるは共に同様であり、崇神天皇以後とてもすべて明確であるとはいへない、日本書紀の紀年が學界の問題となつてゐるのは既に徳川時代からのことである。元來古代の紀年なるものが、他國と交渉が開けない間、もしくは交渉が開けても年紀に關する正しき概念が缺けて居た間、到底正確にあり得ないのは當然のことである。我が國にあつても朝鮮半島や大陸との關係を生ずる時代に入らねばその正確を保證すること能はぬのみならず、その間互に交渉を生じて來た後でも、日本書紀の紀年は猶ほ未だその全部を信用することが出來ないのであつて、日支韓の古史を對照比較しその記事の異同を検討すれば直ちに了解せらるゝであらう。

日本書紀の紀年が必ずしも正確でないことは本居宣長なども之を論じ、藤井貞幹の如きは、その著衝口發に、凡そ六百年を減すべしと述べて居る。され

日本書紀紀
年の不正確

と日本書紀が勅撰であり、神武天皇即位の年を以て紀元元年と定められてゐることを顧慮して、日本書紀紀年の繆紕を曲庇せんとする人があり、また神武天皇即位紀元から六百年ばかりを減するやうになつては、國民的自負心を殺ぐものとして、日本書紀の紀年を正すことに反對するものもないではない、或はまたこの紀年の研究を以て現に用ゐられて居る神武天皇即位紀元を改廢するに至らんことを恐るゝものもあるが、此等は一も學術上から反駁する價値ある議論ではない。那珂博士や吉田博士も既にいはれた通り、この紀年の研究は國史の年數を氏姓時代史研究に便にする爲めに、出来るだけ正確に學術的に定めんとするのが目的であつて、決して普通に用ゐられる神武天皇即位紀元を改廢せんと欲するものでない、いはゞ國史を研究するに當つて從來の紀年に準據して居るのでは、日韓の交渉關係など、記事と時代と共に一致しないものがあり、その研究の歩を進むることが出来ないから、日本書紀の紀年を正して之に據らんとするのである。また假りにそれが定説になつたとしても、從來用ゐられる神武天皇即位紀元は改廢せらるべきものでない、恰も基

督の生れた年がその實今の基督紀元前四年なることが知られてゐるに係はらず、歐米諸國に於いて尙ほ從來の紀元を用ゐて居ると同様である。

この紀年問題について最も功績が多いのは那珂通世博士である。先づ洋々社談に、次に雜誌文第一卷の紙上に、博士がその私案を發表せられたのが動機となり、文の記者書を當時の學者に寄せて意見を求め、多くの説が同誌に現はれたのであるが、中について星野恒博士が古事記の干支によりて考察せられた一編はまた紀年を論せんとするもの、参考すべきもので、和漢洋比較年表をも末に附載せられて居る(史學叢說所收)。ついで落合直澄氏また帝國紀年私案を發表され、その餘論ともいふべきものが文第二卷に掲げられ、星野博士の之を反駁するゝあり、一時論壇を騒がした。ついで吉田博士は日韓古史斷にその説を載せ、久米邦武博士は史學雜誌第十三編に「仲哀天皇以前の年紀考」を、田口卯吉博士はその著古代の研究に於いてその説を、大槻文彦博士は「日本書紀の上代の年紀(復軒雜纂所收)を發表せられたが、更に諸家の説を参考し、最も詳細を極めたのは、二たび筆を執つてその説を立て直された那珂博士の

「上世年紀考」である（史學雜誌第八編及那珂通世遺書所收）。博士は第一章に古史年紀の延長を論じて、古事記列聖の長壽、日本書紀に文飾多きこと、日本書紀列聖の長壽、日本書紀の年紀に差謬多きこと、及び日本書紀によれば列聖以外にも長壽の人多かりしを述べ、以て其紀年の信するに足らざる所以を明にし、第二章には曆法の始まりを論じて上代にあつて我が國に正確なる曆法なかりしを述べ、欽明天皇の御代はじめて百濟から曆博士固德王保孫といふ人が來朝せること、日本書紀に見え、推古天皇の十二年始めて曆日を用ゐたといへ、その以前でも百濟朝貢以來恐らく百濟から奉つた曆本もあつたであらうし、支那三韓人の歸化したものも多かつたから記録等に紀年があつたであらう。しかし當時の紀年は天皇即位の年數を用ゐずして、たゞ歳の干支のみを用ゐたことは、古事記なる天皇の崩年、法隆寺その他の金石銘に多くの證據がある。それで某の干支の年が某天皇の某年に當るといふことは一寸知り難かつた場合が少くなかつたであらう。従つて日本書紀が紀年の書きざまにするに當つて、之を逆推するに違算を生じたることも怪むに足らぬといひ、第三章に

は辛酉革命の事を論じ、三善清行が預論革命議を引き、伴信友の「日本紀年曆考」の説を擧げ、支那の古代から行はれた陰陽五行説に胚胎した讖緯の學が我が國に入り來れる事より、辛酉革命、甲子革命の事を詳述し、推古天皇九年辛酉から一節二十一年（一千二百六十年）を溯つた年を神武天皇即位元年と定めたものであらうといひ、第四章には神功皇后、應神天皇の御代の考として、日本書紀に記したる百濟王の世傳を以て、三國史記、東國通鑑などの朝鮮史と比較し、記事も干支も符合せるに、一百二十年の差あることを指摘し、第五章に國史と韓史との紀年を比較し、そのいづれか信憑すべきかを論じて、英人アストン氏の日本上古史論をも引用し、更に皇朝及び漢韓の帝王の每世平均の年數を列擧し、必ずしも彼の一百二十年の差を以て韓史の誤なりと見做すべき理なしといひ、第六章に古事記に記載した天皇の崩年干支を擧げ、菅政友氏の「古事記年紀考」史學雜誌第二編及び菅政友全集所收によりて歴代の紀年を推し、之を日本書紀の年紀及び神武紀元の年數に配當し、支那百濟の年紀を參照のために附載された表が左の如きものである。

干支	古事記	在位年數	日本書紀の年紀	神武紀元	支那の年紀	百濟の年紀
戊寅	崇神天皇崩	垂仁、景行、成務三朝、通計九十七年	神功皇后攝政五十八年 仁德天皇四十四年	九百十八年 一千〇十五年	魏帝曹芳甘露三年 晉穆帝永和十一年	古爾王二十五年 近肖古王十年
乙卯	成務天皇崩	垂仁、景行、成務三朝、通計九十七年	仁德天皇五十年	一千〇二十二年	晉穆帝永和十一年	近肖古王十七年
壬戌	仲哀天皇崩	神功、應神、兩朝、通計三十二年	仁德天皇八十二年	一千〇五十四年	晉穆帝永和十一年	阿莘王三年
甲午	應神天皇崩	神功、應神、兩朝、通計三十二年	仁德天皇八十二年	一千〇五十四年	晉穆帝永和十一年	阿莘王三年
丁卯	仁德天皇崩	三十三	允恭天皇十六年	一千〇八十七年	宋文帝元嘉四年	毗有王元年
壬申	履中天皇崩	五	允恭天皇二十一年	一千〇九十二年	宋文帝元嘉九年	毗有王六年
丁丑	反正天皇崩	五	允恭天皇二十六年	一千〇九十七年	宋文帝元嘉十四年	毗有王十一年
甲午	允恭天皇崩	十、七、年	安閑天皇元年	一千百十四年	宋孝武帝孝建元年	毗有王二十八年
己巳	雄略天皇崩	安閑、雄略、兩朝、通計三十五年	仁賢天皇二年	一千百四十九年	齊武帝永明七年	東城王十一年
丁未	繼體天皇崩	清寧、顯宗、仁賢、武烈、繼體、五朝、通計三十八年	繼體天皇二十一年	一千百八十七年	梁武帝大通元年	聖王五年
乙卯	安閑天皇崩	八	安閑天皇二年	一千百九十五年	梁武帝大同元年	聖王十三年
甲辰	敏達天皇崩	記曰治天下、壹拾肆歲也、宣化、欽明、敏達、三朝、通計四十九年	敏達天皇十三年	一千二百四十四年	隋文帝開皇四年	威德王三十一年
丁未	用明天皇崩	三年、記曰治天下、參拾漆歲	用明天皇二年	一千三百四十七年	隋文帝開皇七年	威德王三十四年

壬子	崇峻天皇崩	五年、記曰治天下、肆歲	崇峻天皇五年	一千三百五十二年	隋文帝開皇十二年	威德王三十九年
戊子	推古天皇崩	三十六年、記曰治天下、參拾漆歲	推古天皇三十六年	一千三百八十八年	唐太宗貞觀二年	武王二十九年

この研究の結果は、多少星野博士、吉田博士等のそれと異つて居り、その所説にも多少異論を挟むべきものもないではないが、今日に於いて大體學者の據用するところとなつてゐる。尤も崇神天皇以前の年代に至つては古事記にもその崩年の干支がないので、推考し得べき根拠を有しないから、一代の平均年數を三十年として之を計算し、神武天皇の御代は所謂神武天皇即位紀元第六百年代の上半、支那にあつては漢の成帝哀帝の頃となり、基督紀元第一世紀と略、同じ年代として居らるゝ、これに就いては少しくこゝに述べたいと思ふ。

那珂博士もいつて居られる通り、日本書紀の紀年が外國關係の問題を研究するに必要なものとすれば、外國關係の起らなかつた時代の研究に對してはこの紀年説は必ずしも多くその要を認めないのみならず、神武天皇から開化天皇までは何等年紀を考察するに足るべき史料が遺されてないのであるか

ら、神武天皇の御即位紀元は學術的にいへば、之を不明とすべきものであつて、必ずしも御代數と平均年齢によつて之を推算し、神武天皇の御即位が何年前であるかを定むべき必要を認めない。

我が國史の始まりと氏姓時代の紀年とについて述べた以上、また我が國史として研究すべき最後の時代について一言しなければならぬ。これは既に「時代史と特別史」の章にも述べて置いたのであるが、具體的に昭和の今日にあつて、國史としての最後の時代、即ち國史の終を何年前とすべきであらうか。普通に歴史の研究範圍を五十年前までとする者に従へば、明治十年ごろまでが國史の範圍に入るのであるが、時代の概念からいへば、明治時代の初期を以て之に擬するは穩當でない、或は今少しく溯つて明治維新以前に局限するか、もしくは研究に多少の困難ありとするも、少くとも明治時代をすべて入れてしまふかである、猶ほ現代文化の研究と結びつけて考ふれば、或は大正時代までを最近世とする必要があるかも知れない。いづれにせよ、日にく、未來は現在となり、現在は過去となつて行くのであるから、所謂最近世なるものは之

國史として
取扱ふべき
最近の時代

を明確に規定する譯には行かない、また史的事象の性質にもよることであるから、その研究の問題に従つて、之を明治維新までとして最近世を省くか、或は之を明治時代の終り、もしくは大正時代までの最近世を取扱つてよいと思ふ。

第二 國史の舞臺

國史の演ぜられた舞臺即ち地理的範圍に就いて觀察すれば、時代によつて廣狹があることにまづ注意しなければならない。史。學。雜誌。第二編第十五號に、黒木安雄氏が「大日本帝國版圖伸張の來歴」と題し、神代以來韓國の服屬し南島の歸屬したる始末を述べられてゐるが、今こゝに取り立て、紹介する程のものでない、その所謂神代に韓土が我が版圖であつたとせらるゝが如きは、何等の根據を有しない説である。尤も此點に於いては、久米邦武博士も略同様の説を立て、更に一步を進め、支那、朝鮮及び日本の三國聯合時代があつたとまで、史。學。雜誌。第一編「日本幅員の沿革」と題せる論文に強調され、同誌第二十二編には「和漢共に日本神國なるを論ず」といふ論文を發表され、その著大。日。本。時。

國史の舞臺
は時代によ
り廣狹があ
る

代史の上代史にもその考察が載せてあるが、よしや支那から日本に移住して来た民族があつたにせよ、また朝鮮から我が國に移住したのも多かつたにせよ、それで朝鮮や支那が我が版圖であつたといふ理由にはならない。民族の移轉といふことは版圖の同じきことを意味するものでない、その間相互に交通ありしことが必ずしも同じ國家として統一されてゐたことを證明しない。日本の國內に於いてすら大和朝廷の統一事業がまだ完全に出来上らず、國々に梟帥の存在せし時代にあつて、日支韓の三國若しくは日韓兩國の連合があつたとは考へられぬ。日支韓の文化には連絡があつたといへるにしても、それで國家的の連合が成り立つて居たとする理由にはならない。また素盞鳴尊が日韓の間を往來されたといふ神話を以て素盞鳴尊が韓土を支配されたといふ資料にはなし得られない。出雲風土記にある國引神話は出雲と朝鮮との交通關係から生じたものと考へ得るとしても、また新羅を妣國と稱した古傳があつたにしても、出雲地方に擴がつて居た土族が直ちに秦韓の後といふべき新羅のそれと同一であつたといふ結論は出て來ないであらう。た

だ西日本海の沿岸一帯に山陰地方から九州北岸及び對馬壹岐にかけてそこに一の交通圈をおぼろ氣に畫き得るに過ぎないのである。(歴史地理朝鮮號 拙稿參考)

この方面の研究に關しまづ起るべき問題は我が肇國と關連して神話に現れてゐる高天原の所在である。本居宣長は古事記傳に、高天原は天なりと解釋して居る。釋日本紀所引の私記の師説や、一條兼良の日本紀纂疏もまた同じく天といふ説で、高天原に對する古い解釋といへる。此説は古事記や日本書紀の編纂せられた奈良朝時代の初に我が國民が祖先の發祥地と考へたところが神話傳説に現れてゐる高天原であり、それを當時の人が天と考へてゐたといふ意味に於いてのみ妥當とすべきであつて、記紀二書をよく讀んで見ると、高天原に關せる記事は、高天原を天上とせなければならぬところがあるかと思へば、また首都として地上とせねばならぬところもある。前後を照し合すれば矛盾あり、衝突あり、之をたゞ蒼穹なり天なりとのみ解することが出來ない。そこで新井白石は神代の事を解釋するに人事を以てすべしとの意見

高天原地上
説

から、高天原地上説を出し、その著古史通には之を常陸に推定してゐる。尤もその以前既に神道家などによつて唱へられた大和説もあるのであつて、永く勢力を得し天上説と相下らない、彼の山崎闇齋の如き、玉木葦齋の如き、吉見幸和の如き、はた谷重遠の如き皆高天原を以て大和に擬してゐるのである。その他河村秀根はその書紀集解に古俗皇都を謂つて天となす、即ち大和を指したるなりといひ、伊勢貞丈はその神道獨語に於いて、神道者の説に高天原を虚空といふも、たゞ都を天になぞらへて高天原と稱せるなりといひ、後世禁中を雲といふに同じとて、大和葛上郡に高天山、高天野と稱する地名あるより、この地を高天原に擬し、天照太神こゝに都したまふたのであると論じて居る、又天祖都城辨の著者も神武天皇紀を引いて、紀中の天香山は天照太神の御事蹟中に現はれた天香山と同じものを指したので、また大和が天照太神の頃から首都であつたことを證明するといつて居る。天祖都城辨に對しては宣長の駁論あり、伊勢貞丈の説に對しては平田篤胤の批評あり、共に天上説を主張して居るのであるが、國學系統の神道家と國學系統以外神道家や學者との間に

高天原は大
和なりとの
説

起れる論難は明治時代に及んでも東洋學會雜誌や文などに屢繰反された。

然るに高天原を以て我が皇室の御祖先の出所であると見れば、天孫の筑紫に降臨したまひし以前の地は之を何處に求むべきかの問題が民族論と結びついて來るのである、それには何故に天孫が九州の南部に御出でになつたか、その理由が記紀二書に明瞭でない以上、寧ろ高天原を以て海外なりと論定すべきであるとせられたのが横山由清氏であつた、いづれと口外はせられなかつたが、暗に朝鮮を以て天孫の祖國に擬せられてゐる(日本歴史評林參考)。

先づ國內説を批評せんに、上にいつたやうに、似寄つた地名で、之が所在を擬定するのは最も危い説である。従つて常陸、大和の外に豊前説もあれば、近江説も出て來るのであるが、近來だん／＼進歩して來た考古學や人類學によつても國內に於ける大和民族の原住地は未だ不明とせられてゐる。後に神武天皇が大和を平定せられたことや、橿原に奠都し始馭天下之天皇と稱せられ給ひしことが傳説に富んでゐるとしても、殊に天皇を人皇第一代とするに於いては、大和を以て高天原とする説は成立しない。大和に高天山があり高天

野や天香山があるにしても、それは神話傳説から附會したものであるか、或はその反對に大和に於ける山野の名が神話傳説に現れてゐるとも見られる。

この國內説に反對して起つたのが海外説で、それには、朝鮮や南洋といろいろの説があるけれども、後に民族論に述ぶるやうに、それとて高天原問題の解決にはまた遠いやうに思はれる。要するに高天原所在問題の解決にはいろいろその以前に考察せらるべきものがある、日向降臨説話を史的事象とし得べきや否や、大和民族と他の土着民族との關係如何等、多くの問題が横つてゐる。たゞ高天原の所在早く忘れられて、何時しか之を天なりと考ふるやうになり、しかも同時に神話傳説に皇室發祥の處としてまた傳へられてゐたことが、日本書紀や古事記の高天原記事であるといへるであらう。猶ほ各説神代の章にも多少之に論及するであらう。

大八洲

次に諾冉二尊の生成神話に現れてゐる大八洲が最初から大きな八つの島を指したものであるか、疑問である。本居宣長の古事記傳には大は美稱、八はイヤの約言で彌の意、たゞ多數を示すのみであらうと述べてあるが、蓋し妥

當の説であらう、そして記紀二書の編述せられた奈良朝時代には我が國民が八つの大島を指して大八洲といつてゐたことは高天原を天なりと考へてゐたのと同様であるまいか。諾冉二尊の大八洲生成説話は之を神話として解釋すべきものであつて、白石の如く之を以て二尊が國土を經營されたと斷定するは、神話傳説の解釋法を誤れるものであり、太古草昧のころ如何に交通の不便なりしかを察すれば、この國土經營説が成立し得ないことも諒解せらるるであらう。想ふに大八洲はたゞ太古に於ける我等の祖先が如何なる地理的概念を有してゐたかを窺ひ知るに足るべき資料に過ぎないのであり、これらの島々の名だけは、少くとも我々の祖先に早くから知られて居り、これらの島々の間に交通が行はれてゐたことを觀るであらう。しかもこの大八洲の島々が生成した順序や名稱にいろいろ異説のあることが、却つてまた太古に於ける地理的概念の不完全にして幼稚なりしことを我々に教ふるものである。古事記に大八洲の中で四國、九州が各その小區分の名稱を有せるに對し、最大島たる豊葦原中國に小區分の名稱がないのは、大和民族が本島よりも四

國、九州により早く蕃衍してゐたことを證明し得るではあるまいか。この點から觀ても、高天原は本島の内なる大和になかつたとする説が有力であるやうに思はれる。今左に參考として日本書紀の本文と古事記の本文とを擧げて置く。

(日本書紀)

先以淡路島爲胞、廼生大日本、豐秋津島、次生伊豫、二名島、次生筑紫島、次生隱岐洲、與佐度洲、次生越島、次生大洲、次生吉備子洲、由是始起大八洲國之號焉、卽對馬島、壹岐島及處々小島皆是潮沫凝成者矣。

(古事記)

生子淡道之穗之狹島、次生伊豫之三名島、此島者身一而有面四、每面有名、故伊豫國謂愛比賣、讚岐國謂飯依比古、粟國謂大宜都比賣、土佐國謂建依別、次生隱伎之三名島、亦名天之忍許呂別、次生筑紫島、此島亦身一而有面四、每面有名、故筑紫國謂白日別、豐國謂豐日別、肥國謂建日向日豐、久士比泥別、熊會國謂建日別、次生伊伎島、亦名謂天比登都柱、次生津島、亦名謂天之狹手依比賣、次生佐度島、次生大倭、豐秋津島、亦名謂天御虛空豐津根別、故因此八島先所生、謂大八島國、然後還坐之時、生吉備兒島、

亦名謂建日方別、次生小豆島、亦名謂大野手比賣、次生大島、亦名謂大多麻流別、次生女島、亦名謂天一根、次生知訶島、亦名謂天之忍男、次生兩兒島、亦名謂天兩屋。

この外日本書紀には幾多の異説が載せてあるが、之を分類すれば生産説(記紀の本文、紀一書の一、六、七、八、九、十、計八)凝成説(記紀の本文、紀一書の一、三、四、八、計六)存在説(書紀の一、二、計二)の三類に歸する(歴史地理第一卷喜田貞吉博士、吻々齋地理雜誌)。こゝに注意すべきは、この大八洲といふ名稱が國內的の國號となつてゐること、公式令に國內に頒下さるゝ詔書に「御大八洲天皇」とあるは、實に一の國家の下に同じ社會を成せる我が國民の地理的範圍が示されて居るのである。(次章「國號」と民族參考)

かく大八洲に關せる異説が多いのは、兎にも角にも我等の祖先が永い間活動してゐる國土は、大體この大八洲の内であつて、我が國史の大部分はこゝに演出せられて居る。無論この大八洲とて肇國の當初から、すべて皇室の下に統一されてゐたのではない、當時にあつては果してどれだけの地方であつたか固より不明である。また神武天皇が大和に都を開かれてから、開化天皇の

國史の大部分は大八洲内に演出せらる

御代の頃まで、果してとれだけ大和以外に皇化が及んで居たであらうか、崇神天皇以後大和朝廷の版圖が急に膨脹したとしても、大隅、薩摩の如き隼人族の巢窟は奈良朝時代に入つて漸く覆され、東北地方は桓武天皇の御代に坂上田村麻呂が蝦夷を征服して後拓植の業が大に進捗したので、我々の祖先は邊土の綏撫に永い年月と勞力とを費し、こゝに始めて我が國土が地理的に全く皇化に浴するまで、國史の演出された範圍がだん／＼擴がつて來たのである。

その間我が國威は朝鮮半島に及び、任那に日本府を置いて之を鎮したこともあるが、欽明天皇の御代任那の日本府亡びて後、天智天皇が遂に韓土を放棄せられてからは、我が國史も朝鮮とはたゞ外交的關係に止まつたのであり、又琉球は徳川時代の初から我が半屬國の姿であつたが、明治十二年に沖繩縣となり、北海道は豊臣時代に松前氏が蝦夷を統括してのち特に攘夷開港時代前後から外交上重要な地理的位置を占め、千島群島は明治八年樺太と交換して我が領土となつたのであるが、その樺太も日露戦争でその南半我が領有に歸し、臺灣は日清戦役で支那に割讓せしめ、朝鮮また遂に併合せられることにな

大八洲以外
における國
史の範圍

國民の雄飛
せし舞臺

つて、現今の大日本皇國を成して居るのである。

されど我が國史は我が國土のみの歴史ではない、皇室と國土と國民との歴史である。我が國の領有にならなくても、我が國民の雄飛してゐる舞臺はまた實に國史に於ける特殊の地理的範圍といつて可い。例へば鎌倉時代の後半以來漸く盛になつた八幡船の活躍した舞臺は、朝鮮沿岸から支那南北の海岸一帯であつた。また慶長元和のころ海外に往來した朱印船が帆影を映せしところの印度支那、暹羅及び南洋諸島についても、我が國史を學ぶものが、地理的研究を怠つてはならぬのである。

されば我が國史を研究するものは、地理的範圍が時代によりて廣狹あることを注意して、それらの地理的知識を養ふことに意を用ゐねばならない。また我が國の地理的位置が亞細亞大陸から離れて居ることがどれだけこの金甌無缺の國を成すに深い關係を有するか、しかも我が國の地理的位置が平時にあつては、大陸文明を輸入すること左まで困難ならざるに、大陸と海上の交通が容易ならざりしたため、國民の性情や風俗や習慣など我が國固有の特長を

失ふこと少くして今日に及んで來た。そして若し彼の我を攻むることの如何に不利なりしかは元の忽必烈が大軍を發して來襲せし時を觀ても諒解せらるゝのであり、そこに國史の特徴が現れてゐる。従つて國民の一致團結ますます鞏固となり、國內互に相和してゐない状態にあつても、一旦緩急あれば義勇奉公の國民となつたことは、前の元寇、後の日露戰役に最もよい實例を示してゐる。然るに今やこの地理的位置は航海術、航空術の發達によつて從來とは全く情勢を殊にして居る。我が國民を教へ導くものまたこの點に留意する必要があるであらう。

第六章 國號と民族

我が國は日本といひ、また美稱して大日本といふ國號を有するが、日本をニッポンと訓むべきか、又ニホンと訓むべきかすら一定して居らぬ、殊にその起原に就いては古來學者の間にまだ一定した説がない。去る明治三十二年ごろ史學雜誌で一時その議論に花を咲かせたことがあるが、矢張り孰れの説とも決定するまでに行かなかつた。併し我々日本國民が國號の起原を知らないのは、その家名の由來を知らないのと同じく、如何にも心外であるのみならず、この國號そのものが實に亦た我が史的事象の一であり、國史の研究に先づ考察すべき理由がある。

尤も我が國號はたゞこの日本といふだけでなく、高橋龍雄氏の調査によれば、すべて二十二種に上つて居る(日本主義第卅三號及第卅四號)されどその最も重要なものは先づ大八洲トヨアハラ、豐葦原アハラ、中國ナカクニ、豐葦原トヨアハラ、千五百秋瑞チヒヤクイソホアキ、德國アキツ、秋津洲アキツシマ、耶麻ヤマ

國號は史的
事象の一

我が國號

止、倭、日本などである。その國號についてはじめて説を出したものは日本書紀の注釋書である日本紀私記と、それらを集録した卜部懷賢の釋日本紀とであり、ついで之を敷衍したのが北畠親房の神皇正統記である。徳川時代に入つては本居宣長の日本國號考、伴信友の中外經緯傳など必讀の書といはねばならない。大八洲は前章にもいつたやうに、我が國を成せる大島小島を總稱したもので、伊弉諾尊、伊弉冉尊の二神が生成したまへる神話があるほど古い國號であり、養老令によればそれが國內的の國號として詔に用ゐられてゐるのである。次に豐葦原中國と豐葦原千五百秋瑞穂國とは日本書紀神代下天孫降臨の條にはじめて見えた我が國の美稱で、時に葦原中國又は瑞穂國と略せられることもある。また秋津洲は同書神武天皇紀三十一年の條にある天皇の故事に本づいて居り、或は更に美稱して大日本豐秋津洲ともいつてゐる。次に倭は史記、魏志、後漢書、以下支那の史書に見えて居り、山海經にも載せてある。嘗て筑前志賀島で發見せられた金印の文に委奴國王印とある委も倭と同字である。史學雜誌第三編三宅米吉博士「漢委奴國王印考」。これは支那から

大八洲

豐葦原中國
と豐葦原千
五百秋瑞穂
國

秋津洲

倭

耶麻止

我が國を稱した國號で、聖德太子以前は支那に送つた國書にも用ゐられて居た。後ち古事記などには之をヤマトと訓ましめて、後には大倭國など、書いてゐる。いはゞ對外的には屈辱的の名稱であつたから、聖德太子は之を日出處即ち日本といふ國號に改めて、隋と國交を開始せられたけれど、多くの人々に理解せしむるに、大字を冠らせて大倭とし、且つこれをヤマトと訓ませられたので、聖德太子の法華經義疏にも大委國と書かれてゐる。大委國は大倭國の事である。次ぎに耶麻止、夜麻止また耶麻騰は魏志、後漢書に耶馬臺、北史及び隋書に耶馬堆とあるのに當り、山跡釋紀、神皇正統記、山門眞淵、宣長、場所、飯田武郷、ヤマト(アイヌ語、チエンバレーン)、接頭語のヤと語根のマトを結合した語、マトは高貴のムチ、祥瑞のミツと同じ語根で讚美の詞(白鳥博士)など、その起原については諸説紛々として未だ一定するに至らぬが、皇都のあつたヤマトの國の名が全國の名稱となつたことだけは恐らく誰も異議を挾むものがないやうである。そしてこのヤマトには倭(古事記)、大委(法華經義疏)、大倭(日本書紀)、大和(續日本紀)の漢字を充てはめてゐる。

終りに日本といふ國號の起原については、早く本居宣長の日本國號考、荒木田久老の萬葉考、槻落葉、伴信友の中外經緯傳等にその説を述べてあるが、明治時代に入つて、木村正辭博士は明治十一年に日本國號攷を公にし、その後東洋學藝雜誌第二卷にも之を載せられ、星野恒博士は史學雜誌第三篇に「日本國號考」を掲げ、後ち同誌第十編にその補考（これらは日本國號考の再補）と共に史學叢説第一集に收めらるる）を出されたが、それが導火線となつて、同誌第十編には川住鏗三郎氏の「日本國號の管見」あり、同誌第十一編には木村博士の駁論と内田銀藏博士の「日本號の起原」、同誌第十二編には喜田貞吉博士の「日本國號に關する諸家の説に賛成す」あり、佐藤誠實博士は國學院雜誌第六卷にまた星野博士の補考に對して駁論を試みられ、大槻文彦博士は「日本ジャバン正訛の辨を復軒雜纂に收められてゐる。その論争の主なる點は、要するに日本をヤマトとよみしか、ヒノモトと訓みしか、はた當初よりニホンといひしかについて各所見を異にし、萬葉集、古事記、日本書紀をはじめ朝鮮、支那の史書等により、議論を上下したもので、いづれとも決しかねて今日に及んで居る。今左にその主

なるものを列擧すれば、

- 一 外國へ示さんがために殊に建てられた國號で、最初からニホムと字音で唱へたもので、日本をヤマトとよませたのは日本書紀に始まる。孝徳天皇の大化元年に制定されたといふ本居宣長の日本國號考の説
- 二 もと韓人の稱へ始めたものを我が國で採用したので、國號として制定せられたのは本居宣長と同じく大化元年なりとする伴信友の中外經緯傳の説

- 三 萬葉集にある「ヒノモト」のやまとなる枕詞のヒノモトから起つたであらうといひ、その制定はまた大化元年とする荒木田久老の萬葉考、槻落葉の説
- 四 上古早くヒノモトと邦人の稱せしに日本の二字を填用したもので、撰定の本旨は外國に對して大化元年國號の文字を制定せしまで、國號を改められたのではない、ニホンと音で呼ぶこととなつたのは後世になつてからであるといふ星野博士の説

- 五 崇神天皇の頃より韓人のいひ出し、もので、それを我が國で採用し、初め

はたゞ外國に對してのみ用ゐる字音でニホンと唱へたのである。古くヒノモトといふ名があつて、それに日本の文字を填用したものではない。その制定は矢張り大化元年であるといふ本居伴二大人の説から出た木村博士の説六、意義に於いて星野博士に同意し、日の出づる方にある國、即ちヒノモト、ハクニに日本といふ文字を充てはめ、それを最初からヤマトと訓んだのであるといふ内田博士の説

七、日本書紀編纂のころ定められたもので、日本なる文字は和銅五年から養老四年までの間に出來たのであるといふ川住鏗三郎氏の説

以上の七説に對する委しい批判はこゝに略するとして、たゞ少しく余の意見を述べれば、第一に日本は日ノモト(日出處)といふ概念に起つたのであり、我が國そのものに居つては起し得られぬ。若し我が國內で稱へ出されたものならば日ノモトは更に我が國よりも東方でなければならぬ。またこの日ノモトと共に生じてゐる名辭にクレ(日沒處)があり、吳國といふ文字をクレノクニと訓ませてゐる。日ノモトは東を指していつた名辭、クレは西を指していつた

ヒノモトと
クレ

名辭であり、もし日ノモトが我が國であり、クレが南支那を指したものとすれば、恐らく韓土に於ける我が國の人々によつていひ始められた名辭とするのが妥當であつて、それを日本といふ文字に早くから充てはめたのであらう。然るに聖德太子が隋に送られた國書に、日出處と書かれてゐるのは、日本といふ名辭が熟字としては穩當でないので、之を純漢文的に日出處といふ名辭を使用せられたものと考へられぬであらうか。

尤も日本書紀に日本といふ名辭が載せてあるのは既に神代卷にもあるが、それはヤマトに充當したのである。その日ノモトの意味に用ゐたのは神功皇后紀に新羅王の言にはじめて見えてゐて、韓土の國々が我が國を敬つて唱へたものと推測せられる。此點に於いては星野博士の説が尤も穩當で既に日本といふ文字を用ゐた以上これをニッポン又はニホン、いづれかに呼んだこともあり得るのであつて、日本書紀のやうに初からヤマトと訓んだのであるといふ内田博士に賛成が出来ない。聖德太子は支那に對しこれまでの屈從的態度を改めて新に對等の國交を開かるゝに當り、その以前支那への國書に用

ゐられた倭といふ國號を改めて、韓土よりの美稱たる日本を以て對外的の國號とせられたのであるが、前にいつた理由で隋への國書には日出處とせられたけれど、日本といふ國號を改められたのではない、それで大化元年百濟や高麗への詔書にも日本天皇とあり、それが養老令には國內に下される詔に大八洲とせらるゝに對し、外國に出さるゝ詔書には日本と規定せられることになつた。かやうに考察すれば、本居翁以下の大化元年制定説も、川住氏の日本書紀編纂の頃定められたとする説も、否定せねばならぬ。

次にこの日本をまたヤマトと訓みしや否やについては、既に日本の文字を國號に用ゐた以上、我が國人がこれをヤマトに充當したこともあり得ないとはいへぬ、たゞ内田博士の説の如く之をヤマトと訓ませたことはあつたとしても、日本の文字がもとヤマトと書かせんがために用ゐられたのであると限定することは出来ないであらう。また日本書紀の神代卷に「すべて日本をこゝに耶麻騰(ヤマト)と云ふ」とあるのは、ミコトに至貴を尊と書し、その次を命と書いたことを注したと同様に、寧ろ當時に於いて日本にヤマトといふ以外の

訓もあつたことを反證するものではあるまいか。日本書紀の編者はヤマトといふ名辭に倭といふ文字も充當してゐるのであるが、それは後の大和國に限定し書名に日本の二字を冠したのと同時に、本文にあつても、全國的の意味に於いてヤマトと訓むべきものにこの日本の文字を用ゐることが妥當であるかと考へ、すべて日本をヤマトと云ふと注したのであつて、この注は必ずしも日本の二字を初からヤマトに充てた證據にはならない。尤も内田博士が日本書紀の朝鮮關係記事に多く日本の文字見え、繼體天皇紀に引ける百濟本紀も同時代記録の原文をそのまゝ採用せしものと推定し、その頃既に韓人によつて多く用ゐられたであらうといはれたのは卓見である、これがまたその起原の朝鮮にあつたことを推定するに有力なる資料でもある。

その他喜田博士は内田博士以外に前に擧げた諸家の説を綜合して贊成の意を表し、我が國は地理上支那等の國よりは東方にあるが故に、國名として古へよりヤマトといふも、早くよりヒノモトなる思想があつたから之を枕辭として日本の本のヤマトなどといつたが、日本書紀を撰せし時その枕辭の文字を

取りて日本の二字をヤマトなる國名に充て、以て畿内の倭或は大倭と區別し、しかも其二字を尙ヤマトと訓じ來たのが後にヒノモト或はニッポンと文字通りに讀むに至つたとし、ヒノモトの起原については、飛ぶ鳥のアスカや春日の^{ハルヒ}カスガと同例に見て、枕辭説を採用して居られるが、枕辭の起原については更に研究しなければならぬこともあるが、飛鳥や春日をアスカ又はカスガの枕辭としてゐるからといつて直に日ノモトも日本^{ヤマト}の枕辭として簡単に解釋し去るべきではあるまい、寧ろ日本といふ國號があり、ヒノモトと訓まれてゐたのが、また日ノモトをヤマトの枕詞とするに至つた所以であらうと思ふ。

最後に日本の呼び方はニッポンがよいか、ニホンがよいか、今も併用されてゐるのであるが、國號が發音的に一定して居ないのは國家としても不都合である。歐米人がジャパン(英)またはヤバン(獨)など、彼等の間で呼ぶのは彼等の自由としても、現に我が外交文書などに用ゐられてゐるのは如何にも不思議である。尤も日本はもとニッポンと呼ばれたのが、だん／＼和げられてニホンとなつたのであらう、それでニッポンとしてもよいかは知らぬが、余は日本紀または

日本書紀の日本をニホンと訓んでゐることから、之をニホンに一定したいやうに思ふ。

日本民族

次に我が日本國民が如何なる民族から成り立つて居るかといふ問題である。想ふに我が國史が國民そのもの、歴史でなければならぬ以上、國史がはじめ如何なる民族によつて演ぜられたか。またそれらの民族が二つ以上あつたならばその間の優勝劣敗、或は驅逐され或は合體したる後に日本國民を形作ることゝなつた徑路が如何なるものであるかは、國史を研究するもの、知らねばならぬことであらう。たゞ我が日本のやうに古い歴史を有つてゐる國では、これに關する研究が非常に困難なものであつて、その今日まで歸一するに至らぬのも無理ではないと思はれる。從來發表された論説では、久米邦武博士の如き蓋しその先鞭を着けられた人といふべく、歴史地理第九卷、日本の四大民族などその説の最もよく纏まつたものであらう、即ち天孫民族の外に、熊襲隼人、越人、韓人、蝦夷の四大民族ありしことを縦横論述され、その後同誌第十二卷に於いても日本四大民族占據地の沿革を論せられた。また沼田

頼輔博士の日本新論の如き熊襲隼人論に特に精細を極めたものがあり、井上哲次郎博士は日本民族に關する長篇の考證を史學雜誌第二十一編に公にせられ、山路愛山氏も國民新聞にその説を連載せられたことがあり、この問題は幾たびか學界を賑した。しかし考古學、言語學をはじめ、民族を研究するに須要なる補助學が更に發達しない限り、いま急に解決せんとするは無理なる注文であらう。その他蝦夷等の民族についても後に擧げる目錄でも知らるゝ通り、これまで發表せられた論文も多いのであるが、史學界に屢論戰の花を咲かせたものは實に土蜘蛛、蝦夷、コロボックルに關する研究と、天孫民族論とであり、石器時代住民論もまた繰り返されてゐる。

先づ古史に於いて、元來我が國に住せし土民として取扱はれ、一般の日本人としては取扱はれなかつたものに土蜘蛛、國栖、熊襲、蝦夷等がある、土蜘蛛は日本書紀、古事記の神武天皇の條をはじめ、景行天皇紀、神功皇后紀、應神天皇紀、及び常陸、豊後、肥前等の風土記、并に風土記逸文、收むるところの攝津、常陸、陸奥、越後、豊後、肥後、日向等の文にもその記事が存して居る(歴史地理第九卷三號附錄

古史に日本人として取扱はれなかつた土民

土蜘蛛の存否

參照)。また政事要略第六十承和元年四月二十五日太政官符の飛驒工を搜勘せしめられた文に、其飛驒之民言語容貌既異他國と見えてゐるので喜田貞吉博士はこの飛驒の民もその一類ならんとせられてゐるのであるが、先づ小林庄次郎氏は土蜘蛛の存在を否定して、土蜘蛛に關せる記事が或は蝦夷を指し、或は熊襲その他の種族を指せるが如きを以て、吾が祖先が異種族を呼ぶに土蜘蛛を以てしたるものとし、實際さる種族ありしにあらずとせられ、中田薫博士は、土蜘蛛はコロボックル(人類學上アイヌの先住民族)に附せられた名稱であると主張して(共に史學雜誌第十七編、アイヌがコロボックルを呼べる別稱のトレンチカムイが土蜘蛛に轉訛したのであるとせられたのに對し、どこまでもその實在を主張せられたのが喜田博士であつた(歴史地理第九編第三號、土蜘蛛種族論)。それから延いて喜田博士はまた同號に蝦夷とコロボックルとの異同を論じ、同一蝦夷中の別種にして、たゞ進歩の程度に於ける區別に過ぎずとなし、石器時代住民論に於ける人骨比較研究の價値に關する疑問を述べて、貝塚より出でたる僅々指を屈する程の骨骼が果して貝塚積成種族を代表し得る

蝦夷とコロボックルとの異同

や否やに及び、現今研究の程度に於いてはその結果の甚だ信ずるに足らざることを論せられた。尤も蝦夷コロボックル別種説は初め坪井正五郎博士が北海道アイヌの口碑から發して説かれたものであつたが、蝦夷とコロボックルとが同一種族であらうといふのは早く小金井良精博士の研究によつて學界の問題となり、坪井博士の別種説に對し、既に有力なる説となつて居り、濱田耕作博士もまた小金井博士と同様の説を公にして坪井博士に戰を挑まれてゐた、そして鳥居龍藏博士や河野常吉氏などの北千島アイヌ及び北海道アイヌの遺跡研究によつて、殆んど之を解決すべき資料を與へられたといふべく、坪井博士の別種説は今や顧られなくなつてしまつた。左に歴史地理第九編第三號附録の土蜘蛛、蝦夷、コロボックルに關する論文年表を基礎とし、之に關係ある論文の最近の分までを添加して掲出する。

- 一日本人種論集
- 一人種學上アイノの研究
- 一コロボックル果して北海道に住みしや

坪井正五郎共譯	人類學會報	二
福家梅太郎共譯	同誌	六一八
ハイレンツヒ	同誌	六一八
フオンシールト著	同誌	六一八
神保小虎譯	同誌	六一八
ミカ	同誌	一一

- 一アイノの遺蹟の事
- 一コロボックル北海道に住みしなるべし
- 一コロボックル果して内地に住みしや
- 一コロボックル内地に住みしなるべし
- 一埼玉縣黒岩村及北吉見村横穴探究記
- 一北海道石器時代の遺蹟に就て
- 一本邦石器時代の遺蹟は何者の手に成たか
- 一太古我日本島に住居したる石器時代の人民
- 一蝦夷語と日本語との關係
- 一アイノの口碑を駁し併せて本邦石器時代の遺物遺蹟はアイノの物なるを論ず
- 一北海道石器時代の遺蹟に關する小金井良精氏の説を讀む
- 一本邦貝塚より出づる人骨に就て
- 一小金井博士の貝塚人骨論を讀む
- 一日本人種は蝦夷人種なりと云説を辯ず
- 一日高見國

廣澤安任	人類學會報	一一
坪井正五郎	同誌	一二
神風山人	同誌	一三
坪井正五郎	同誌	一四
坪井正五郎	同誌	一四
坪井正五郎	同誌	一四
坪井正五郎	同誌	一四
小金井良精	同誌	一四
坪井正五郎	同誌	一四
坪井正五郎	同誌	一四
坪井正五郎	同誌	一四
三宅米吉	東洋學藝雜誌	三六五
佐藤 節	人類學會雜誌	四七
坪井正五郎	同誌	四九
小金井良精	同誌	五六
坪井正五郎	同誌	六一
黒川眞頼	皇典講究所講演八四	八一
久米邦武	史海	一八

一天孫以前の原人

一日本全國に散在する古物遺跡を基礎としてコロボツクル人種の風俗を追想す

坪井正五郎

史學雜誌

四一〇

一石器時代の遺跡に関する落伍生三溪居士柏木貨一郎久米邦武四氏の論說に付きて數言を述べ

一アイヌ人種に就て

一石器時代人民に関するアイヌ口碑の總說

一コロボツクル風俗考

一北海道石器時代土器と本州石器時代土器との類似

一コロボツクル人種に関する四問

一日本の先史人類を原人と稱すべきか

一主要なる日本石器時代人民とアイヌとの人種的關係の有無

一馬來形式の新遺物發見

一占守土人と石器時代問題

一サアベーシランドア氏の兩アイヌの比較

一千島に関する人類學上の參考書

史海

二〇

同誌

四二

人類學會雜誌

九四

史學雜誌

五ノ五、六

風俗叢報

九〇以下

人類學雜誌

一一六

史學雜誌

七ノ四、六

世界の日本

一

東洋學藝雜誌

一九一
一九四

人類學雜誌

一四五

同誌

一五四

同誌

一五七

同誌

一五九

一石器時代總論要領

一北千島に存在せる石器時代遺跡遺物は抑も何種族の殘せしものか

坪井正五郎

東洋哲學

一八

一鳥居君の千島石器時代に付て

鳥居龍藏

人類學雜誌

一八七

一コロボツクルに関するパチエラー氏の意見

清水元太郎

同誌

一八八

一コロボツクルに関するパチエラー氏の意見に就て

佐藤傳藏

同誌

一九七

一日本石器時代人民に就きて予が疑ひ

坪井正五郎

同誌

一九七

一日本石器時代人民に就きて予が疑ひ

濱田耕作

同誌

一九八

一コロボツクル論に関する濱田氏の疑問に付て

濱田耕作

同誌

一九八

一再び石器時代人民に就て

坪井正五郎

同誌

二〇〇

一再び石器時代人民に関する濱田氏の質問に付いて

松村 瞭

同誌

三〇一

一アイヌのコロボツクルに関する口碑

坪井正五郎

歴史及地理傳習所講義

二〇三

一石器時代

坪井正五郎

人類學雜誌

二〇三

一コロボツクルエスキモト相類說一根據を設す

坪井正五郎

人類學雜誌

二〇三

一日本石器時代の住民

小金井良精

東洋學藝雜誌

二五九

一日本石器時代人民論

坪井正五郎

同誌

二六〇

一日本最古住民に関する豫察と精察

坪井正五郎

同誌

二六一

- 一 太古我日本島に居住したる石器時代の人民
 - 一 日本太古の住民に就て
 - 一 日本の石器時代及歴史以前
 - 一 日本石器時代の住民
 - 一 千島アイヌ
 - 一 日本石器時代
 - 一 アイノ種族研究より得たる日本言語神代史及地質上の名稱の説明
 - 一 蝦夷征服に關する傳説に就て
 - 一 日本石器時代の住民
 - 一 古今の石器時代人民
 - 一 樺太に於ける石器時代人民に關する研究
 - 一 コロボツクル問題とアイヌ語の研究
 - 一 コロボツクル説の誤謬を論ず
 - 一 日本石器時代遺跡の種類
 - 一 北海道アイヌ雜考
- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 坪井正五郎 永井 潛 エー、ベルツ 小金井良精 鳥居龍藏 ムンロー | <ul style="list-style-type: none"> 理學協會雜誌六〇以下(?) 人性 三の一二 同誌 三ノ二 單行本 單行本 アシアチツク、ソサイタイ |
|--|--|
-
- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ビエ、エツチ、
チャンパレーン 小林庄次郎 高畑宜一 坪井正五郎 坪井正五郎 神保小虎 河野常吉 坪井正五郎 石田收藏 | <ul style="list-style-type: none"> 文科大學紀要 歴史地理 九ノ三、四 史學雜誌 一八ノ九 東洋學藝雜誌 三〇五 史學雜誌 一九ノ七、三 人類學雜誌 二七〇 歴史地理 二ノ五、六 東亞の光 五ノ七 人類學類誌 三ノ二五 |
|---|---|

- 一 石器時代人民と諸地方現存石器時代の人民
 - 一 アイヌ命名考
 - 一 アイヌ女子の入墨
 - 一 石器時代の區分と石器の様式
 - 一 樺太に於ける先住民
 - 一 日本語とアイヌ語との比較
 - 一 樺太アイヌの音韻組織
 - 一 アイヌ語より見たる日本地名
 - 一 アイヌ語學上の一問題
 - 一 蝦夷はアイヌなりや
 - 一 津雲人種及アイヌの眉
 - 一 本州に残存するアイヌ
 - 一 日本石器時代人類に就て
 - 一 蝦夷名義考
 - 一 日本先史人類論
 - 一 石器時代住民と現代日本人
- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 坪井正五郎 吉田 巖 坪井正五郎 坪井正五郎 ビエ、エツチ、
鳥居龍藏譯 吉田 巖 金田一京助 吉田 巖 金田一京助 長谷部言人 松本彦七郎 柴田常惠 松本彦七郎 喜田貞吉 松本彦七郎 長谷部言人 | <ul style="list-style-type: none"> 東亞の光 六ノ一 人類學雜誌 二六ノ二九八 同誌 二六ノ三〇〇 東洋學藝雜誌 三五四 人類學雜誌 三〇ノ二四 同誌 三〇ノ四六 同誌 二七ノ六八 同誌 二七ノ九 同誌 二六ノ三 人類學雜誌 第三二卷 動物雜誌 第二九卷 歴史地理 第三〇卷 人類學雜誌 第三三卷 歴史地理 第三一、二卷 歴史と地理 第三卷 同誌 第三卷 |
|---|--|

- 一 石器時代のアイヌ民族に就て 喜田貞吉 民族と歴史 第二卷
 - 一 古代に於ける日本民族 大野雲外 歴史と地理 第六卷
 - 一 日本民族の成立 喜田貞吉 民族と歴史 第五卷
 - 一 蝦夷の住む日高見の國 喜田貞吉 社會史研究 第九卷
 - 一 日本の石器時代民族とアイヌとの關係 鳥居龍藏 中央史壇 第九ノ四
 - 一 アイヌ及我祖先の石器時代遺跡の地理的分布 鳥居龍藏 日本宗教(大正十三年)
 - 一 言語學上より觀たる蝦夷とアイヌ 金田一京助 考古學雜誌第一四卷
 - 一 先史時代のアイヌと我が祖先の先驅者 鳥居龍藏 史學雜誌 第三六編
 - 一 津雲石器時代人はアイヌなりや 清野博謙 考古學雜誌第一六卷
 - 一 再び津雲貝塚石器時代人はアイヌ人に非ざる理由を論ず 清野博謙 同 誌 第一六卷
 - 一 アイノ民族其起源並に他民族との關係 小金井良精 人類學雜誌第四二卷
 - 一 東北民族研究序論 喜田貞吉 東北文化研究第一卷
 - 一 日高見國の研究 喜田貞吉 同 誌 第一卷
 - 一 越の國及越人の研究 喜田貞吉 同 誌 第一卷
 - 一 蝦夷からアイヌへ 喜田貞吉 同 誌 第二卷
- 等である。其他著書としては鳥居龍藏博士の有史以前の日本、金田一京助氏

繩文式土器
と彌生式土
器

のアイヌの研究、清野謙次博士の日本原人の研究及び日本石器時代人の研究、其他諏訪史第一卷に於ける鳥居龍藏博士の所論、武相郷土史論及び奥羽沿革史論、所載の喜田貞吉博士の説等此等のアイヌ蝦夷問題、延いては日本民族の研究に關する所論次第に各方面から考究されて來た、それに蝦夷は我が土着民族の中で最も廣く蕃衍し且つ頑強に我が朝廷に抵抗した、ゆゑ國史にも多く現はれて居るのであるが、その蝦夷がアイヌであるとする説が一般に行はれて居り、考古學者、人類學者はこれを證明せんと試みつゝあるのである。

我が國出土の土器に就いて、普通には繩文式土器がアイヌの祖先のものであらうと考へられ、之をアイヌ式土器とも名付けて、それ等土器石器使用の民族は所謂石器時代から住んで居り、又それ等の土器が關東東北方面に多く出土する事によつて、それを使用したものは、繩文式民族又はアイヌ式民族と呼ばれ、この民族が文献に現れてゐるのが蝦夷であると考へられて居る。然るに繩文式土器と云はれるもの、外に別の系統を有すと考へられるものがあり、それが東海道畿内西國方面から出土する、これを最も普通に彌生式土器と

呼び、之を使用してゐたものを彌生式民族と呼んで、我が日本人の祖先の或る者であらうとまで推定されて居る。そしてこの彌生式土器も石器と相伴つて出土する事によつて、この彌生式民族も既に所謂石器時代にこの國土に住んで居たと云はれるのである。併しながらこの縄文式及び彌生式の兩系統の土器がまた必ずしも、一は東北關東に、他は畿内中國西國方面にと、その出土地域が判然と區別されて居ないのみならず、もし同一地點に於いて、縄文式土器が下層から、彌生式土器が上層からとのみならば、縄文式土器使用のものが先住民族であり、彌生式民族が新來のものとして推測されるであらうが、また必ずしも左様ではない。よしや大體の上から縄文式土器が東方に、彌生式土器が西部に多いとしても、縄文式土器は畿内山陽瀬戸内海沿岸や九州にも出土し、北陸方面にも出土して居り、彌生式系統のものは東海道關東東北に及び、更に遠くは北海道にも類似の型式を見る事が出来るのであつて、兩系統の出土状態が相混交して居るのみならず、果して縄文式系統か彌生式系統か判別の容易ならぬものも少くない。而かも兩者いづれにも伴出する石器に於いて、勿論

地方的差別はあるが、その石器がこの二大系統の土器とその民族との關係を裏書するものがあるかと云へば、それは最も至難である。

説をなす學者の中には、縄文式民族がアイヌ系(蝦夷)であり、その後が現在のアイヌ人となつたと説き、彌生式民族を以て日本民族の祖先と斷定せるものもあるが、これに對しては各方面から反對意見が出されて居る。即ち縄文式土器及び彌生式土器の二大系統は全く判別されなければならないものではなく、相互に連絡を認めなければならぬといひ、或は彌生式土器必ずしも縄文式土器より相對的時代が新しいと考へられぬと云ふ。また縄文式土器が彌生式土器よりも古いと説く學者にしても、縄文式土器に變化を與へた或る原因があり、それは朝鮮方面からの影響、縄文式系統の土器から彌生式系統の土器となつたのであり、それに内的變化や外的影響によつて新しい我が國の土器が生れて來た、そこに結局日本民族があるのであらうといふ説もある。従つて縄文式土器を残したものを或る特別なる先住民族とし、彌生式土器を残したものが必ずしも新來のものであると斷じ得られぬのであつて、我が國

民族論と人骨調査

に所謂先住民族なるものが存在し得るや否やが問題となるのである。この土器問題による民族論は人骨等の調査から如何に説明されるかと云ふと、これ亦解剖學者の説必ずしも一致して居ない。小金井博士が先住民族即ち蝦夷(アイヌ)説を立てられたのはその古人骨測定の結果であつたが、その後公にされた調査では、現在のアイヌの骨格が果して純粹のものとは斷言出來ないとしても、貝塚等から出土する古人骨は現在のアイヌ人骨とは同じでないし、又現在の日本人とも異なつてゐる、併し大局から見てもアイヌ人骨に接近すると考へる學者はこれを汎アイヌ型など、稱して居る。然るに土器の上に於いて一部の學者が既に石器時代以降住んで居たと推論する彌生式系統のもの、人骨と斷定され得るものは實は未だ發見されて居ない。此の間に貝塚人骨の研究と土器石器との比較研究を試みられた清野謙次博士は、古人骨の上に於いてはアイヌ型もなければ彌生式型もない、縄文式土器の多く出土する東の方の古人骨も、彌生式土器の多く出土する西の方の古人骨も、人類學上から見れば殆んど同型である、恐らく古代民族が一方に縄文式土器を

作り、他方に彌生式土器を作るに至つたものであらう、それが次第に一はアイヌの祖となり、他は日本人の祖となつたのではあるまいかと云はれてゐる。勿論この清野博士の説も猶ほ未完成のものではあるが、土器と人骨との考察の上に於いて大に注意しなければならぬものである。

以上の何れの説に就いて見ても、我が日本民族の祖と云はれるものが原口本人とか原始日本人若しくは固有日本民族とか呼ばれるものとした所で、それ等が石器時代の古い時代から此の土地に住して居た事を是認する點は同一である。若しも假りに縄文式土器を残した民族があつて、その後、新文化を有した所の彌生式系統の民族が移つて來たとしても、嘗て日本の廣い地域に住んだと推定される縄文式土器使用者の血が彌生式土器を残したものと相容れずして全く他の地に追はれたり、もしくは全く滅びてしまつたといふ結論は出ない、恐らく縄文式土器使用者が多分に彌生式土器使用者と一緒に同化を行つたではあるまいか、若し彌生式使用者が日本民族の祖の源流であるとしても、その一の要素として縄文式土器使用者の血が同じく日本民

日本民族の源流

族の祖先の源流と考へる事も無理でなからう、兩者の系統の判別し難い土器の出土又は同一時代同一地點に住したと考へられるとすれば尙更であらう。更に兩者を區別しないならば日本の國土に住した民族の古い事と共に、我が日本民族の源流の此の國土にあるのも古い事であり、それが石器を使用する一つの原始人であつた事を認めなければなるまい。

然らばわが日本民族の源流は如何なる種類に屬するかと云ふに、人骨の研究などからは未だ明かにその所屬が決定されてゐない。また假りに初めから此の國土に住したものがアイヌ民族であり、汎アイヌ民族であり、これを日本民族の源流をなす一要素と云ふ可きであるとするも、アイヌ民族それ自身に就いての決論が必ずしも與へられたのではない。縄文式系統の土器は朝鮮の東北(咸鏡道)又は露領沿海州の一部に類似のものを發見する外、朝鮮や滿洲の方面には發見されない。琉球の一部に縄文式系統の土器を出し、これが又遠くニューギニア地方のものに類似すると云ふ人もあり、案外に縄文式土器使用者が南方の蕃族にありと説いて、そこからアイヌの南方渡來説を證

明しようとするものもあるが、これ亦た明確なる證明は未だ十分でない。

これに對して彌生式系統の民族を以て日本民族の祖となし、又は彌生式系統の土器を生み出した力を朝鮮半島、滿洲及び蒙古の方面に求め、即ち我が國に朝鮮人型なる亞細亞北方民族の一系統が入つて居るとなす論者があるが、この説は土器の上からばかりでなく、言語學上日本語がウラルアルタイ語系に從屬するものと斷せられることによつて、また一部の學者に認められてゐる。併し果して日本語がウラルアルタイ語系なりや否やも大に論議されねばならない所であり、又若し語系がウラルアルタイなりとしても、日本民族の大本はウラルアルタイ民族なりと論ずるのは危険であり、これによつて直ちに前説を確めることは出來ぬであらう。

嘗て日本民族の起原について、或は南洋より渡來せりとする人あり、朝鮮説を執るものあり、中に田口卯吉博士の如きは言語の研究から直にアリアン族なりとし、史學雜誌第十二編、人種の初代の根據地を決するは國語に如くはなし(參考)言語學者一齊に起つて反對し、一時史壇を騒し、こともあつた、又山路

愛山氏の如きは南洋より支那の沿岸を傳うて一たび朝鮮に出で、更に我が國に入り來れるものならんといふやうな折衷説を出し、井上哲次郎博士は日本神話に南國的のもの多いこと、陰陽崇拜がまた南洋的なること、數の稱呼にポルネオと同様の事あり、風俗習慣言語骨格相貌等によりて大に南洋派のために氣焰を揚げられた事もあつたが、民族論は依然として暗黒の中に彷徨して居る。猶日本民族の起原について注意すべきは、骨格相貌にしても現代の日本人は一種の混成民族と見らるべく、之を外國人と比較して、我等の祖先との異同を定むるには不十分である、また風俗習慣に南洋的のものがあるといふ故を以て、直ちに之を南洋系統の民族なりと推斷すること能はぬと同様、その言語や傳説が朝鮮系統なるが如きために、また凡べて之を朝鮮渡來の民族であるとして早計に判斷してはならぬ。風俗や習慣は他の種族と雜居し接觸して居る間自からその影響を被ること寧ろ當然であらう、また言語にしても被征服者が多數の場合には、征服者が却つて被征服者の言語を用ゐねばならぬやうにならぬとも限らぬ。元來我が日本民族の言語についてはその古語と

いふものが主として皇紀一千二百年代前後の金石文、皇紀一千三百年代に書かれ古事記、日本書紀、萬葉集、和銅の風土記、及び皇紀一千五百年代の延喜式祝詞などに見えてゐるぐらゐであり、しかもそれらが皆奈良朝時代前後以降に編纂せられたものであるから、それらの研究が十分に出來て居るとは考へられない。尤もその研究は徳川時代に起つたのであり、新井白石や阿闍梨契沖などまづこれに指を染め、引きつゞいて國學者によつて行はれたのであるが、明治時代に入り、我が國語の系統について外國語との比較研究が盛んになり、坪井白鳥、金澤三博士をはじめ多くの學者が著書に論文に各その説を公にされては居るが、未だ諸説紛々として決するところがなく、日本民族の起原論と結びついて、猶ほ學界の一大問題となつてゐるのである。

我が國には餘ほど早くから既に朝鮮あたりから移つて來た民族があり、蝦夷民族などまた少くとも關東から東北にかけて住んで居つたから、果してどれだけが固有の言語であるかを容易に決定し難いのも、またこの問題をして一層六ヶしくしゐる。坪井九馬三博士は「チャム語から出た南洋系である」と

いはれ、金澤庄三郎博士は朝鮮系であるといはれてゐるが、白鳥庫吉博士ははじめ言語による外、我が民族起原の研究をする方法なしとし、いろ／＼調べられたが、その結果では大體に於いてウラルアルタイ民族に類して居るけれども、又同時に南方の暹羅などに似寄つて居る所がある、いはゞ日本の言語は亞細亞の南北の中間にあるを以て南北兩方の要素を有して居る、丁度それは日本の國土及び風物が亞細亞の中央に位して居るのと相一致して居る、しかしこれは多くの民族が既に混成せられた後の日本人についてゞあり、その混成せられたのは一般の學者の信じて居るところよりもズツト古い事で、古事記や日本書紀などに書いてある年代よりも遙に前の事であるとし、我が天孫民族も出雲人も早く／＼混和したる同一民族であるといふ説である(大正二年八月號中央公論參考)。同博士はまた史學雜誌第二十編(日韓アイヌ三國語の數詞に就いて)に日本人の數の呼び方について研究せられた結果、世界中いづれの民族にも同様のものがないから、日本民族と同じ民族は今日に於いていづこにも現存しない、いひ換ふれば悠久數ふべからざる太古以來、日本民族は

我が大八洲に住し、日本民族と同じ數詞をもつ同一民族は皆なくなつたといふのである。この白鳥博士の説は或る部分まで賛成し得らるべきもので、皇室に氏姓なき事實をはじめ、日本の國體が他に比類なき所以をもまた反證するものである。

近時日本語と南洋語との比較研究が盛になつて來て居るが、以て未だ十分とは云ふ事が出來ない、これは古い熊襲隼人の研究と共に更に進んで試みらるべき問題であらう。熊襲隼人に關する研究で纏まつたのが、歴史地理第二卷なる沼田頼輔博士の熊襲隼人考である(同博士著日本人種新論參考)、同博士は本居宣長古事記傳の説、八田知紀の説及び學藝志林に出でたる青柳高輅、阿部弘藏二氏の説を挙げた後、そのもと東印度ホルネオに住せるソウ族の渡來せるものなりとし、熊襲隼人の同種なるを主張して後、その大和民族との異同を研究し、熊襲隼人の割據せし地方に考古學上大和民族に特種なる遺物存せざると、熊襲隼人の屢朝廷に反抗したると、朝廷がその地方に對して施政の方法を異にせるのみならず、彼等の竹細工を巧にし、舞踏を好み、黥面文身せる等

の事をはじめ風俗言語などまで異なることを證明された。この熊襲隼人を以て南洋系統とすることについては多く異説もないやうであるが、之を熊襲の襲によつてボルネオのソウ族と斷定するには猶ほ研究の餘地があるであらう。我國の地理的環境から考へても、土俗神話の上からも、風俗體質の上からも、印度支那型又はインドネジャとかネグリートなどの型が入つて來て居る事は想像され得るが、これを科學的に一層確めると云ふことには未だ到達してゐない。

また古事記や日本書紀の記載から皇室の御祖先と相並んで出雲地方に勢力のあつた素戔鳴尊、大國主命の一流を出雲民族と呼んで、これを所謂天孫民族と異なるものとなすものがあるけれど、恐らくは異民族と稱すべきものでなく、たゞ出雲を中心とせる部族としての勢力を認め得べき程度のものであつたらう。いひ換ふれば地方的に天孫民族との間にそこばくの差異は考へ得らるゝかも知れない、即ち出雲風土記の國別の條や記紀の記載に出雲と朝鮮地方との關係を傳ふるものも多いから、その間に交通があつたことが推測

出雲人

せられ、朝鮮方面の影響ともいふべきものが割合に大であつたらうと想像せられる。但馬の出石を根據としてゐたと云ふ天日槍の一族の如きも、朝鮮半島からの渡來者と傳へられ、播磨風土記には、大國主尊と相争つたことが記してあるから、山陰道には他の地方よりもより以上に朝鮮半島との關係が深く、多少濃厚にその血をうけて居たやうに思はれる。尤も古事記、日本書紀によれば、所謂出雲地方の民族と皇室の御祖先とは親密なる關係があり、神武天皇以後この兩族が結婚等により圓滿に合一せられたやうであるから、元來同一民族であつたと観ること穴勝無理なことでもあるまい、當時若し出雲の勢力が獨立して居たとしても、その天孫民族との關係は、少くとも蝦夷や熊襲隼人と天孫民族との關係よりも、より以上親密で平和的であつたことは争はれない。

猶ほ又神武天皇の東遷物語と、瓊々杵尊の日向降臨傳説、それに景行天皇紀の神夏磯媛及び仲哀天皇紀の岡縣主が鏡劔を奉つた記事などから考へ、且つ古事記、日本書紀に見ゆる神々を研究し、延喜式神名帳を調べて、神代に於ける

神々として傳へられる御方で九州北部に鎮座したまふもの、多いのを觀れば、その地方が天孫民族と深い關係を有することだけは推測され得るやうに思ふ。本居宣長も古事記傳にその事を洩してゐる。(尙ほ此の點については各説「神代」及び「氏姓時代」の二章參考)

以上略、我が日本の國土に古代蕃衍した民族について述べたが、猶ほ我が國の民族についていろ／＼研究すべき問題が残されてゐる。例へば朝鮮や支那から渡來せる民族、その民族の移住した地方など、我が國文化の發達を研究するに於いてその調査が緊要である。また日鮮の關係ますます／＼密接となるに従ひ、我が國に歸化したものも多く、我が朝廷が之を優遇せられたことは、國史に記載があり、新撰姓氏錄に所謂諸蕃なるものいよ／＼加はり、百濟の滅亡された時なども大部族が我が國に移住して居るのであり、又蝦夷の歸服したものを内地に移して諸國に置いたのであつて、是等のものが皆我が日本人として混一されてしまつたのである。

第七章 餘 說

以上述べて來た第六章で大體國史を研究するには我々が如何なる用意と態度とに出づべきや、また如何なる補助學が國史の研究に必要であり、それらの參考書として必讀の書は如何なるものであるか、又我が國史の編纂著述が如何にして今日に及んで居るか、一般史と特別史との間に時代別け及び地方別けのことや、國史の始めと終り、我が國號に關せる諸説及び我等の祖先が如何なる民族なりしかに就いて、讀者はほゞ諒解し得られた事であらうと思ふ。たゞし國史を研究するに當つて、我々が知つて置かねばならない事は、必ずしも以上の諸章に盡きて居るわけではない。前にも云つた通り、國史は過去に於いて國家といはず、社會といはず、起つた史實の真相を闡明すべきものであるから、その必要な知識は既に補助學として擧げて置いた言語學や古文書學、古記録の研究、地理學殊に歴史地理の研究、年代學、考古學などのみでなく、社會

百般の學術場合によつては、自然科學の知識を必要とするのである。それに史料の整理及び批判から進んで、根本的研究を加へるには正しく鋭き識見が必要であるばかりでなく、その識見を造り上ぐるには相當の學問がなければならぬ。しかも之を國史として書き著はすのに亦た大いなる手腕を要するのであつて、才と學と識との三長がなければ歴史家になれないと、唐の劉知幾もいつてゐる。

従つて先づ國史の研究に關する素養が大切であるばかりでなく、國史は實に我々國民の日常生活が公に私に經過して來た跡であり、時代々々の常識で實演せられたものであるといへるのであるから、この時代の常識といふものについてよく注意するところがあり、史的事象の批判が正鵠を得るやうに努力しなければならぬ。云ひ換ふれば、國史は各時代の出來事を敘述するものである以上、それ々の時代の人となつた心持で、是等國史上の出來事に對して肯綮なる判断を下さねばならないのである。されど國史は決して唯單に個人の動作や事業を主とするものでなく、國家的に社會的に起つた出來事

時代の常識

個人の動作

に重きを置くと同時に、個人の事業や動作がその要素となつて居る事を常に考慮に入れなければならぬ。各個人が凡て國家や社會の一員として働く事を土臺に置き、その働きの集まつたものが國家としても社會としても力ある働となるのであるから、國家もしくは社會の史的事象はその國家や社會を形作つて居る各個人の知識や信仰及び道德と物質的經濟力等が集まつて現れたものと云はねばならぬ。故によしや或る個人に獨り進んだ者があつても、個人で他よりも進んだ仕事をして、それが國家社會の事象として必ずしも歴史に現はれて來るものではない、國家や社會なるものは時の力によつてだん／＼経験を積んで發展進歩し、集團的勢力として過去から現在に及んで來たものである。従つて時代々々の常識が時代々々の思想を作り出すものであり、そこに時代々々の輿論が起つて來るのであつて、或は達識の人から見たら輿論は愚なりなど、評し去るものもあるかは知れないし、又必ずしも實際に輿論のすべてが感服すべきものでないかも知れないが、それはその時代の思想が愚であり、感服し得べからざるものなるが故に、輿論もまた愚であり感

服し得べからざるものとなつたのである。故にこの時代の常識に就いて出来るだけ注意を拂ひ、史的事象を判断して行かねばならないのであつて、古代の事を現在の常識で批判することは、歴史的批判として全然誤謬に陥つて居るといはねばならない。例へば古代に於ける穢、又は祟りなど云ふ思想は現在の常識としては或は笑ふべき事であるかも知れぬが、この穢又は祟りが如何に多く古代の歴史に働いて居るかを観るであらう。

國民心理

かく時代々々にその常識があるとしても、更に溯つて根本的に國民心理又は民族心理なるもの、存在して居る事を忘れてはならない。前の國號と民族の章で述べた通り、我々の祖先は悠久なる年代に於いて、既に一の民族を形作り、大八洲國の内に繁息して來たのであり、しかもこの島國的生活に永い平和時代を續け得たので、それだけ我が國の文化は大陸のやうに早く進歩し得なかつたけれど、國民としての結合力は非常に強大なるものとなつた。そして他の民族に對する鬭争なるものが起つても、それは國民的結合力の割合に強大となつた後の事で、我等の祖先は元來他の民族に對して何等排他的思想を

武力鬭争に
殘虐なる行
爲なし

有つて居なかつた。そして外國の歸化人に對し、如何にも寛大なる待遇或は寧ろ優遇ともいふべき態度を持續した。のみならず、その排他的思想を有しなかつたことが、また氏姓時代に一面外國の進歩した文化を極めて自由に受け入れたのであり、しかもその國民的結合力の強かつたことによつてよく之を日本化し得たのである。そこにまた我が國史の生命がある。

それで武力鬭争について觀るも、その勝敗を決するに相手に對して互に殘虐なる行爲に出ることが極めて少なかつた。武器の發達を見ても外國から新に進んだ武器が輸入されなければ、自ら進んで新しい武器を發明しようとは努力しなかつた。たとへば支那から輸入した武器があつても、奈良朝時代の末から平安奠都時代にかけて軍國制が廢せられ、戰術に一變を來すことになれば、從來の弩や矛などは廢れて殆んど弓矢及び刀の時代となつた。それが蒙古の襲來以後、槍といふ武器は現はれたけれども、蒙古人の用ゐてゐた火器は我が國に採用せらるゝに至らなかつた。群雄爭覇時代となり、鐵砲が葡萄牙人によつて輸入されても、その鐵砲には我が國民は必ずしも改良進歩を

織田信長鐵板張りの軍船を造る

之に加へなかつた。織田信長が鐵砲よけとして一時鐵板張りの軍船を造つても、それが竹を組むだけで銃丸を防ぐに十分であることが知られるとそれで満足して、また鐵板張りの軍船を造るものがなかつた(武藏八王寺信勝院所藏小早川隆景の軍船模型は竹で彈丸除けにしてゐる)。その後大砲が我が國にも輸入されたけれども、もはや徳川時代の太平期に入り、攘夷開港時代の頃に至るまではたゞ一種の裝飾に過ぎなかつた。

それで國內だけの戦争では殘虐なる戦闘は殆ど史上に見られないといつてよい、文永十一年蒙古襲來の折の如き、我が國の武士が蒙古兵の殘虐を見て如何に驚いたかは八幡愚童記などにも見えて居る。また城郭制の如き、大陸とは異なり、我が國では戦闘員だけの城郭であつて、非戦闘員たる農民の如きは兵火の外に悠々たることが出來た。兵糧にしても敵地にある民衆の財物は一切奪略する事を許されなかつた。刈田狼藉や押買ひは兵士に對する禁制の最も重いもので若しその禁を犯せば死刑に處せらるゝ程であつた。源平合戦に源範頼が中國から九州へ攻め下つた時に、兵糧が續かず、三浦義澄の

蒙古兵の殘虐我が國の城郭

刈田狼藉や押買ひの禁

武士道的戦争

如き、その甲冑を賣つて兵糧に換へたことが吾妻鏡に見えて居る、そして頼朝は兵糧を伊豆から遠く瀬戸内海に廻さなければならなかつた事實から見ても、當時の兵站が如何にして辨せられたか、わかる。又太平記に湊川合戦の後攝津の求女塚で小山田高家が新田義貞の身代りとなつたのは、彼が嘗て刈田狼藉の禁を犯し死刑に處せらるべきを、義貞に免されたので、その恩に報いたのである。いはゞ我が國の戦争は如何にも武士道的であつた。これが實に我が國民心理の現はれの一である。

元來我が國體から觀て、皇室と國民とは君臣の義あつて父子の親があり、國民は互に兄弟であるといふところに此の國民心理が成立つて居るのであつて、それが歸化人にも押し擴められたのであるといへよう。従つて攘夷思想ともいふべきものは我が國民になかつた、それが攘夷開港時代になつて黒船擊退といふが如きことの起るやうになつたのは、またそれになるまでの歴史があり、その由來するところがなければならぬ、そこに時代の文化を研究するに注意すべきものがあるのである。

國史の物質
的考察と精
神的考察

さりながら我々は又一面に於いて人類といふ動物である事を忘れてはならない。人類は孤獨生活をなすものでなく、家族といふ小團體を作り、その家族が相集つて小さい社會から大きな社會を作り、こゝに國家も出來て居るのである。我々は物質的に衣食住を要求し、心理的に知情意や情操を有し、思索し、活動し、時としては感情に走つた動作をなす事もあり、群集心理とも云ふべく、半ば無意識に騒動を起す事もある。國史に於いては此の二つの方面から色々な事象が起つて居る事を知らねばならない。従つて國史の出來事を考察するに當つて、單に物質的に考察する事の誤謬であると共に、精神的にのみ考察する事もまた誤つて居る。それにこの物質的と精神的とは相俟つて密接なる關係を有して居るのであるから、精神的方面では民族心理及び各時代の常識の研究が必要であり、物質的方面では時代々々の衣食住に就いて知る所がなければならぬ。これまで國史では住の事は多少注意せられ建築史の中にも多少研究せられて居ないではないが、これを實生活の要素としては餘り多く史的研究が加へられてゐない。現在でも日本の山林は全土の七割

衣食住の時
代的研究

山林と生活

五分を占めて居るといはれる、國史は主として他の二割五分の地域に實演せられたといつてよい。此の山林と我々の生活との關係が如何に歴史的に起つて居るかも注意を要する事であが、こゝに一つの部落が出來ると、その附近の山林が建築や薪炭の材料として利用せられ、忽ち荒されてしまひ、その山に水源を發する河川は忽ち土砂で埋められるやうになり、飛鳥川の淵も瀬となつて了ふ。奈良の大佛殿建立の用材は、正倉院文書によつて知らるゝやうに、近江から伐り出して居たのであるが、鎌倉時代に入つて大佛殿再建の折には、周防から伐り出されたことは、今も之に關せる史蹟が遺つてゐる、そして元祿の大佛殿復興にはその棟木が僅に薩摩で發見せられた程、だんく、遠い國で求めねばならないやうになつて居る事など面白い史實である。また建築が時代を経過するに従つて變遷するのは、その間に生活様式の變遷する爲めであり、各時代に於ける生活様式が如何にして變遷するかを知つてこそ、始めてこゝに建築を考察することが出來るのである、例へば奈良三月堂には何故に禮堂が鎌倉時代に入つて増築されたか、また住宅に疊を敷くやうになつた生

建築と生活
様式

衣服史

活様式が如何にして起つて來たか、それらにも亦我等が意を用ゐなければならぬところである。又、衣に就いても服装等の變遷は有職の研究等に見るべきものがないではないが、まだ一般國民の衣服史として完全なものが公にされて居らぬ。その材料には麻布と絹繩などがあり、主要なる産出地は平安朝時代ならば延喜式にも見えて居るが、古い時代に綿と稱して居るのは繭の綿であつて、木綿は平安朝時代の初めに一時渡來したといふ説もあるが、事實多く用ゐらるゝやうになつたのは割合に近い時代のことで、それまでの綿がここに眞綿と稱せらるゝに至つた。この衣の研究は殊に鎌倉時代前後から多く世に出でた繪卷物などに頼るものであり、風俗史と相並んでこの方面について、新に開拓するところがなければならぬ。

衣食住の中で尤も必要だと考へられる食の方面に就いては料理に關する雜著の外には曾て小島果氏の大日本食志といふ書があり、最近に岡崎桂一郎氏の日本米食史が出来てゐる位で、或は農業史の中に記述せられて居るものもないではないが、其の變遷は各時代に於ける國民の實生活と最も密接な

食史

る關係がある。たとへば我國には野獸の食用に供せられしものは兎と云つて、鹿(カノシ)、猪(キノシ)の外は兎ぐらゐるが食用に供せられたに過ぎない、それは島國であるため魚介類の豊富にして且つ美味なること世界一と云つてよい程で、割合に食用獸の必要がなかつたため、最近まで發達しなかつたからであつて、必ずしも佛教の影響のみによるのではない。従つてまた食用獸の牧場も發達せず、たゞ牛馬の牧場だけが設けられてゐた。また我々が米食國民として今日に及んで居り、水田農業が非常に發達して、陸田はその補助食物もしくは副食物の栽培場たるに過ぎない事實は我が國の地理的環境からこれを研究して置く必要があり、肇國時代から引きつゞいてゐる新嘗の祭の事や、各地方の秋祭り(九州にては供日くじ)といつてゐる)などの祭祀の研究はまた之と關聯せるものであつて、神祇史と交渉すると、こちらも多いことを知らねばならぬ。奈良朝時代には幸ひに正倉院文書が今日に傳へられ、米の搗き具合で上中下の三等があり、それを常食としてゐた事なども分明になつてゐるのであるから、白米食は徳川時代に入つてからのことでない、従つて白米食から生

する病氣などの事も考慮に加へなければならぬのである。

要するにこれ等衣食住は物質的にも精神的にも文化史の基礎を成すものであり、延いて文化史の主なる要素となるものである。これと同時に前にいつたやうに民族心理から國民性情の發達して來た所以を知るのが、また實に國史を研究するに根底をなすものたるをよく諒解しなければならぬ。今も神社や片田舎の百姓家で見られるやうに、太古から我が國の住宅建築には、氣候の溫和な點や、異民族または猛獸の襲來に脅かされなかつた點から、如何にも排他的でなく開放的の生活様式が現れて居る。これは同じ東洋でありながら朝鮮でも支那でも全く發達しなかつたものであり、しかも我が國が支那や朝鮮から新しい生活様式を輸入しても、遂にそれに化せられなかつたのみならず、その大陸建築を日本化した大なる理由である。食物で云つても一體に淡白なあつさりしたものが日本料理の特色であり、米食民族たる我々がまた如何に多く野菜の類を好んで居るかは大陸の様に遊牧民族でなかつた證據であり、そこに清淨と、卒直と、眞率と、寛裕と、しかも樂天的で平和を樂む國

民性情を養つて來たことは、我が國史に現れてゐるのである。

思ふに今日まで萬世一系の皇室を戴く國民として、世界に比類ない國體を有することに於いて我々に大なる誇があるのであるが、國史はこの日本の國體を説明するものといふ事が出来るのであつて、國史の價値はまた此の意味に於いて最も大なるものがあると云はねばならない。教育勅語に「皇祖皇宗國を肇むること宏遠に徳を樹つること深厚なり我か臣民克く忠に克く孝に億兆心を一にして世々厥の美を濟せるは」とあるは我が國史を最も簡單に解釋したものと云へる。北畠親房が神皇正統記の開卷第一に「大日本は神國なり」と先づ國體を説いて歴代の事に及んで居るのは、又教育勅語を更に要約したものとしてよい。天照太神の天壤無窮の神詔と三種の神器を瓊々杵尊に授けてのたまひし折の神勅とは國民に取つて大切な信條をなしたのみでなく、又列聖が常に信條とせられて居るもので、それをいよ／＼神聖犯すべからざるものとなすに至つたのは又實に國史のみが之を説明し得るのである。無論永い間には、時に國民思想の上から見ても又國體の上から見ても悲

復古的思想
御代々天皇
の御聖徳

しむべき出来事が屢現はれて居る、僧道鏡の一件の如き、保元の亂の如き、或は足利義満の態度の如き、不祥事がないでもなかつた。又鎌倉時代の中頃から兩統迭立の如き皇室の尊嚴に對していかゞと思はれる事も起つた。しかもその間に復古的思想、言ひ換ふれば國民的自覺がだん／＼起つて又我が國體を生々としたものに造り直すやうになつて來たのと同時に、國民自身も自ら改造されて來たのであつて、その復古的思想は、御代々の天皇が何れの御方も國民をよく愛撫せられた點に於いて、他國に見ることの出來ない御聖徳を示されてゐる事に出發して力強い自覺となつて實現したのである。申さば仁徳天皇、醍醐天皇、村上天皇等の御方々が殊に聖帝として國史に傳へられ給ふのは、たま／＼それ等の御方々に御聖徳の史實を傳へてゐるに過ぎないのであつて、御代々の御聖徳には少しも甲乙がないのである。

併しこの國體の尊嚴が初めから國民に自覺されて居たかは問題である。最初はその尊嚴なる事が當然だとして餘り多く注意されなかつたかも知れぬ。それが蘇我物部兩氏の跋扈してゐた所謂臣連擅權時代から、國民的自覺

がまづ聖徳太子によつて喚び起され、十七條憲法の制定となつたのが、實に復古的精神を横溢せしめ大化の新政となるに至らしめた所以で、閥族の一人たる蘇我入鹿の如きすら、皇極天皇の御前に於て誅せられんとした時に、天皇の御前にひれ伏して、君臣の分よく定まつてゐる事を言上したことは、國體の尊嚴が如何にも明快に示されて居る。

又氏族は職業的にその名が起つたのであり、氏には何れが上で何れが下といふことがなく、その職業的なる事に於いて國民平等の思想が現れて居るといへる。これは肇國時代から社會發達の要求に伴つて極めて自然に起つたのであり、家々の職業は之に従事して居る者から云へば、何れも皇室に對して自分の技能を捧げるためのものであつて、皇室は職業の如何によつてこれに高下の階級をつけられなかつた。つまり國民はもと階級的に皇室に支配されて居るのでなく、人々自身の努力によつて皇室に近い地位に進出して働く事が出来るのであつた。それで祭祀を扱ふ者の中からも政治に與かる人が出てゐるのであり、絶對の皇室の下に平等の國民があり、こゝに我が國の體制

國民平等思想

皇室に氏姓
なし

が成つたのである。その皇室の絶対であらせられるを示すものは實に皇室に氏姓がないといふ事實でも證明せられる。故にもし閥族が起つて、皇室と國民との間に介在すれば、我が國家は衰へて來るのであり、之を打破せんとするものが、また實に國民の精神となつて國史に現はれて居るのである。それが六百年の武家政治の殻を破つて明治維新の大業をなし得るに至つた所以でもある。従つて祖先崇拜も、この制度の上から考へると、その家の繁榮は天皇に仕へ奉る職業の繁榮であり、その家が國家の一要素になるのであるから、祖先の業を墮さない點に於いて、天皇に奉仕する忠誠と祖先崇拜とが一致し、この忠孝一致が祖先崇拜の生命となり、また民族精神を不滅ならしむるものになるのである。氏神の如きも祖先そのもののみが氏神ではなく、祖先の崇拜して居た神を氏神とするのが寧ろ普通である。

國民精神の
力

前にいつたやうに君臣の分既に定まつて居たのではあるが、支那の文化が盛に輸入せられ、その政治思想も我が人心に浸潤することになれば、國體の上に由々しき大問題が起つて來た。併しいつも我が純なる國民精神の力強い

ものがあつてこれを救つた、道鏡一件に於ける和氣清麿、足利義滿贈太上天皇に於ける斯波義將の如き實にその人であつたといへる。又平安朝時代に入り藤原氏の勢力が發展して遂に攝政關白の政治となり、それが姿をかへて上皇實權の政治となつたが、古武家時代から皇室の勢力漸く衰へ、一時皇家中興の時代もあつたけれど、又忽ち中武家時代に入つて、皇室は遂に政治上にも經濟上にも最も困難なる御境遇となつた。そして新武家時代を経て遂に明治憲政時代を見るに至つたのであるが、その群雄爭覇時代に於いてすら如何に天皇が皇室の尊嚴を維持せられようと力められたか、又如何にして尊皇主義を奉じた英雄が皇室に引きつけられる、事となつたか、また徳川幕府の如きもその勢力を維持する必要上、實際に於いては種々朝廷に壓迫を加へながら、猶ほ表面には尊皇を看板としなければならなかつたかの事實は、我が國史の説明する所である。

次に前述の如く平和的な樂天主義の我が國民が一面に於いて武力の發達を見た所以もこゝに考察して置く必要がある。これは國內に於いてたまた

武力の發達

ま蝦夷隼人といふ二つの異民族が割合に長く東北と九州とに存在し、その間武力を養ひ來つたためである。その隼人征伐も蝦夷征伐もたゞ征伐に起つて征伐に終つたのではなく、地方の教化といふのが大なる理想であつたことは尤も注意すべきことで、隼人が奈良朝時代の初め、蝦夷が平安奠都時代に至つて遂に征服せられるまで、九州の南方と東北の各地とに於ける拓植事業とは次第に出來上つたのであり、持久的に是等異民族に對して兵を備へた事が我が國の武力が發達した所以であり、武士道の發展にも大なる關係を有してそれが源平兩氏の勃興と因縁を有してゐるのである。「額には箭は立つとも背には矢は立てじ」續日本紀神護景雲三年十月稱徳天皇詔と云ひ、また「海行かば水漬く屍、山行かば苔むす屍」萬葉集第十八賀陸奥國出金詔書歌と云ふ忠誠は蓋しこの間に起つたものである。故にまた朝鮮半島に於ける戦役に從事したものは必ずしも西南地方の人々のみでなくて、蝦夷征伐に訓練を経た東國人が之に加はつたのである。我々は常に一隅を見て他の三隅を閑却せぬ様に心を用ゐて國史を研究して居なければならぬ。

もとより國民的自覺は國史によつて得るもの如何に大なるかは云ふまでもないが、しかし國史を研究するものは小愛國心に捉はれてならぬ事も、に注意しなければならぬ。自國の事と、しいへば惡をも善とし、時には信すべからざることを信するやうになりたいものである。前に云つたやうに、皇室が今日まで續いて來た事は國史のよく證明する所であるとはいへ、時にその尊嚴が危うかつた時代がないでもない、國史にはすべて光明の時代のみでなく、また暗黒時代も間々あつたことを知らねばならぬ、しかもこの暗黒時代を有する事が必ずしも我々の恥辱でない、この暗黒時代から更に新なる光明時代を作り出した國史に感激すると同時に、再び我々は暗黒時代を繰返さぬやうにするのが、我々國民の覺悟でなければならぬ。歴史は鏡の様なものである。大鏡の著者が「明けき鏡にあへば、過ぎにしも今行末の事も見えける」と詠じてゐるが、過去の事を包み隠さず善い事を善い事とし、惡い事を惡い事として公明なる批判を下すのが國史を研究するものゝ任務である。最後にもう一つ國史を研究するものが心を用ゐなければならぬ事がある。

どうかすると我々はたゞ表面に現れた史的事象に従はれてしまふ、それではその真相を闡明することが六ヶしい。殊に人物の評などに於いてもその行つた事柄のみによつて直ちにその人格を判断すべきものでなくて、或は道義上面白くないやうに見ゆる事があつても、若しその人格が他の方面に於いて正直な行き方をしてゐれば、たゞその一事を以て直ちにその人を責めてはならない。源義経が頼朝追討の院宣を請うたことが、兄弟の義に背くとしても、それが如何なる事情の下に起つたかを、更に研究を加へて後、はじめに義経に對し攻撃の矢を放つべきか否かを定めねばならない。同じく神佛を信仰した事跡があつても、その信仰には人によつて色々の動機がある、楠木正成が法華經を書寫して八幡宮に奉納したこと、足利尊氏が後醍醐天皇の爲めに天龍寺を建てた事とは、そこに二人の人格と信仰とに相異があるのである。このほか、國史の研究に就いて各説に入るに先だち、こゝに言ひたい事がな

いでもないが、それらは各説の巻でも述べる機会があるであらう。

附 録

自昭和十六年
至昭和十五年 國史公刊目錄

第三章國史の編纂著述の處に收めた一覽表のあとを受けて昭和六年以降十五年までに公刊された國史關係書の中から主に全般的のもの又特に注意すべきものと氣付いたものだけを摘録して参考に資することとした。

○昭和六年

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| 一 開國八十年史 大澤米造 | 一 日本金融資本發達史 野村順之助 |
| 一 鎌倉時代史 松本彦次郎 | 一 近世の經濟思想 本庄榮治郎 |
| 一 日本史概説 京口元吉 | 一 日本經濟學說史資料 野村兼太郎編 |
| 一 日本文明史講話 龍居松之助 | 一 日本經濟變革史 小泉策太郎 |
| 一 平安朝史 下村三四吉 | 一 明治初年農民騷擾錄 土屋喬雄編
小野道雄編 |
| 一 大庭御厨の研究 三上左明 | 一 信濃國分寺之研究 藤澤直枝 |
| 一 諏訪神社の研究 宮地直一 | 一 日本佛教史講話 境野黃洋 |
| 一 神社の經濟生活 祝 宮靜 | 一 日本佛教史之研究續編 辻善之助 |
| 一 明治大帝 中澤宇三郎 | 一 眞言宗年表 守山聖眞編 |
| 一 歷代聖勅集 教育總監部編 | 一 新講和歌史 兒玉信一 |
| 一 江戸時代の交通文化 樋畑雪湖 | 一 萬葉學論纂 佐佐木信綱編 |
| 一 日本封建社會史 櫻井庄太郎 | 一 室町時代小歌集 笹野堅編 |
| 一 律令の研究 瀧川政次郎 | 一 連歌の史的研究續編 福井久藏 |
| 一 日本會社企業發生史の研究 菅野和太郎 | 一 寫樂 野口米次郎 |

附錄

國史公刊目錄 (昭和六年)

一 日本繪畫史の研究 澤村專太郎	一 一天正遣歐使節記 濱田耕作
一 日本工藝史概説 奥田誠一	一 弘法大師傳 蓮生觀善
一 日本古美術案内 瀧精一	一 佐久間象山 象山先生遺蹟表彰會編
一 日本神社建築史 佐藤佐	一 維新前後の研究と小栗上野 蟻川新
一 美學及藝術史研究 大西克禮編	一 橋本左内研究 大久保龍
一 寶雲抄 東伏見邦英	一 山鹿素行研究 木村卯之
一 明治神宮繪畫史	一 赤穂義士史料 中央義士會編
一 國語史概説 吉澤義則	一 紀記論究 松岡靜雄 昭和七年全部刊
一 大津京趾の研究補遺 滋賀縣保勝會編	一 實隆公記 三條西實義校
一 柴香樂宮趾の研究 滋賀縣保勝會編	一 醍醐雜事記 中島俊司校
一 古社寺の研究 魚澄惣五郎	一 大乘院寺社雜事記 辻善之助等校 昭和十二年全部刊
一 萬葉地理考 豊田八千代	一 播磨風土記新考 井上通泰
一 初期日獨通交小史 丸山國雄	一 新撰古金大鑑 久保伸祐編
一 元寇の新研究 池内宏	一 日本玩具史 有阪與太郎 昭和七年全部刊
一 元寇の研究 竹内榮喜	一 日本近世舞踊史 小寺融吉

(續刊中)

一 日本神話の研究 松本信廣	一 蘇峯先生知友新稿 蘇峯先生古稀 古稀祝賀祝賀記念刊行會編
一 園城寺の研究 園城寺編	一 訂國史の研究總説 黑板勝美

○昭和七年

一 日本文化史序説 西田直二郎	一 一歴代皇陵 立命館編
一 概觀日本文化史 藤崎俊茂	一 神皇正統記述義 山田孝雄
一 國民綜合日本史 栗田元次	一 生野義學と其同志 澤宣一
一 國史學の骨髓 平泉澄	一 警察史研究 田村豊
一 歴史學批判敍説 羽仁五郎	一 鳥羽伏見の變と史論の訂正 蟻川新
一 年代對照便覽並陰陽對照表 神田茂編	一 維新農村社會史論 小野武夫
一 石清水八幡宮史 石清水八幡宮編 昭和十四年全部刊	一 農奴社會史考 細川龜市
一 皇室史の研究 東伏見宮御編	一 增農村社會史論講 小野武夫
一 後醍醐天皇御事蹟 黑板勝美 吉野神宮奉養會刊	一 訂農村社會史論講 小野武夫
一 貞愛親王事蹟 伏見宮御編	一 法律史話 瀧川政次郎
一 神道史 清原貞雄	一 校兩替年代記 三井高維增補
一 明治天皇の御聖德 徳富猪一郎	一 德川封建經濟の研究 高橋龜吉
	一 日本金融資本發達史 大島唯史

一 日本鑛業發達史 內藤久寬	三	一 蓮如上人研究 齋藤唯信	一
一 日本資本主義發達史講座 大家金之助等編 昭和八年全部刊	七	一 會津藩教育考 小川涉	一
一 日本兩替金融史論 松好貞夫	一	一 數學教育史 小倉金之助	一
一 關齋先生と日本精神 平泉澄	一	一 國學の研究 河野省三	一
一 鎌倉室町時代の儒教 足利衍述	一	一 國學の史的考察 伊東多三郎	一
一 綜合日本佛教史 橋川正	一	一 日本教育史 小原國芳	一
一 奈良朝時代寺院經濟の研究 竹内理三	一	一 綜合近世教育史 小西重直 高橋俊乘	一
一 日本思想史概説 田中義能	一	一 東京帝國大學五十年史 東京帝國大學編	二
一 日本人の博愛 辻善之助	一	一 慶應義塾七十五年史 慶應義塾編	一
一 日本精神史論纂 法政大學日本 精神史學會編	一	一 江戸時代小説史 鈴木暢幸	一
一 日本精神發達史 河野省三	一	一 古今集時代の研究 安田喜代門	一
一 日本武士道史 永吉二郎	一	一 江戸時代和歌の研究 窪田空穂 松村英一	一
一 日本佛教發達概論 境野黃洋	一	一 日本文學史概説 藤村作	一
一 武士道概論 田中義能	一	一 日本文學論纂 佐佐木博士 還曆記念會編	一
一 明治宗教運動史 櫻井匡	一	一 日本和歌史 生田蝶介	一

一切支丹宗敎文學 姉崎正治	一	一 日本地理學史 藤田元春	一
一 萬葉集年表 土屋文明編	一	一 日本庭園史要 龍居松之助	一
一 大日本演劇史 灰野庄平	一	一 日本外交史 波多江實	一
一 東洋美術史の研究 澤村專太郎	一	一 岩倉具視公 德富猪一郎	一
一 西陣史 佐佐木信三郎	一	一 勝海舟傳 德富猪一郎	一
一 日本音樂史 田邊尙雄	一	一 北畠親房 中村直勝	一
一 日本金工史 香取秀眞	一	一 佐久間象山 宮本仲	一
一 日本美術史圖錄 源豐宗編	一	一 木戸松菊公逸事 妻木忠太	一
一 放鷹 宮内省式部職編	一	一 寶曆治水薩摩義士事蹟概要 薩摩義士 顯彰會編	一
一 口語音韻論 金田一京助	一	一 慈善救濟史料 辻善之助編	一
一 國語の新研究 三矢重松	一	一 日本古印刷文化史 木宮泰彦	一
一 宇治名蹟史 京都史蹟宣揚會編	一	一 墳墓の變遷 後藤守一	一
一 奥羽古史考證 藤原相之助	一	一 日本民謡研究 藤澤衛彦	一
一 白河及菊多剗研究 諸根樟一	一	一 日本文學大辭典 藤村作編 昭和十年全部刊	四
		一 訂 國史の研究各説上 黑板勝美	一

○昭和八年

- 一 維新史考 井野邊茂雄
- 一 明治維新史 服部之總
- 一 日本年號大觀 森本角藏
- 一 皇室御撰之研究 和田英松
- 一 明治天皇行幸年表 井上清純編
- 一 六國史神祇索引 神宮皇學館編
- 一 會津戊辰戰史 會津戊辰戰史編纂會編
- 一 上代日本の社會及び思想 津田左右吉
- 一 日本女性史 龍居松之助
- 一 封建制下の農民一揆 田村榮太郎
- 一 民權發達史 清水金八
- 一 沖繩法制史 新垣清輝
- 一 近世日本農村經濟史論 土屋喬雄 小野道雄
- 一 我國近世の專賣制度 堀江保藏
- 一 明治財政經濟文獻 大内兵衛編
- 一 日本米價變動史 中澤辨次郎
- 一 日本金融資本發達史 野村順之助
- 一 聖德太子御製法華經義疏の研究 花山信勝
- 一 日本宗教史 土屋詮教
- 一 日本宗教史研究 日本宗教史研究會編
- 一 日本思想史 奈良朝國民の精神生活 清原貞雄
- 一 日本佛敎學史 島地大等
- 一 武士道の復活 平泉澄
- 一 土佐之南學 大久保千壽
- 一 日本醫學史綱要 富士川游
- 一 日本教育文化史 高橋俊乘
- 一 歌論史概説 峯岸義秋
- 一 詩歌日本史 西村文則

- 一 俳諧史の研究 顯原退藏
- 一 和讚史概説 多屋頼俊
- 一 法隆寺法起寺法輪寺建立年代の研究 會津八一
- 一 鎌倉彫刻圖録 奈良帝室博物館編
- 一 補日本南畫史 梅澤精一
- 一 日本佛敎圖像選 鷲尾順敬編
- 一 日本漆工の研究 澤口悟一
- 一 圖説日本美術史 田澤坦 大岡實
- 一 日本美術史概説 黒田鷗心
- 一 明治演劇史 伊原敏郎
- 一 和紙類考 渡部道太郎
- 一 江戸時代前半期の世相と衣裳風俗齋藤隆三
- 一 神皇正統記 白山本複製 三秀舎版 附解説
- 一 越前及若狹地方の史蹟 上田三平
- 一 周防國府の研究 三坂圭治
- 一 近江之聖蹟 中川泉三
- 一 肥前國豊後國風土記考證 後藤誠四郎
- 一 近代日本外交史 服部之總
- 一 日本遣歐使者記 グワルチエリ著 木下奎太郎譯
- 一 日滿古代國交 沼田頼輔
- 一 公爵山縣有朋傳 徳富猪一郎
- 一 修補殉難錄 宮内省編
- 一 島津齊彬公 中村徳五郎
- 一 靜寛院宮 松原致遠
- 一 讀史備要 東京帝國大學史料編纂所編
- 一 日本花押大觀 木下桂風編
- 一 紅葉山文庫と書物奉行 森潤三郎
- 一 板碑概説 服部清五郎
- 一 俚諺大辭典 中野吉平編
- 一 系譜精表 佐藤小吉編

岩波日本歴史 國史研究會編
講座 昭和十年全部刊

第一回 律令制度

中世に於ける國體觀念
平泉 澄
皇家中興の大業
黒板勝美
憲法の制定
藤井甚太郎
政黨の發達
尾佐竹 猛
城郭の變遷
鳥羽正雄

第二回 皇威の發展と氏姓制度

川上多助
平安時代の政治
吉村茂樹
日宋關係
木宮泰彦
平安時代の宗教
生活と庶民階級
松本彦次郎
江戸時代の經濟
土屋喬雄
有職故實
出雲路通次郎
露國の東亞政策
齋藤清太郎
丸山二郎

第三回 藤原氏の興隆

飛鳥奈良時代の佛教建築
足立 康

日明關係

江戸幕府政治(一)

江戸の市制
神社の崇敬

第四回

日韓關係
日唐關係
莊園制の發達
室町幕府政治

近世初期農村の問題

蘭學の發達

明治時代の教育

第五回

南都佛教
室町時代の日鮮關係
室町時代の皇室と國民
條約改正
皇陵
歴史地理

秋山謙藏

中村孝也

幸田成友

宮地直一

末松保和

筑波藤麿

西岡虎之助

魚澄惣五郎

中村吉治

板澤武雄

大久保利謙

橋本凝胤

中村榮孝

淺野長武

森谷秀亮

和田軍一

藤田元春

本邦地圖の發達

第六回 群雄の爭覇

室町時代の庭園

織田豊臣二氏の統一事業

江戸時代の繪畫

日本神話に就いて

歌學に就いて

第七回 藤原氏の榮華と院政

日麗關係

鎌倉時代の文藝

幕末の外交

江戸時代の風俗

德川時代の音樂

西洋人の眼に映じたる日本

第八回 歸化人の安置

佛教の初期文化

江戸時代の日鮮關係

附録 國史公刊目錄 (昭和八年)

蘆田伊人

渡邊世祐

外山英策

花見朔已

藤懸靜也

松本信廣

佐佐木信綱

吉村茂樹

稻葉岩吉

山田孝雄

大塚武松

齋藤隆三

兼常清佐

石田幹之助

丸山二郎

石田茂作

中村榮孝

江戸幕府政治(二)

日清日露の役

皇室制度

古刀と新刀

聖德太子の鴻業

刀伊の入寇及び元寇

江戸時代の林政

尊皇思想の發達

明治外交史

英國の極東政策

國史の編著

武士の勃興

平安朝の女流日記文學

中世の經濟

鎌倉時代の彫刻

江戸時代の交通

古代思想と國學

井野邊茂雄

煙山專太郎

芝 葛盛

本間順治

坂本太郎

池内 宏

鳥羽正雄

竹岡勝也

田保橋 潔

三枝茂智

黒板勝美

川上多助

吉澤義則

柴 謙太郎

小林 剛

古田良一

竹岡勝也

比較言語

松本重彦

古典文學

安藤正次

第十二回 保元平治の亂と平氏

平泉 澄

藤原時代の彫刻

丸尾彰三郎

鎌倉時代の政治

龍 肅

江戸時代の工藝

奥田誠一

莊園制の崩壊

牧野信之助

明治維新(一)

藤井甚太郎

近世都市の發達

小野晃嗣

明治以後に於ける行政法規の沿革

清水 澄

近世初期の文學

高柳光壽

明治時代の社會問題

嘉治隆一

明治時代の文學

千葉龜雄

第十四回 國司制の崩壊

吉村茂樹

第十三回 朝鮮古代文化

藤田亮策

守護地頭

牧 健二

本邦都城の制

喜田貞吉

鎌倉時代の繪畫

上野直昭

平安時代の藝術

原田亨一

町人文學

藤村 作

中世の建築

服部勝吉

明治時代の經濟

大内兵衛

室町時代の文藝

岩橋小彌太

世界大戰と日本

内藤智秀

法典編纂

池田寅二郎

東洋史上より觀たる日本

白鳥庫吉

日本建築に及ぼせる大陸建築の影響

關野 貞

第十五回 蝦夷準人の順撫

丸山二郎

系圖と系譜

太田 亮

室町時代の工藝

笹川種郎

第十三回 上代史の研究法について

津田左右吉

近世初期の對外關係

岩生成一

平安時代の佛教

花山信勝

神祇祭祀

山本信哉

古文書

相田二郎

記 録

田山信郎

第十六回 日本原始文化

濱田耕作

朱子學の我國に及ぼせる影響

宇野哲人

大化改新

坂本太郎

奈良朝以前に撰ばれたる史書

和田英松

日本佛塔建築の變遷

伊東忠太

第十六回 歴史學研究法

今井登志喜

室町時代の庶民生活

中村直勝

歴史研究と歴史教育

西田直二郎

鎌倉時代に於ける新佛教の發展

松本彦次郎

奈良時代の政治と佛教

荻野伸三郎

江戸幕府政治(一)

栗田元次

室町時代の繪畫

脇本十九郎

近世武家時代の建築

大熊喜邦

豊臣秀吉の檢地

高柳光壽

第十七回 上代の遺物遺跡と其の文化

梅原末治

文祿慶長の役

中村榮孝

宗教一揆

長沼賢海

江戸時代の教育

春山作樹

安土桃山時代の繪畫

田中豐藏

明治天皇の御聖德

三上參次

吉利支丹宗門の興廢

村上直次郎

明治維新(二)

羽仁五郎

南蠻文學

新村 出

米國の極東政策と日米關係

村川堅固

廢佛毀釋

辻 善之助

歐人の初期日本地圖作成史

秋岡武次郎

國史と民俗學

柳田國男

國史學に於ける大

坪井九馬三

支那史書に現はれたる日本

岩井大慧

南洋研究の意義

黒板勝美

日本書道の變遷

伊木壽一

訂 國史研究年表

黒板勝美